

全国健康保険協会運営委員会（第53回）議事次第

平成26年3月19日（水）15:00～
アルカディア市ヶ谷 阿蘇（6階）

〔議 題〕

1. 平成26年度の事業計画及び予算について 【付議事項】
2. 平成26年度の運営委員会の主な議題・スケジュールについて
3. 協会けんぽの財政基盤強化行動計画について
4. その他

〔資 料〕

- 資料1-1 平成26年度事業計画及び予算（案）
- 資料1-2 収入支出予算の前年度比較
- 資料1-3 業務経費及び一般管理費の内訳
- 資料2 各支部の事業計画
- 資料3 平成26年度パイロット事業等
- 資料4 平成26年度の運営委員会の主な議題・スケジュールについて（案）
- 資料5 財政基盤強化に向けた行動計画スケジュール（平成26年度）
- 資料6 東日本大震災に係る平成26年3月以降の対応について
- 資料7-1 中央社会保険医療協議会等について
- 資料7-2 平成26年度診療報酬改定の概要（厚生労働省資料）
- 資料8 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案について
- 資料9 第1回協会けんぽ調査研究報告会の開催について
- 参考資料1 協会けんぽの医科入院の推計平均在院日数（平成24年4月分）
- 参考資料2 協会けんぽの都道府県支部別医療費の状況（平成24年度）
- 参考資料3 協会けんぽの都道府県別医療費等のマップ（平成24年度）
- 参考資料4 都道府県別医療費に関するレーダーチャート等（平成24年度）
- 参考資料5 保険財政に関する重要指標の動向

平成 26 年度
全国健康保険協会
事業計画及び予算
(案)

対象期間:平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

全国健康保険協会の理念

- 協会は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることを基本使命としている。

- 協会としては、こうした使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的にとり入れ、保険者機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして運営していく。
 - ▶ 加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
 - ▶ 加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
 - ▶ 加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
 - ▶ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

平成 26 年度事業計画

【健康保険事業関係】

I. 事業運営の基本方針

- 加入者の健康の維持、増進を図り、質の高い医療サービスを地域で効率的に提供できるよう支援する保険者機能を、地域の実情を踏まえ、加入者や事業主の意見を反映した、自主自律・都道府県単位の運営により、最大限発揮すべく、以下の考え方により策定した、「保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）」について更なる充実・強化を図る。
 - 第一に、協会自らが、加入者の健診データや受診情報、地域の医療提供機関等の機能情報及び疾病動向等を効果的に収集できるよう取組みを強化する。併せて、加入者アンケートの実施等により、加入者の実態及び意識や意見などの把握に努める。
 - 第二に、収集した情報を統合し、協会内部で分析する機能を更に強化する。
 - 第三に、分析した内容を協会の運営に活用するとともに、政策提言として国、都道府県等に対して発信することを通じて地域の医療・介護サービスが効率的に提供されるよう支援する。また、協会の取組みについて、協会の加入者、事業主をはじめとする国民に向けて情報発信を行う。
- 協会設立の趣旨は、保険者機能を十分に発揮できる新たな保険者を創ることにあ
る。現状では、協会の支出の 6%程度である現金給付業務に全職員の約半数が従事
しているが、業務・システム刷新により業務の効率化を図り、保健事業や調査分析
などに人的資源を振り向け、保険者機能をより強化していくことを目指す。
- 「保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）」においては、引き続き加入者の
疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等の取組みを総合的に推進する。特に、これ
まで疾病予防や健康増進、あるいは医療費に比較して議論の少なかった医療の質に関
する情報の収集、分析、発信に向けた取組みを推進する。
 - また、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘル
ス計画（仮称）」を作成する。
- あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向け、
医療費の低い支部等に関する情報の収集・分析や、都道府県、他の保険者等との連携
を深める。

- また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。あわせて、「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」を実効あるものとするための人材育成を推進する。
- 厳しい経済環境の影響による被保険者の標準報酬の減少や保険給付費及び高齢者医療への支援金の増等により、協会けんぽの平均保険料率は10.00%と被用者保険の中でも高い水準に達しており、協会けんぽの取組みの理解とあわせて、加入者・事業主に保険財政の厳しい状況を伝えていく必要がある。また、中小企業等で働く方々の健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。特に、協会けんぽの財政基盤をより強化するため、より一層の効率的な事業運営の推進を図るとともに、必要な医療制度の改革を本部・支部と連携して、関係各方面へ提言していく。また、自主・自律という一方で法令により協会に様々な制約が課されている現状を踏まえ、協会の自主性とそれに伴う責任をより広げる方向での制度見直しを求めていく。
- 従来の広報に留まらず、中小企業団体と連携し、制度や協会運営に関する意見を吸い上げ、政策提言や運営改善に役立てると同時に、家計や経営環境が厳しい状況の中において、被用者医療保険の柱である協会けんぽの機能の重要性を被保険者・加入者が理解し、安心感をもてるよう、保険料率のお知らせとともに、医療保険制度の仕組みや現役世代が高齢者の医療を支えている構造についても、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報に万全を期す。また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主の方々や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。
- 保健事業については、加入者の健康の保持増進を図るための協会の事業の重要な柱であり、健診及び保健指導を中核とし、その実施率向上に向けた各種取組を進めるほか、その他の保健事業を適切に組み合わせ、総合的に推進していく。
- 中期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ上げないように、地域の実情に応じた医療費の適正化のほか、業務改革、経費の節減等のための取組みについて一層強化する。なお、国による社会保障・税番号実施の取組状況、日本年金機構ほか関係機関との調整状況を踏まえ、実施に向けた検討を行う。
- 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもって実行に移していくとともに、指標（数値）化を行い、定期的に公表するものとし、運営委員会及び評議会を基軸として、加入者及び事業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく。

- また、保険料収納や保険証交付の前提となる被保険者資格の確認などを担う日本年金機構との連携を深め、円滑な事業実施を図る。

Ⅱ. 重点事項

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進

「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した以下の事項について更なる充実・強化を図る。あわせて、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。

- 医療に関する情報の収集と分析
- 医療に関する情報の加入者・患者への提供
- 都道府県など関係方面への積極的な発信
- 他の保険者との連携や共同事業の実施
- 保健事業の効果的な推進
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 等

また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。

特に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、平成27年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、次期制度改正に向けた提言を行うなど、引き続き、関係各方面へ意見を発信していく。

都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に積極的に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結するなど、都道府県との連携推進を図る。

なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、

傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化等は、保険者機能強化アクションプラン(第2期)とは別に、引き続き着実に推進していく。

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。

また、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画(仮称)」を作成し支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通ずるサービスの対象範囲の拡大を図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

(4) 調査研究の推進等

保険者機能を強化するため、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。保険者機能強化アクションプラン(第2期)に沿って、医療に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取り組み事例も踏まえ、検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究を行う。

医療費分析等の研究を行う専任職員の設置を視野に、医療に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。

本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、研究誌を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。

(5) 広報の推進

協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体（三師会等）が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

(6) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、平成27年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていることから、次期制度改正に向けた提言を行うなど、引き続き、関係各方面へ意見を発信していく。

協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。

また、傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

現金給付の支給申請書については、加入者がわかりやすく記載しやすいものに改善する。

また、現金給付の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。

その他、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進に更に注力する。

(2) 高額療養費制度の周知

高額療養費制度については平成26年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを更に推進する。

(3) 窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所等への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。

また、年金事務所窓口については窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点からも職員配置等について見直しを行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。

なお、事業主が、資格取得届または月額変更届の提出後、直ちに被保険者から傷病手当金、出産手当金が申請されるケースが散見されるため、本部から、傷病手当金、出産手当金で、資格取得日または月額変更日から近い請求による支払済データを各支部に提供し、審査の強化の支援を行う。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行なうとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

さらに、内容点検業務の外部委託については、競争性を確保すること並びに点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引上げることを目的として、実施支部を拡大する。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、被保険者証の回収を強化する。また、被保険者証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。

なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

また、債権管理の統括責任者会議や担当者研修会を開催し、債権回収業務のノウハウの取得や、それに伴う債権回収業務の効率化を図るほか、効果的な回収方法を各支部に周知する。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員（健康保険サポーター）は、事業主と加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修等の開催によって健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主、加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、協会が勧奨する健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主と加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に依りて効果的な保健事業を進める。

また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を検証し支部間格差の解消に努める。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。

特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診を実施する。また、確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用などを進める。

また、保健指導利用者の拡大を図るために、保健指導利用者の健診データや医療費データ等の分析から保健指導の改善効果を示し、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、対象者に応じたより効果的な保健指導を実施する。

事業者健診データの取得については、事業主への勧奨効果が大きいと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）を最大限活用し、各都道府県の労働局等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

(3) 各種業務の展開

特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図るため、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者と連携強化を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれないことや、大量の紙を使用する事務処理となっ

ていることから、統合データベースを構築し、事務処理のペーパーレス化・自動化やデータ入力・印刷発送業務の集約化等に対応するため、24年度から、段階的に新システム基盤の設計及び構築等を進めており、26年度は25年度に引き続き、アプリケーション設計・開発・データ移行のほか、ネットワークシステム、LAN・端末機器の設計・構築・導入等を26年度の新システムのサービスインに向けて、実施する。また、導入後は新しい業務・システムの早期定着を図る。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

① 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

② 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

③ 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(3) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことがで

きるようカリキュラムを工夫する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(4) 業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(5) 経費の節減等の推進

引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

また、システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、経費削減の観点からどのような方策が可能か検討を加えていく。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

協会の運営に関する各種指標(26年度健康保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標 (10営業日)の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 53.8% 被扶養者 18.6%
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	8.5%(被保険者)
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 11.3% 被扶養者 2.5%
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額(医療費ベース)	25年度を上回る
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	25年度を上回る
加入者・事業主への広報	メールマガジンの登録件数	25年度を上回る

【検証指標】

各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用割合
	任意継続被保険者の口座振替利用率
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
お客様満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービス全体としての満足度 ・職員の応接態度に対する満足度 ・訪問目的の達成度 ・窓口での待ち時間の満足度 ・施設の利用の満足度
レセプト点検	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者1人当たり資格点検効果額 ・被保険者1人当たり外傷点検効果額 ・被保険者1人当たり内容点検効果額
健診・保健指導の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 ・特定保健指導利用者の改善状況
ホームページの利用	ホームページへのアクセス件数
都道府県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数 ・都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数
申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率
業務の効率化・経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合(件数)、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況

(注) 「都道府県との連携」に関して、都道府県によっては協議会・検討会が設置されていない場合や名称が異なる場合がある。

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

Ⅲ. 事業体系

事 項	内 容	
保険運営の 企画	運営委員会・評議会の運営	○本部に運営委員会、各都道府県支部に評議会を設置し、その運営を行う。
	保険料率の設定	○都道府県単位保険料率を設定する。
	財政運営	○健康保険の財政運営を行う。
	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者機能の発揮により取組みの総合的推進を図る。 ○ジェネリック医薬品の使用促進を図る。
	調査分析・統計	○医療費等に関する調査分析を行うとともに、統計を作成する。
	広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
健康保険給 付等	保険証の交付	○保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。
	保険給付	○健康保険の給付を行う。 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費を支払う。） ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料、療養費等）
	レセプトの点検	○レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。
	債権の回収等	○債権の新規発生を防止するとともに、発生した債権を適正に管理し、回収する。
	任意継続被保険者業務	○任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。
	窓口サービス・相談	○支部の窓口や職員の巡回、外部委託により各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを行う。
	情報提供	○医療費通知やインターネットを活用した医療費に関する情報提供等を行う。

保健事業	健診	<p>○被保険者（35歳以上の者）については、健診機関と契約し、被保険者に対して生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。</p> <p>○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約するとともに、協会単独で健診機関の中央団体等と契約し、受診券を配布し、地域の特定健康診査機関で健診を受けられるようにし、その費用の一部を負担する。（健診費等の支払は、社会保険診療報酬支払基金を代行機関として利用）</p> <p>○40歳及び50歳への付加健診、乳がん・子宮頸がん検査、肝炎ウィルス検査を実施する。</p> <p>【国の定めた目標値】・特定健康診査実施率：65.0%</p>
	保健指導	<p>○被保険者については、保健師が事業所を訪問し、健診結果に基づき保健指導（情報提供、動機づけ支援、積極的支援、その他支援）を実施するほか、外部委託を活用する。</p> <p>○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約するとともに、協会単独で特定保健指導機関の中央団体等と契約し、利用券を配布し、地域の特定保健指導機関で特定保健指導が受けられるようにし、その費用の一部を負担する。</p> <p>【国の定めた目標値】・特定保健指導実施率：30.0%</p>
	健康づくり事業	○健康増進や疾病予防のための運動プログラムの実施や教育、相談、普及啓発のための広報等を行う。
	未治療者への受診勧奨	○生活習慣病の重症化を防ぐために健診の結果、要治療と判定されながら治療していない者に対して受診を促し、確実に医療に繋げる。
	情報提供	○健康増進や疾病予防に関する情報提供を行う。
福祉事業	高額療養費等の貸付	○高額療養費や出産費用の貸付を行う。
その他	健康保険委員の委嘱等	<p>○健康保険委員の委嘱を行う。</p> <p>○健康保険委員の活動を強化するため、研修会の開催や必要な情報提供等を行う。</p>

【船員保険事業関係】

I. 事業運営の基本方針

- 1 協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。
また、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成する。
- 2 平成 26 年度においては、
 - (1) 船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に引き続き努めるとともに、加入者や船舶所有者の視点に立って積極的に情報提供等を行うほか、サービススタンダードを遵守するなど、常にサービスの向上を図る。
 - (2) また、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みを強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活の支援や船舶所有者における健康づくりの支援を推進するなど、総合的な取組みを継続する。
 - (3) さらに、加入者の負担を軽減し、効率的な医療の提供を図るため、自動点検機能を活用したレセプト点検の実施に向けた取組み、医療費通知やジェネリック医薬品の使用促進などの取組みを推進する。
- 3 事業運営に当たっては、
 - (1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の動向等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努める。なお、国による社会保障・税番号制度実施の取組状況、日本年金機構ほか関係機関との調整状況を踏まえ、実施に向けた検討を行う。
 - (2) また、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努める。
 - (3) さらに、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努める。

Ⅱ. 重点事項

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

加入者の医療費、健診データを分析するとともに、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。

- 加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供及び意見収集
- 保健・福祉事業の効果的な推進
- ジェネリック医薬品の使用促進
- レセプト点検の効果的な推進 等

(2) 情報提供・広報の充実

- ・ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページ等により、加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施する。
- ・ インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配布する。
- ・ 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するなど、積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ メールマガジンを活用し、積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、船員保険事業の推進及び加入者サービスの向上のため、加入者や船舶所有者の意見を積極的に収集する。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化するとともに、ジェネリック医薬品の希望を申し出ただけに利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を配布する。さらに、ジェネリック医薬品に切り替えられた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを平成 25 年度に引き続き、年 2 回実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

また、船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況については、定期的に船員保険協議会において報告する。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組み

- ・ 職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施する。
- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつけるため、加入者や船舶所有者の意見を積極的に収集し、更なるサービスの向上を図る。
- ・ お客様満足度調査については、継続的に実施する。
- ・ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(2) 高額療養費制度の周知

高額療養費制度については、平成 26 年度に所得区分の改正が行われる予定であることから、加入者や船舶所有者に対して、改正内容の周知を図るほか、限度額適用認定証により高額療養費が現物給付されることを引き続き周知するなど、円滑な業務運営に努める。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

(3) 職務上上乘せ給付等の申請勧奨

厚生労働省より船員に係る労災給付データの提供を受け、未申請者に対し、職務上上乘せ給付や特別支給金の申請勧奨を行い、その円滑な支給に努める。

(4) 保険給付等の業務の適正な実施

- ・ 職務外給付、職務上上乘せ・独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金、新たな特別支給金などの保険給付等を正確かつ迅速に支払う。なお、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ・ 下船後の療養補償について、適切な申請がされるよう加入者や船舶所有者等に対し、制度の趣旨や仕組みについて周知を図る。
- ・ 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、不適切な申請事例への厳格な対応や適正受診の促進を図る。
- ・ 東日本大震災により被災した加入者の一部負担金免除等について、適切に対応する。

(5) レセプト点検の効果的な推進

- ・ 自動点検システムを活用した効率的なレセプト点検の実施に向けた取組みを進めるとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知識・査定事例の共有化を推進し点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。
- ・ 点検の効果があつた事例を集約して、より有効なシステムによるチェックを実施する。

(6) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、平成 25 年度に引き続き、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収について、文書等による催告などを実施する。

また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析に努め、加入者の特性や課題を把握した上で、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、効果的な保健事業の実施を図る。

また、第二期特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、以下のような取組み等を実施する。

- ・ 被扶養者の特定健康診査及び特定保健指導の保険者負担の上限額については、消費税増加分を引き上げることとし、受診しやすい環境の維持に努める。
- ・ 被扶養者についても、希望する方については生活習慣病予防健診の受診を可能とする。また、被扶養者の特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を受診券の送付時等に実施する。
- ・ 被扶養者に対する受診券について、被扶養者の自宅（被保険者宅）へ直接送付するとともに、被保険者や被扶養者に対する健診受診勧奨文書については、自宅に送付する。
- ・ 引き続き、健診実施機関の拡大に努め、特に総合健診（人間ドック）については、船員保険会直営の健診実施機関以外での受診を可能とする。
- ・ 船員手帳健康証明書データについては、被保険者から直接収集する取組みを継続するとともに、船舶所有者に対する収集の働きかけも強化する。
- ・ また、船員手帳健康証明書データの提供をいただいた加入者について、各人の健康状態に適した健康づくりに関する情報提供等を行い、その健康づくりを支援するなどの取組みを進める。
- ・ 特定保健指導対象者や糖尿病罹患患者に対し、オーダーメイドの情報提供冊子を用いて医療機関への受診勧奨及び特定保健指導の利用勧奨を引き続き実施するとともに、新たに脂質異常や高血圧の者に対しても同様の取組みを行うこととし、そのう

ち治療が必要と思われる者や特定保健指導の未利用者に対しては、文書により再勧奨を実施する。

- ・ 船舶所有者に対し、船舶所有者が事業を行う際に、加入者の健康づくりに取り組むことの意義等を広く周知するとともに、一定規模以上の船舶所有者に対し、加入者の健康状態等を分析した医療情報等を情報提供する事業について検討し、試行的に実施すること等を通じて、船舶所有者における健康づくりの支援、推進に努める。

(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取り組み

加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成 26 年度においても、船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者各人の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供（特定保健指導対象者、糖尿病罹患患者等を対象）、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施する。

(3) 福祉事業の着実な実施

船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生向上を図る。

- ・ 無線医療助言事業については、船員保険病院の運営主体が平成 26 年 4 月以降変更されること等を踏まえ、当該変更について加入者や船舶所有者に対し周知・広報を徹底するなど、事業の円滑かつ着実な移行、継続を図る。
- ・ 保養事業については、船員のニーズ等を踏まえつつ、より多くの加入者が利用可能となるよう、外部委託を活用した保養施設利用補助事業を開始する。
- ・ また、これまでの保養事業は、必要な見直しを行った上で、事業の円滑な実施を図る。

4. 組織運営及び業務改革

健康保険事業と一体となって次のような取り組みを推進する。

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

① 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

② 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

③ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

④ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。

また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(3) 業務改革の推進

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

協会の運営に関する各種指標(26年度船員保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	職務外給付の受付から振込までの日数の目標 (10営業日)の達成率	100%
	職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)から 保険証送付までの平均日数	3営業日以内
疾病任意継続被保険者の 保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所 有者における資格喪失情報の取得(年金事務所 からの回送)のいずれか遅い方から保険証送付 までの平均日数	3営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 38.5% 被扶養者 14.0%
船員手帳健康証明 データの取得	船員手帳健康証明データの取込率	26.0%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 13.0% 被扶養者 6.0%
医療費適正化関係指標		
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額 (医療費ベース)	25年度を上回る

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度 職員の応接態度に対する満足度 サービス全体としての満足度
レセプト点検	被保険者1人当たり資格点検効果額 被保険者1人当たり外傷点検効果額 被保険者1人当たり内容点検効果額
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 随意契約の割合(件数)、内訳 コピー用紙等の消耗品使用状況

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

Ⅲ. 事業体系（平成 26 年度）

事 項		内 容
保険運営の 企画・実施	船員保険協議会の運営	○船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	○必要に応じて、一般保険料率（疾病保険料率・災害保健福祉保険料率）及び介護保険料率の見直しを行う。
	財政運営	○船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者としての取組みの総合的な推進を図る。
	統計	○船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給 付等	保険証の交付	○保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。 ・被保険者数 59 千人、被扶養者数 71 千人
	保険給付	○船員保険の保険給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・ 現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。） ・ 現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等） 【職務上上乗せ給付・独自給付】 ・ 休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金（上乗せ給付）、行方不明手当金 等
	レセプトの点検	○レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・ レセプト件数：1,454 千件（26 年度見込み） ○自動点検機能を活用した効率的なレセプト点検の実施に向けた検討
	債権の回収等	○債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を保全し、回収する。
	疾病任意継続被保険者業務	○疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・ 疾病任意継続被保険者：3 千人
	相談等	○支部の窓口や本部船員保険部のコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	○医療費通知（医療費に関する情報提供）等を行う。

保健・福祉 事業	健診	<p>○外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(35歳以上の者)については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・被扶養者(40歳以上74歳まで)については、特定健康診査又は生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・生活習慣病予防健診受診者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮頸がん検査、肝炎ウイルス検査を実施する。 <p>【国の定めた目標値(平成 29 年度)】 特定健康診査実施率:65.0%</p>
	保健指導	<p>○外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づき特定保健指導(情報提供、動機付け支援、積極的支援、その他支援)を実施する。 <p>【国の定めた目標値(平成 29 年度)】 特定保健指導実施率:30.0%</p>
	加入者の健康支援	○加入者の健康増進のための総合的な取組を行う。
	無線医療助言事業等	○無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業等を行う。
	特別支給金等の支給	○特別支給金や就学等援護費の支給を行う。
	高額医療費等の貸付	○高額療養費や出産費用の貸付を行う。
	保養事業	○保養施設による保養事業などを行う。
その他	保険料に係る広報等	○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

〔予算〕

1. 予算総則

平成26事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の平成26事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第8条により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額(百万円)	年 限	理 由
システム経費	33,070	平成26年度以降6か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	343	平成26年度以降5か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため
事務機器等リース経費	146	平成26年度以降5か年度以内	複数年度にわたるリース契約を締結する必要があるため
業務委託経費	12,445	平成26年度以降6か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため
保険契約に係る経費	0.4	平成26年度以降3か年度以内	複数年度にわたる保険契約を締結する必要があるため
事務用品等購入経費	168	平成26年度以降4か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため

(3) 流用等の制限

省令第9条で指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

省令第10条で指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

2. 収入支出予算(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

〔健康保険勘定〕

(単位:百万円)

区 別	予算額
収 入	
保険料等交付金	8,279,550
任意継続被保険者保険料	86,493
国庫補助金	1,395,503
国庫負担金	8,273
貸付返済金収入	732
運用収入	0
短期借入金	0
寄付金	0
雑収入	13,367
計	9,783,919
支 出	
保険給付費	5,157,179
拠出金等	3,510,598
前期高齢者納付金	1,435,426
後期高齢者支援金	1,757,310
老人保健拠出金	55
退職者給付拠出金	317,807
病床転換支援金	0
介護納付金	896,719
業務経費	115,740
保険給付等業務経費	8,528
レセプト業務経費	4,604
企画・サービス向上関係経費	2,606
保健事業経費	99,999
福祉事業経費	3
一般管理費	45,335
人件費	16,870
福利厚生費	75
一般事務経費	28,390
貸付金	732
借入金償還金	0
雑支出	2,359
予備費	0
累積収支への繰入	55,258
翌年度繰越	0
計	9,783,919

(注)上記の計数については、今後の厚生労働省への認可申請の過程で変更がありうる。

〔船員保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	34,835
疾病任意継続被保険者保険料	1,009
国庫補助金	2,834
国庫負担金	200
職務上年金給付費等交付金	6,068
貸付返済金収入	2
運用収入	95
寄付金	-
雑収入	168
累積収支からの戻入	1,487
計	46,696
支出	
保険給付費	26,701
拠出金等	11,751
前期高齢者納付金	4,096
後期高齢者支援金	6,401
老人保健拠出金	0
退職者給付拠出金	1,253
病床転換支援金	-
介護納付金	3,379
業務経費	3,140
保険給付等業務経費	151
レセプト業務経費	25
保健事業経費	553
福祉事業経費	2,371
その他業務経費	39
一般管理費	1,105
人件費	403
福利厚生費	1
一般事務経費	700
貸付金	2
雑支出	191
予備費	290
累積収支への繰入	138
翌年度繰越	-
計	46,696

(注1) 予備費は保険給付費等の1%を計上。

(注2) 上記の計数については、今後の厚生労働省への認可申請の過程で変更がありうる。

平成 26 年度事業計画（案）【健康保険事業関係】 新旧対照表

(第 52 回運営委員会（平成 26 年 1 月 29 日）時点との比較)

最 終 案	第 52 回運営委員会（平成 26 年 1 月 29 日）時点
<p data-bbox="190 470 542 507">I. 事業計画の基本方針</p> <p data-bbox="190 542 1104 813">○ 加入者の健康の維持、増進を図り、質の高い医療サービスを地域で効率的に提供できるよう支援する保険者機能を、地域の実情を踏まえ、加入者や事業主の意見を反映した、自主自律・都道府県単位の運営により、最大限発揮すべく、以下の考え方により策定した、「保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）」について更なる充実・強化を図る。</p> <p data-bbox="224 829 1104 1005">第一に、協会自らが、加入者の健診データや受診情報、地域の医療提供機関等の機能情報及び疾病動向等を効果的に収集できるよう取組みを強化する。併せて、加入者アンケートの実施等により、加入者の実態及び意識や意見などの把握に努める。</p> <p data-bbox="224 1021 1104 1101">第二に、収集した情報を統合し、協会内部で分析する機能を更に強化する。</p> <p data-bbox="224 1117 1104 1340">第三に、分析した内容を協会の運営に活用するとともに、政策提言として国、都道府県等に対して発信することを通じて地域の医療・介護サービスが効率的に提供されるよう支援する。また、協会の取組みについて、協会の加入者、事業主をはじめとする国民に向けて情報発信を行う。</p>	<p data-bbox="1135 470 1487 507">I. 事業計画の基本方針</p> <p data-bbox="1135 542 2047 813">○ 加入者の健康の維持、増進を図り、質の高い医療サービスを地域で効率的に提供できるよう支援する保険者機能を、地域の実情を踏まえ、加入者や事業主の意見を反映した、自主自律・都道府県単位の運営により、最大限発揮すべく、以下の考え方により策定した、「保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）」について更なる充実・強化を図る。</p> <p data-bbox="1169 829 2047 1005">第一に、協会自らが、加入者の健診データや受診情報、地域の医療提供機関等の機能情報及び疾病動向等を効果的に収集できるよう取組みを強化する。併せて、加入者アンケートの実施等により、加入者の実態及び意識や意見などの把握に努める。</p> <p data-bbox="1169 1021 2047 1101">第二に、収集した情報を統合し、協会内部で分析する機能を更に強化する。</p> <p data-bbox="1169 1117 2047 1340">第三に、分析した内容を協会の運営に活用するとともに、政策提言として国、都道府県等に対して発信することを通じて地域の医療・介護サービスが効率的に提供されるよう支援する。また、協会の取組みについて、協会の加入者、事業主をはじめとする国民に向けて情報発信を行う。</p>

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 協会設立の趣旨は、保険者機能を十分に発揮できる新たな保険者を創ることにある。現状では、協会の支出の6%程度である現金給付業務に全職員の約半数が従事しているが、業務・システム刷新により業務の効率化を図り、保健事業や調査分析などに人的資源を振り向け、保険者機能をより強化していくことを目指す。 ○ 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」においては、引き続き加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等の取組みを総合的に推進する。特に、これまで疾病予防や健康増進、あるいは医療費に比較して議論の少なかった医療の質に関する情報の収集、分析、発信に向けた取組みを推進する。
また、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成する。 ○ あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向け、医療費の低い支部等に関する情報の収集・分析や、都道府県、他の保険者等との連携を深める。 ○ また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。あわせて、「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」を実効あるものとするための人材育成を推進する。 ○ 厳しい経済環境の影響による被保険者の標準報酬の減少や保険給 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協会設立の趣旨は、保険者機能を十分に発揮できる新たな保険者を創ることにある。現状では、協会の支出の6%程度である現金給付業務に全職員の約半数が従事しているが、業務・システム刷新により業務の効率化を図り、保健事業や調査分析などに人的資源を振り向け、保険者機能をより強化していくことを目指す。 ○ 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」においては、引き続き加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等の取組みを総合的に推進する。特に、これまで疾病予防や健康増進、あるいは医療費に比較して議論の少なかった医療の質に関する情報の収集、分析、発信に向けた取組みを推進する。
また、<u>政府が定めた</u>「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成する。 ○ あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向け、医療費の低い支部等に関する情報の収集・分析や、都道府県、他の保険者等との連携を深める。 ○ また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。あわせて、「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」を実効あるものとするための人材育成を推進する。 ○ 厳しい経済環境の影響による被保険者の標準報酬の減少や保険給 |
|---|--|

付費及び高齢者医療への支援金の増等により、協会けんぽの平均保険料率は10.00%と被用者保険の中でも高い水準に達しており、協会けんぽの取組みの理解とあわせて、加入者・事業主に保険財政の厳しい状況を伝えていく必要がある。また、中小企業等で働く方々の健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。特に、協会けんぽの財政基盤をより強化するため、より一層の効率的な事業運営の推進を図るとともに、必要な医療制度の改革を本部・支部と連携して、関係各方面へ提言していく。また、自主・自律という一方で法令により協会に様々な制約が課されている現状を踏まえ、協会の自主性とそれに伴う責任をより広げる方向での制度見直しを求めている。

- 従来の広報に留まらず、中小企業団体と連携し、制度や協会運営に関する意見を吸い上げ、政策提言や運営改善に役立てると同時に、家計や経営環境が厳しい状況の中において、被用者医療保険の柱である協会けんぽの機能の重要性を被保険者・加入者が理解し、安心感をもてるよう、保険料率のお知らせとともに、医療保険制度の仕組みや現役世代が高齢者の医療を支えている構造についても、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報に万全を期す。また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主の方々や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

- 保健事業については、加入者の健康の保持増進を図るための協会

付費及び高齢者医療への支援金の増等により、協会けんぽの平均保険料率は10.00%と被用者保険の中でも高い水準に達しており、協会けんぽの取組みの理解とあわせて、加入者・事業主に保険財政の厳しい状況を伝えていく必要がある。また、中小企業等で働く方々の健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。特に、平成27年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていることから、協会けんぽの財政基盤をより強化するため、より一層の効率的な事業運営の推進を図るとともに、国庫補助率の引上げを含めた医療制度の改革を本部・支部と連携して、政府をはじめ、関係各方面へ提言していく。また、自主・自律という一方で法令により協会に様々な制約が課されている現状を踏まえ、協会の自主性とそれに伴う責任をより広げる方向での制度見直しを求めている。

- 従来の広報に留まらず、中小企業団体と連携し、制度や協会運営に関する意見を吸い上げ、政策提言や運営改善に役立てると同時に、家計や経営環境が厳しい状況の中において、被用者医療保険の柱である協会けんぽの機能の重要性を被保険者・加入者が理解し、安心感をもてるよう、保険料率のお知らせとともに、医療保険制度の仕組みや現役世代が高齢者の医療を支えている構造についても、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報に万全を期す。また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主の方々や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

の事業の重要な柱であり、健診及び保健指導を中核とし、その実施率向上に向けた各種取組を進めるほか、その他の保健事業を適切に組み合わせ、総合的に推進していく。

- 中期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ上げないよう、地域の実情に応じた医療費の適正化のほか、業務改革、経費の節減等のための取組みについて一層強化する。なお、国による社会保障・税番号実施の取組状況、日本年金機構ほか関係機関との調整状況を踏まえ、実施に向けた検討を行う。
- 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもって実行に移していくとともに、指標（数値）化を行い、定期的に公表するものとし、運営委員会及び評議会を基軸として、加入者及び事業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく。
- また、保険料収納や保険証交付の前提となる被保険者資格の確認などを担う日本年金機構との連携を深め、円滑な事業実施を図る。

- 中期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ上げないよう、地域の実情に応じた医療費の適正化のほか、業務改革、経費の節減等のための取組みについて一層強化する。なお、国による社会保障・税番号制度の動向に留意する。

- 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもって実行に移していくとともに、指標（数値）化を行い、定期的に公表するものとし、運営委員会及び評議会を基軸として、加入者及び事業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく。
- また、保険料収納や保険証交付の前提となる被保険者資格の確認などを担う日本年金機構との連携を深め、円滑な事業実施を図る。

Ⅱ. 重点事項

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した以下の事項について更なる充実・強化を図る。あわせて、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。

- 医療に関する情報の収集と分析
- 医療に関する情報の加入者・患者への提供
- 都道府県など関係方面への積極的な発信
- 他の保険者との連携や共同事業の実施
- 保健事業の効果的な推進
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 等

また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。

特に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進

Ⅱ. 重点事項

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した以下の事項について更なる充実・強化を図る。あわせて、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。

- 医療に関する情報の収集と分析
- 医療に関する情報の加入者・患者への提供
- 都道府県など関係方面への積極的な発信
- 他の保険者との連携や共同事業の実施
- 保健事業の効果的な推進
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 等

また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。

特に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進

に関する法律において、平成 27 年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、次期制度改革に向けた提言を行うなど、引き続き、関係各方面へ意見を発信していく。

都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に積極的に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結するなど、都道府県との連携推進を図る。

なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化等は、保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）とは別に、引き続き着実に推進していく。

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。

また、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し支部の実情に応じ

に関する法律（案）において、平成 27 年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改革に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するとともに、国、関係機関への働きかけ等を進める。

都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結するなど、都道府県との連携推進を図る。

なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化等は、保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）とは別に、引き続き着実に推進していく。

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。

また、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し支部

て、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を知ってもらうサービスの対象範囲の拡大を図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

(4) 調査研究の推進等

保険者機能を強化するため、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。保険者機能強化アクションプラン（第2期）に沿って、医療に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取り組み事例も踏まえ、検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究を行う。

医療費分析等の研究を行う専任職員の設置を視野に、医療に関

の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を知ってもらうサービスの対象範囲の拡大を図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

(4) 調査研究の推進等

保険者機能を強化するため、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。保険者機能強化アクションプラン（第2期）に沿って、医療に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取り組み事例も踏まえ、検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究を行う。

医療費分析等の研究を行う専任職員の設置を視野に、医療に関

する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。

本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、研究誌を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。

(5) 広報の推進

協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体（三師会等）が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え

する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。

本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、研究誌を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。

(5) 広報の推進

協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体（三師会等）が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え

手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

(6) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、平成 27 年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていることから、次期制度改正に向けた提言を行うなど、引き続き、意見を発信していく。

協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

(6) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（案）において、平成 27 年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改正に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。

協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。

また、傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

現金給付の支給申請書については、加入者がわかりやすく記載しやすいものに改善する。

また、現金給付の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。

その他、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進に更に注力する。

(2) 高額療養費制度の周知

高額療養費制度については平成26年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを更に推進する。

(3) 窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年

(1) サービス向上のための取組

さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。

また、傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、着実な支給を行う。

現金給付の支給申請書については、加入者がわかりやすく記載しやすいものに改善する。

また、現金給付の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。

その他、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進を図る。

(2) 高額療養費制度の周知

高額療養費制度については平成26年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを更に推進する。

(3) 窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年

金事務所等への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。

また、年金事務所窓口については窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点からも職員配置等について見直しを行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。

なお、事業主が、資格取得届または月額変更届の提出後、直ち

金事務所等への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。

また、年金事務所窓口については窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点からも職員配置等について見直しを行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。

なお、事業主が、資格取得届または月額変更届の提出後、直ち

に被保険者から傷病手当金、出産手当金が申請されるケースが散見されるため、本部から、傷病手当金、出産手当金で、資格取得日または月額変更日から近い請求による支払済データを各支部に提供し、審査の強化の支援を行う。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行なうとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

さらに、内容点検業務の外部委託については、競争性を確保すること並びに点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引上げることを目的として、実施支部を拡大する。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

に被保険者から傷病手当金、出産手当金が申請されるケースが散見されるため、本部から、傷病手当金、出産手当金で、資格取得日または月額変更日から近い請求による支払済データを各支部に提供し、審査の強化の支援を行う。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行なうとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

さらに、内容点検業務の外部委託については、競争性を確保すること並びに点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引上げることを目的として、実施支部を拡大する。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、被保険者証の回収を強化する。また、被保険者証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。

なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

また、債権管理の統括責任者会議や担当者研修会を開催し、債権回収業務のノウハウの取得や、それに伴う債権回収業務の効率化を図るほか、効果的な回収方法を各支部に周知する。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員（健康保険サポーター）は、事業主と加入者との

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、被保険者証の回収を強化する。また、被保険者証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。

なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

また、債権管理の統括責任者会議や担当者研修会を開催し、債権回収業務のノウハウの取得や、それに伴う債権回収業務の効率化を図るほか、効果的な回収方法を各支部に周知する。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員（健康保険サポーター）は、事業主と加入者との

距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修等の開催によって健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主、加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、協会が勧奨する健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主と加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて効果的な保健事業を進める。

また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修等の開催によって健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主、加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、協会が勧奨する健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主と加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて効果的な保健事業を進める。

また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を検証し支部間格差の解消に努める。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。

特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診を実施する。また、確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用などを進める。

また、保健指導利用者の拡大を図るために、保健指導利用者の健診データや医療費データ等の分析から保健指導の改善効果を示し、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、対象者に応じたより効果的な保健指導を実施する。

事業者健診データの取得については、事業主への勧奨効果が

更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を検証し支部間格差の解消に努める。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。

特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診を実施する。また、確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用などを進める。

また、保健指導利用者の拡大を図るために、保健指導利用者の健診データや医療費データ等の分析から保健指導の改善効果を示し、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、対象者に応じたより効果的な保健指導を実施する。

事業者健診データの取得については、事業主への勧奨効果が

きいと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知(平成24年5月厚生労働省より発出)を最大限活用し、各都道府県の労働局等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

(3) 各種業務の展開

特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図るため、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者と連携強化を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、統合データベースを構築し、事務処理のペーパーレス化・自動化やデータ入力・印刷発送業務の集約化等に対応するため、24年度から、段階的に新システム基盤の設計及び構築等を進めており、26年度は25年度に引き続き、アプリケーション設計・開発・データ移行のほか、ネットワークシステム、LAN・端末機器の設計・構築・導入等を26年度の新システムのサービスインに向けて、実施する。また、導

きいと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知(平成24年5月厚生労働省より発出)を最大限活用し、各都道府県の労働局等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

(3) 各種業務の展開

特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図るため、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者と連携強化を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、統合データベースを構築し、事務処理のペーパーレス化・自動化やデータ入力・印刷発送業務の集約化等に対応するため、24年度から、段階的に新システム基盤の設計及び構築等を進めており、25年度から26年度にかけては、アプリケーション設計・開発・データ移行のほか、ネットワークシステム、LAN・端末機器の設計・構築・導入等を実施する。

入後は新しい業務・システムの早期定着を図る。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

① 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

② 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績

① 新システム稼働に向けた開発・移行・テスト等の確実な実施
システム基盤やアプリケーション設計・開発・データ移行について、開発および各種テストを確実に実施する。

また、システム基盤およびアプリケーションの運用、保守業務態勢を整備し、新システムへのスムーズな移行を実施する。

② 新しい業務・システムの早期定着の推進

本部・支部が連携して、新しい業務処理を踏まえた新たな業務マニュアルを作成する。

あわせて、全支部を対象とした集合研修や各支部の研修を行い、新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。

また、業務の移行、新しい機器の設置などに対応するとともに、申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員等にお知らせするため、各支部に「支部プロジェクトチーム」を設置し、検討・準備を推進する。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

① 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

② 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績

や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(3) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫

や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(3) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫

する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(4) 業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(5) 経費の節減等の推進

引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

また、システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、経費削減の観点からどのような方策が可能か検討を加えていく。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表する

する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(4) 業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(5) 経費の節減等の推進

引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

また、システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、経費削減の観点からどのような方策が可能か検討を加えていく。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表する

ことにより、透明性の確保に努める。

ことにより、透明性の確保に努める。

最 終 案

協会の運営に関する各種指標(26年度健康保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 53.8% 被扶養者 18.6%
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	8.5%(被保険者)
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 11.3% 被扶養者 2.5%
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額(医療費ベース)	25年度を上回る
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	25年度を上回る
加入者・事業主への広報	メールマガジンの登録件数	25年度を上回る

協会の運営に関する各種指標（26 年度健康保険関係数値）について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標(10 営業日)の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 53.8% 被扶養者 18.6%
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	8.5%(被保険者)
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 10.4% 被扶養者 2.5%
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額(10割)	25 年度を上回る
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	25 年度を上回る
加入者・事業主への広報	メールマガジンの登録件数	25 年度を上回る

※ 検証指標、事業体系については、修正箇所は無いため、以下省略。

平成 26 年度事業計画【船員保険事業関係】新旧対照表

新（平成 26 年度）	旧（平成 25 年度）
<p data-bbox="174 376 461 411">・事業運営の基本方針</p> <p data-bbox="141 475 1104 699">1 協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）<u>を踏まえた</u>上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に<u>立</u>って、<u>加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な</u>事業運営に取り組む。</p> <p data-bbox="163 715 1104 794"><u>また、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成する。</u></p> <p data-bbox="141 906 1104 1129">2 平成 <u>26</u> 年度においては、 (1) 船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえ<u>た事業運営に引き続き努めるとともに、加入者や船舶所有者の視点に立って積極的に情報提供等を行うほか、サービススタンダードを遵守するなど、常にサービスの向上を図る。</u></p> <p data-bbox="141 1217 1104 1393">(2) また、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みを強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活の<u>支援や船舶所有者における健康づくりの支援を推進するなど、総合的な取組みを継続する。</u></p>	<p data-bbox="1164 376 1451 411">・事業運営の基本方針</p> <p data-bbox="1131 475 2103 651">1 協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）<u>に立脚した</u>上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に<u>た</u>って事業運営に取り組む。</p> <p data-bbox="1131 906 2103 1082">2 平成 <u>25</u> 年度においては、 (1) 船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえるとともに、加入者の視点に<u>立ち、サービススタンダードを遵守するなど常にサービス向上に努める。</u></p> <p data-bbox="1131 1217 2103 1345">(2) また、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みを強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活支援<u>のため</u>の総合的な取組みを継続する。</p>

(3) さらに、加入者の負担を軽減し、効率的な医療の提供を図るため、自動点検機能を活用したレセプト点検の実施に向けた取組み、医療費通知やジェネリック医薬品の使用促進などの取組みを推進する。

3 事業運営に当たっては、

(1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の動向等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努める。なお、国による社会保障・税番号制度実施の取組状況、日本年金機構ほか関係機関との調整状況を踏まえ、実施に向けた検討を行う。

(2) また、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努める。

(3) さらに、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努める。

(3) さらに、レセプト点検、医療費通知等の医療費適正化やジェネリック医薬品の使用促進のための取組みを推進する。

3 事業運営に当たっては、

(1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の動向等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努める。

(2) また、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努める。

(3) さらに、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努める。

重点事項

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

加入者の医療費、健診データを分析するとともに、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。

加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供及び意見収集
保健・福祉事業の効果的な推進
ジェネリック医薬品の使用促進
レセプト点検の効果的な推進 等

(2) 情報提供・広報の充実

- ◆ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページ等により、加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施する。
- ◆ インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配布する。
- ◆ 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するなど、積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- ◆ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等によ

重点事項

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。

加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供
保健・福祉事業の効果的な推進
各種給付の適正かつ迅速な支払い
レセプト点検の効果的な推進 等

(2) 情報提供・広報の充実

- ◆ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページ等により、加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施する。
- ◆ インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配布する。
- ◆ 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するなど、積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- ◆ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等によ

る情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

- ◆ メールマガジンを活用し、積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、船員保険事業の推進及び加入者サービスの向上のため、加入者や船舶所有者の意見を積極的に収集する。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化するとともに、ジェネリック医薬品の希望を申し出ただけ際に利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を配布する。さらに、ジェネリック医薬品に切り替えられた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを平成 25 年度に引き続き、年 2 回実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

また、船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況については、定期的に船員保険協議会において報告する。

る情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の使用促進に関する広報を実施するとともに、いわゆる「希望カード」を配布する。さらに、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行う。また、運用状況については定期的に船員保険協議会において報告する。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組み

- ◆ 職務外給付については、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間: 10 営業日)の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施する。
- ◆ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつけるため、加入者や船舶所有者の意見を積極的に収集し、更なるサービスの向上を図る。
- ◆ お客様満足度調査については、継続的に実施する。
- ◆ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(2) 高額療養費制度の周知

高額療養費制度については、平成 26 年度に所得区分の改正が行われる予定であることから、加入者や船舶所有者に対して、改正内容の周知を図るほか、限度額適用認定証により高額療養費が現物給付されることを引き続き周知するなど、円滑な業務運営に努める。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

(3) 職務上上乘せ給付等の申請勧奨

厚生労働省より船員に係る労災給付データの提供を受け、未申請者に対し、職務上上乘せ給付や特別支給金の申請勧奨を行い、その円滑な支給に努める。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(2) サービス向上のための取組み

- ◆ 職務外給付については、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間: 10 営業日)の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施する。
- ◆ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。また、お客様満足度調査について必要な見直しを行ったうえで、継続的に実施する。
- ◆ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(3) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることなど高額療養費制度について周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

(4) 保険給付等の業務の適正な実施

- ◆ 職務外給付、職務上上乘せ・独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金、新たな特別支給金などの保険給付等を正確かつ迅速に支払う。なお、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ◆ 下船後の療養補償について、適切な申請がされるよう加入者や船舶所有者等に対し、制度の趣旨や仕組みについて周知を図る。
- ◆ 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、不適切な申請事例への厳格な対応や適正受診の促進を図る。
- ◆ 東日本大震災により被災した加入者の一部負担金免除等について、適切に対応する。

(5) レセプト点検の効果的な推進

- ◆ 自動点検システムを活用した効率的なレセプト点検の実施に向けた取組みを進めるとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知識・査定事例の共有化を推進し点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。
- ◆ 点検の効果があつた事例を集約して、より有効なシステムによるチェックを実施する。

(6) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、平成 25 年度に引き続き、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、

(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い

- ◆ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金、新たな特別支給金などの保険給付等を確実かつ迅速に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ◆ 下船後の療養補償について、適切な申請がされるよう加入者や船舶所有者等に対し、制度の趣旨や仕組みについて周知を図る。
- ◆ 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、不適切な申請事例への厳格な対応や適正受診の促進を図る。
- ◆ 東日本大震災により被災した加入者の一部負担金免除等について、適切に対応する。

(5) レセプト点検の効果的な推進

- ◆ システムによる抽出条件を活用した効率的なレセプト点検を行う。また、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知識・査定事例の共有化を推進し点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。
- ◆ 査定事例を集約して、より有効なシステムによるチェックを実施する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との

的確に行う。

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収について、文書等による催告などを実施する。

また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析に努め、加入者の特性や課題を把握した上で、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、効果的な保健事業の実施を図る。

また、第二期特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、以下の取組み等を実施する。

- ◆ 被扶養者の特定健康診査及び特定保健指導の保険者負担の上限額については、消費税増加分を引き上げることとし、受診しやすい環境の維持に努める。
- ◆ 被扶養者についても、希望する方については生活習慣病予防健診の受診を可能とする。また、被扶養者の特定健康診査と市町村が実施す

連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収について、文書や電話による催告などを実施する。また、発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

第二期特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）の初年度として、以下のような取組みを実施する。

- ◆ 被扶養者の特定健康診査について、保険者負担の上限額を引き上げることにより、自己負担額の軽減を図る。
- ◆ 被扶養者についても、希望する方については生活習慣病予防健診の受診を可能とする。

るがん検診との同時受診に関する広報を受診券の送付時等に実施する。

- ◆ 被扶養者に対する受診券について、被扶養者の自宅（被保険者宅）へ直接送付するとともに、被保険者や被扶養者に対する健診受診勧奨文書については、自宅に送付する。
- ◆ 引き続き、健診実施機関の拡大に努め、特に総合健診（人間ドック）については、船員保険会直営の健診実施機関以外での受診を可能とする。
- ◆ 船員手帳健康証明書データについては、被保険者から直接収集する取組みを継続するとともに、船舶所有者に対する収集の働きかけも強化する。
- ◆ また、船員手帳健康証明書データの提供をいただいた加入者について、各人の健康状態に適した健康づくりに関する情報提供等を行い、その健康づくりを支援するなどの取組みを進める。
- ◆ 特定保健指導対象者や糖尿病罹患者に対し、オーダーメイドの情報提供冊子を用いて医療機関への受診勧奨及び特定保健指導の利用勧奨を引き続き実施するとともに、新たに脂質異常や高血圧の者に対しても同様の取組みを行うこととし、そのうち治療が必要と思われる者や特定保健指導の未利用者に対しては、文書により再勧奨を実施する。
- ◆ 船舶所有者に対し、船舶所有者が事業を行う際に、加入者の健康づくりに取り組むことの意義等を広く周知するとともに、一定規模以上の船舶所有者に対し、加入者の健康状態等を分析した医療情報等を情報提供する事業について検討し、試行的に実施すること等を通じて、船舶所有者における健康づくりの支援、推進に努める。

- ◆ 船舶所有者経由で送付していた被扶養者に対する受診券について、被扶養者の自宅（被保険者宅）へ直接送付するとともに、被保険者や被扶養者に対する健診受診勧奨文書については、自宅に送付する。
- ◆ 引き続き、健診実施機関の拡大に努め、特に総合健診（人間ドック）については、船員保険会直営の健診実施機関以外での受診を可能とする。
- ◆ 船員手帳健康証明書データについては、被保険者から直接収集する取組みを開始するとともに、船舶所有者に対する収集の働きかけも強化する。
- ◆ 特定保健指導対象者に対し、オーダーメイドの情報提供冊子を用いて特定保健指導の利用勧奨を実施するとともに、未利用者に対しては文書により再勧奨を実施する。

(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み
加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成 26 年度においても、
船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者各人の健康状
況に応じたオーダーメイドの情報提供（特定保健指導対象者、糖尿病罹
患者等を対象）、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施する。

(3) 福祉事業の着実な実施

船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医
療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな
保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。

- ◆ 無線医療助言事業については、船員保険病院の運営主体が平成26
年4月以降変更されること等を踏まえ、当該変更について加入者や船
舶所有者に対し周知・広報を徹底するなど、事業の円滑かつ着実な
移行、継続を図る。
- ◆ 保養事業については、船員のニーズ等を踏まえつつ、より多くの
加入者が利用可能となるよう、外部委託を活用した保養施設利用補
助事業を開始する。
- ◆ また、これまでの保養事業は、必要な見直しを行った上で、事業
の円滑な実施を図る。

(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み
加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成 25 年度においては、
船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者の健康状況に
応じたオーダーメイドの情報提供（特定保健指導対象者、糖尿病罹患者
等を対象）、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施する。

(3) 福祉事業の着実な実施

- ◆ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船
員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。なお、無
線医療助言事業については、船員保険病院の運営主体の変更（平成
26年4月）後も事業が円滑に行われるよう、無線医療支援システムの
改修などの必要な準備を行う。
- ◆ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との
団らん等の場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生
の上昇を図る。
- ◆ 保養事業については、平成24年9月13日付けの「船員保険制度に関
する懇談会」報告を踏まえ、適切に対応する。

4．組織運営及び業務改革

健康保険事業と一体となって次のような取組みを推進する。

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

— 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

— 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

— コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

— リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研

4．組織運営及び業務改革

健康保険事業と一体となって次のような取組みを推進する。

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

— 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

— 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

— コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

— リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研

修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。

また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(3) 業務改革の推進

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。

また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(3) 業務改革の推進

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

協会の運営に関する各種指標(26年度船員保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	職務外給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得(年金事務所からの回送)のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 <u>38.5%</u> 被扶養者 <u>14.0%</u>
船員手帳健康証明データの取得	船員手帳健康証明データの取込率	<u>26.0%</u>
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 <u>13.0%</u> 被扶養者 <u>6.0%</u>
医療費適正化関係指標		
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額 (医療費ベース)	<u>25</u> 年度を上回る

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度 職員の応接態度に対する満足度 サービス全体としての満足度
レセプト点検	被保険者1人当たり資格点検効果額 被保険者1人当たり外傷点検効果額 <u>被保険者1人当たり内容点検効果額</u>
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 随意契約の割合(件数)、内訳 コピー用紙等の消耗品使用状況

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

協会の運営に関する各種指標(25年度船員保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	職務外給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得(年金事務所からの回送)のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 <u>37.5%</u> 被扶養者 <u>12.0%</u>
船員手帳健康証明データの取得	船員手帳健康証明データの取込率	<u>23.0%</u>
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 <u>10.0%</u> 被扶養者 <u>5.0%</u>
医療費適正化関係指標		
レセプト点検効果額	<u>被保険者1人当たり内容点検効果額</u>	<u>24年度を上回る</u>

社会保険診療報酬支払基金のレセプト審査において開始された突合点検・縦覧点検の結果が協会の内容点検効果額に影響を与えるのは24年度の下期からであるため、単純比較はできないことに留意が必要。

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度 職員の応接態度に対する満足度 サービス全体としての満足度
レセプト点検	被保険者1人当たり資格点検効果額 被保険者1人当たり外傷点検効果額
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 随意契約の割合(件数)、内訳 コピー用紙等の消耗品使用状況

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

・事業体系（平成26年度）

事 項		内 容
保険運営の 企画・実施	船員保険協議会の運営	船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	必要に応じて、一般保険料率(疾病保険料率・災害保健福祉保険料率)及び介護保険料率の見直しを行う。
	財政運営	船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者としての取組みの総合的な推進を図る。
	統計	船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給 付等	保険証の交付	保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。 ・被保険者数 59千人、被扶養者数 <u>71</u> 千人
	保険給付	船員保険の保険給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・ 現物給付(保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。) ・ 現金給付(傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等) 【 <u>職務上上乘せ給付</u> ・独自給付】 ・ 休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金(上乘せ給付)、行方不明手当金 等
	レセプトの点検	レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・ レセプト件数: <u>1,454</u> 千件(<u>26</u> 年度見込み) <u>自動点検機能を活用した効率的なレセプト点検の実施に向けた取組み</u>
	債権の回収等	債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を保全し、回収する。
	疾病任意継続被保険者業務	疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・ 疾病任意継続被保険者:3千人
	相談等	支部の窓口や本部船員保険部のコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	医療費通知(医療費に関する情報提供)等を行う。

・事業体系（平成 25 年度）

事 項		内 容
保険運営の 企画・実施	船員保険協議会の運営	船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	必要に応じて、一般保険料率(疾病保険料率・災害保健福祉保険料率)及び介護保険料率の見直しを行う。
	財政運営	船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者としての取組みの総合的な推進を図る。
	統計	船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給 付等	保険証の交付	保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。 ・被保険者数 59 千人、被扶養者数 <u>73</u> 千人
	保険給付	船員保険の保険給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・ 現物給付(保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。) ・ 現金給付(傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等) 【独自給付】 ・ 休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金(上乘せ給付)、行方不明手当金 等
	レセプトの点検	レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・ レセプト件数: <u>1,405</u> 千件(<u>25</u> 年度見込み) ・ <u>レセプトオンライン化に対応</u>
	債権の回収等	債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を保全し、回収する。
	疾病任意継続被保険者業務	疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・ 疾病任意継続被保険者:3 千人
	相談等	支部の窓口や本部船員保険部のコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	医療費通知(医療費に関する情報提供)等を行う。

・事業体系（平成 26 年度）

保健・福祉 事業	健診	<p>外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者(35歳以上の者)については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・ 被扶養者(40歳以上74歳まで)については、特定健康診査又は生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・ 生活習慣病予防健診受診者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮頸がん検査、肝炎ウイルス検査を実施する。 <p>【国の定めた目標値(平成 29 年度)】 特定健康診査実施率:65.0%</p>
	保健指導	<p>外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果に基づき特定保健指導(情報提供、動機付け支援、積極的支援、その他支援)を実施する。 <p>【国の定めた目標値(平成 29 年度)】 特定保健指導実施率:30.0%</p>
	加入者の健康支援	加入者の健康増進のための総合的な取組を行う。
	無線医療助言事業等	無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業等を行う。
	特別支給金等の支給	特別支給金や就学等援護費の支給を行う。
	高額医療費等の貸付	高額療養費や出産費用の貸付を行う。
	保養事業	保養施設による保養事業などを行う。
その他	保険料に係る広報等	保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

・事業体系（平成 25 年度）

保健・福祉 事業	健診	<p>外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者(35歳以上の者)については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・ 被扶養者(40歳以上74歳まで)については、特定健康診査又は生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・ 被保険者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮頸がん検査、肝炎ウイルス検査を実施する。 <p>【国の定めた目標値(平成 29 年度)】 特定健康診査実施率:65.0%</p>
	保健指導	<p>外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果に基づき特定保健指導(情報提供、動機付け支援、積極的支援、その他支援)を実施する。 <p>【国の定めた目標値(平成 29 年度)】 特定保健指導実施率:30.0%</p>
	加入者の健康支援	加入者の健康増進のための総合的な取組を行う。
	無線医療助言事業等	無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業等を行う。
	特別支給金等の支給	特別支給金や就学等援護費の支給を行う。
	高額医療費等の貸付	高額療養費や出産費用の貸付を行う。
	保養事業	保養施設による保養事業などを行う。
その他	保険料に係る広報等	保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

予算案の前年度比較

〔健康保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	26年度予算案	25年度予算	増減
収 入			
保険料等交付金	8,279,550	8,187,188	92,362
任意継続被保険者保険料	86,493	83,079	3,414
国庫補助金	1,395,503	1,345,977	49,526
国庫負担金	8,273	8,457	▲ 184
貸付返済金収入	732	2,434	▲ 1,702
運用収入	-	-	-
短期借入金	-	-	-
寄付金	-	-	-
雑収入	13,367	13,202	165
計	9,783,919	9,640,337	143,582
支 出			
保険給付費	5,157,179	4,973,118	184,061
拠出金等	3,510,598	3,486,586	24,012
前期高齢者納付金	1,435,426	1,439,922	▲ 4,496
後期高齢者支援金	1,757,310	1,706,355	50,955
老人保健拠出金	55	62	▲ 7
退職者給付拠出金	317,807	340,247	▲ 22,439
病床転換支援金	-	-	-
介護納付金	896,719	823,825	72,894
業務経費	115,740	106,603	9,137
保険給付等業務経費	8,528	8,407	121
レセプト業務経費	4,604	4,603	1
企画・サービス向上関係経費	2,606	2,296	310
保健事業経費	99,999	91,293	8,706
福祉事業経費	3	4	▲ 0
一般管理費	45,335	36,459	8,875
人件費	16,870	16,280	590
福利厚生費	75	74	1
一般事務経費	28,390	20,105	8,285
貸付金	732	2,434	▲ 1,702
借入金償還金	-	-	-
雑支出	2,359	2,227	132
予備費	-	-	-
累積収支への繰入	55,258	209,085	▲ 153,827
翌年度繰越	-	-	-
計	9,783,919	9,640,337	143,582

(注) 26年度の予算額については、今後の調整結果により変更がありえる。

予算案の前年度比較

〔船員保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	26年度予算案	25年度予算	増減
収 入			
保険料等交付金	34,835	35,070	▲ 236
疾病任意継続被保険者保険料	1,009	1,317	▲ 308
国庫補助金	2,834	2,801	33
国庫負担金	200	200	-
職務上年金給付費等交付金	6,068	6,306	▲ 239
貸付返済金収入	2	1	0
運用収入	95	94	1
寄付金	-	-	-
雑収入	168	123	45
累積収支からの戻入	1,487	1,491	▲ 4
計	46,696	47,403	▲ 707
支 出			
保険給付費	26,701	26,539	162
拠出金等	11,751	12,324	▲ 573
前期高齢者納付金	4,096	4,503	▲ 407
後期高齢者支援金	6,401	6,453	▲ 52
老人保健拠出金	0	0	▲ 0
退職者給付拠出金	1,253	1,368	▲ 115
病床転換支援金	-	-	-
介護納付金	3,379	3,349	30
業務経費	3,140	2,950	190
保険給付等業務経費	151	155	▲ 3
レセプト業務経費	25	25	▲ 1
保健事業経費	553	514	39
福祉事業経費	2,371	2,224	147
その他業務経費	39	32	7
一般管理費	1,105	869	236
人件費	403	392	11
福利厚生費	1	1	0
一般事務経費	700	475	225
貸付金	2	1	0
雑支出	191	1,027	▲ 836
予備費	290	290	-
累積収支への繰入	138	55	84
翌年度繰越	-	-	-
計	46,696	47,403	▲ 707

(注) 26年度の計数については、今後の厚生労働省への認可申請の過程で変更がありうる。

平成26年度 健康保険勘定予算(業務経費及び一般管理費の内訳)(案)

【業務経費】

(単位:百万円)

区分	26年度予算	25年度予算	増減	備考
保険給付等業務経費	8,528	8,407	121	
被保険者証等の発行・更新・被扶養者資格の再確認経費	2,201	1,907	293	・債権発生防止のための被保険者証回収経費の増 ・限度額認定証の差替え(制度改正)に係る経費の計上による増
健康保険給付関係届等の入力・送付等経費	1,709	1,780	▲ 71	・加入者等への書類郵送料等の見直しによる減
窓口経費	145	235	▲ 90	・年金事務所窓口の社労士への委託人数の減(▲21人)
不正請求対策経費	28	8	20	・実地調査等審査活動の強化による増
返納金等債権管理回収経費	91	92	▲ 1	
ファームバンキング・マルチペイメント手数料	471	537	▲ 66	・任意継続被保険者の減に伴うマルチペイメント手数料の減
健康保険給付等補助員経費	3,016	3,019	▲ 3	
その他	867	830	37	・海外療養費支給申請における重点審査に要する経費の計上による増 ・柔整療養費患者照会外注化のための請求書のデータ化経費の増
レセプト業務経費	4,604	4,603	1	
レセプト磁気媒体化経費	366	377	▲ 12	・電子レセ受取割合の増(紙レセの減)
医療費通知経費等	902	915	▲ 12	・実績を踏まえ見直し
レセプト点検員及び業務補助員経費	2,152	2,145	7	
レセプト点検経費	1,184	1,167	18	・レセプト点検業務の外注化経費の増
企画・サービス向上関係経費	2,606	2,296	310	
広報経費	297	292	5	
調査研究経費	34	22	12	・情報の収集・分析等の組織的対応のための経費の計上による増
保険者機能の総合的な推進経費	1,076	802	274	・調査研究報告会経費の計上による増 ・医療機関における資格確認事業の拡大による増 ・関係団体等との連携強化や意見発信に係る経費の計上による増
業務改革・サービス向上経費	679	644	35	
保険者協議会経費	17	19	▲ 2	
業務補助員経費	370	371	▲ 1	
その他	134	146	▲ 12	

区分	26年度予算	25年度予算	増減	備考
保健事業経費	99,999	91,293	8,706	
健診経費	92,400	83,518	8,881	・被保険者 健診実施率50.1%→53.8% ・被扶養者 健診実施率17%→18.6%
保健指導経費	3,713	4,395	▲ 682	・被保険者 特定保健指導実施率10.8%→11.3% ・被扶養者 特定保健指導実施率2.3%→2.5% (外部の保健指導機関に委託する件数を減少させ、協会保健師による実施件数の増加を見込んだため、保健指導経費は減)
健診及び保健指導に係る事務経費	2,868	2,278	589	・事業主健診データ取得率の上昇(6.4%→8.5%)に伴う手数料の増 ・保健指導に係る事務経費の増(健康支援ツールを使った情報提供サービス経費の増等) ・未受診者への集団健診の実施に係る経費の増
その他の保健事業経費	426	503	▲ 76	・データヘルス計画を策定するための健診・医療費データの分析・基礎資料作成経費の計上 ・未治療者への受診勧奨業務経費の増 ・会議費用等について実績を踏まえ見直し
保健事業補助員経費	592	599	▲ 7	
福祉事業経費	3	4	▲ 0	
高額医療費等の貸付事業費	3	4	▲ 0	
業務経費合計	115,740	106,603	9,137	

【一般管理費】

(単位:百万円)

区分	26年度予算	25年度予算	増減	備考
人件費	16,870	16,280	590	
職員給与	13,550	13,366	184	・震災復興のための特例措置を踏まえた基本給の減額支給措置終了による増 ・人事評価に基づく昇給・昇格による増
役員報酬	104	94	9	
退職手当	1,055	726	328	・対象者数の増(役員・支部長の任期満了等)
法定福利費	2,161	2,093	67	・給与額の増
福利厚生費	75	74	1	
職員健診	74	73	1	
その他	1	1	▲ 1	
一般事務経費	28,390	20,105	8,285	
システム経費	9,180	4,707	4,473	・指定公費負担医療制度の改正に伴うシステム対応経費の計上等
業務・システム刷新経費	15,163	11,231	3,932	・業務・システム刷新の実施に向けた各種整備に伴う増
会議費	97	131	▲ 34	・実績を踏まえ見直し
研修費	85	83	3	
賃借料	2,453	2,554	▲ 102	・実績を踏まえ見直し
光熱費	148	134	14	・業務・システム刷新準備室[運用監視センター]の電気代等の計上(業務・システム刷新経費からの振り替え)
リース費用	62	59	3	
消耗品費・事務用品費	545	517	28	・実績を踏まえ見直し
通信費	55	56	▲ 1	
旅費・交通費	137	150	▲ 13	・実績を踏まえ見直し
委託費	184	160	24	・借上げ宿舎管理委託費の増等
その他	281	323	▲ 43	・実績を踏まえ見直し
一般管理費合計	45,335	36,459	8,875	
業務経費と一般管理費の合計	161,074	143,063	18,012	

平成26年度船員保険勘定予算(業務経費及び一般管理費の内訳)(案)

[業務経費]

(単位:百万円)

区分	26年度予算		25年度予算		増減	備考
保険給付等業務経費	計	151	計	155	計	3
	(疾病)	94	(疾病)	99	(疾病)	6
	(災害)	58	(災害)	56	(災害)	2
被保険者証の発行経費		10		10		0
被扶養者資格再確認業務経費		6		8		2
船員保険給付関係届等の入力・送付等経費		22		21		1
ファームバンキング・マルチペイメント等手数料		12		17		4
船員保険給付等補助員経費		49		52		2
労災給付情報提供にかかる経費		6		0		6
その他		46		48		1
レセプト業務経費	計	25	計	25	計	1
	(疾病)	18	(疾病)	19	(疾病)	1
	(災害)	6	(災害)	6	(災害)	0
レセプト磁気媒体化経費		5		5		1
医療費通知経費		4		4		0
レセプト点検員及び業務補助員経費		15		15		0
その他		0		0		0
保健事業経費	計	553	計	514	計	39
	(疾病)	0	(疾病)	0	(疾病)	0
	(災害)	553	(災害)	514	(災害)	39
健診費		375		375		0
健診関係事務費		125		112		12
健康づくり事業の実施に要する経費		53		27		27

【業務経費】

(単位:百万円)

区分	26年度予算		25年度予算		増減	備考
福祉事業経費	計	2,371	計	2,224	計	147
	(疾病)	0	(疾病)	0	(疾病)	0
	(災害)	2,371	(災害)	2,224	(災害)	147
(特別支給金・就学等援護費を除く福祉事業経費)		343		297		46
高額療養費等の貸付事業経費		0		0		0
無線医療助言事業経費		12		42		31
洋上救急医療援護事業経費		19		19		0
保養所等の利用による休養等の促進事業経費		277		200		77
整形外科療養事業経費		34		33		0
脊髄損傷患者等介護(自宅介護)事業経費		1		2		0
(特別支給金・就学等援護費)		2,028		1,927		101
特別支給金		1,987		1,884		103
就学等援護費		41		43		2
その他業務経費(企画関係経費)	計	39	計	32	計	7
	(疾病)	30	(疾病)	25	(疾病)	4
	(災害)	9	(災害)	7	(災害)	3
広報経費		12		5		8
業務改革・サービス向上経費		1		3		2
医療費分析関連経費		1		0		1
ジェネリック医薬品使用促進に要する経費		17		17		0
業務補助員経費		7		7		0
その他		1		1		0
業務経費合計	計	3,140	計	2,950	計	190
	(疾病)	142	(疾病)	144	(疾病)	2
	(災害)	2,998	(災害)	2,806	(災害)	191

(注) 計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。

【一般管理費】

(単位:百万円)

区分	26年度予算	25年度予算	増減	備考
人件費	計 403 (疾病) 242 (災害) 161	計 392 (疾病) 235 (災害) 157	計 11 (疾病) 7 (災害) 4	
職員給与	324	322	3	
役員報酬	17	16	1	
退職手当	8	3	6	
法定福利費	53	52	1	
福利厚生費	計 1 (疾病) 1 (災害) 1	計 1 (疾病) 1 (災害) 1	計 0 (疾病) 0 (災害) 0	
職員定期健診	1	1	0	
その他	0	0	0	
一般事務経費	計 700 (疾病) 295 (災害) 405	計 475 (疾病) 239 (災害) 237	計 225 (疾病) 56 (災害) 169	
システム経費	464	302	162	・OSの切り替えに伴う船保システムの改修、レフト自動点検機能の追加に係るシステム開発費の増等。
業務・システム刷新経費	108	37	71	・業務・システム刷新の実施に向けた各種整備に伴う増。
会議等に必要経費	4	6	2	
職員研修に必要な経費	1	1	0	
地代家賃	90	90	0	
水道光熱費	1	1	0	
リース費用	0	0	0	
消耗品費・事務用品費	10	10	1	
通信費	4	3	0	
旅費・交通費	3	4	1	
委託費	3	3	0	
その他	14	18	4	
一般管理費合計	計 1,105 (疾病) 538 (災害) 567	計 869 (疾病) 475 (災害) 394	計 236 (疾病) 63 (災害) 173	
業務経費と一般管理費の合計	計 4,244 (疾病) 679 (災害) 3,565	計 3,819 (疾病) 618 (災害) 3,200	計 426 (疾病) 61 (災害) 365	

(注) 人件費等については、健康保険勘定と按分し計上すべき経費(共通経費)を含めている。

(注) 計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。

平成26年度 支部で実施予定の主な取組（概要）

都道府県・市町村や医療関係者等との連携の推進

- ※ ジェネリック医薬品の使用促進や適正受診、地域の実情に応じた医療費適正化や健康づくりに関する連携や共同事業（セミナー開催等）の実施 47支部

加入者サービスの向上、充実に向けた取組み

- 健康増進や介護に関するサービスを提供する新しい活動の取組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス（埼玉支部カフェテリアプラン）」の傘下企業の更なる充実を図り、よりよいサービスを加入者等に提供する（埼玉）

加入者から直接意見を聞く取組み

- ※ 対話集会の開催やアンケートの実施、事業所訪問など 19支部

健康づくりや生活習慣改善に関する取組み

- 「元気な職場づくり支援事業」を通じ、事業主に従業員の健康の重要性についての理解を深めるとともに「家庭の健康づくりサポーター事業」を通じ、加入者の健康づくりに対する意識の高揚を図る（熊本）

- ※ 事業所における喫煙対策やメンタルヘルス対策に関する事業 16支部

データヘルス計画の策定や取組み

- 疾病別、事業所別、業種別等の医療費分析を行い、事業所別の医療費や健診結果による疾病リスクなどの診断ツールを作成し、事業所ごとの分析結果を基に、事業所の特性に即した保健事業を企画・立案し、個々人の状況に応じた健康増進活動の推奨や受診勧奨を実施する（広島）
- レセプトデータと健診データを組み合わせて分析を行い、40歳以上の被保険者の健康管理状況を8つのグループに分類する。階層化した対象ごとの健康状況に応じた保健事業等を企画、立案し、行動変容支援サービスを実施する。
各階層ごとの構成比や行動変容率などを検証し、データヘルス計画に繋げる。（大分）

各支部の事業計画について

平成26年度 事業計画（北海道支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>(1) 健康保険制度・事業等の周知に係る取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部評議会の開催（年6回）と会議体の更なる活性化（企画総務G） ・データヘルス計画の作成（企画総務G）（保健G） ・健診・レセプトデータを活用した支部職員による事業所等訪問の実施（企画総務G） <p>(2) 行政（北海道）等との連携・発信強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の関係部署との情報交換等連携強化（企画総務G） ・札幌市との「健康づくり包括協定」の締結と効果的な運用（企画総務G） ・保険者間の連携、取り組みの強化（保険者協議会機能他）【医療費適正化総合的対策】（企画総務G） <p>○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>(1) 北海道支部医療費適正化総合対策の実施（詳細は項目毎に記載）（該当G）</p> <p>○ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>(1) 加入者及び事業主等への周知広報の更なる強化（軽減額通知の実効性向上）【医療費適正化総合的対策】（企画総務G）</p> <p>(2) 北海道薬剤師会等との協力連携の強化</p> <p>○調査研究の推進等</p> <p>(1) 特定健康診査・特定保健指導結果分析（企画総務G）（保健G）</p> <p>(2) 市町村別健康度診断シートの作成（企画総務G）</p> <p>(3) 事業所別健康度診断シートの作成（企画総務G）</p> <p>○広報の推進</p> <p>(1) 定期広報物の更なる充実（定期広報物、HP、メルマガ他）（企画総務G）</p> <p>(2) 新たな広報手法の模索（企画総務G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会広報デザインコンペティションの開催（企画総務G） <p>(3) 適正受診の啓発勧奨に係る広報強化【医療費適正化総合的対策】（企画総務G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児層（保護者）を対象とした医療費適正化に関する啓発漫画の作成・配付（企画総務G） <p>(4) デンタルケアに関する事業所に対する啓発（パンフレット等の作成・配布）（企画総務G）</p>

2. 健康保険給付等

○サービス向上のための取組

- (1) 健康保険給付（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料）のサービススタンダードを申請の受付から給付金の振込みまでの期間を10営業日以内（書類不備による返戻等・担当医師への照会が必要な場合等を除く）と設定し、着実に実施（業1G）
- (2) サービススタンダード以外の健康保険給付及び資格関係届等に関する早期処理の実施（業1G）（業2G）
- (3) 任意継続被保険者用しおりの作成（周知と加入者サービス向上を目的に作成する）（業革G）
- (4) 新任事務担当者に対する健康保険給付等実務講習会の開催（半期1回）（業革G）
- (5) お客様満足度の向上（お客様満足度調査等の結果を踏まえた窓口サービス等の向上を図る）（業革G）

○高額療養費制度等の周知

- (1) 高額療養費及び出産育児一時金の未申請者に対する申請勧奨の実施（業1G）（業2G）

○窓口サービスの展開

- (1) 加入者等の利便性維持及び向上（業革G）

○被扶養者資格の再確認

- (1) 被扶養者資格再確認業務の的確な実施（業1G）

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- (1) 柔道整復施術療養費の施術内容等に係る審査強化（業2G）
- (2) 柔道整復施術療養費の適正化（負傷原因照会を通じた適正受診の周知）【医療費適正化総合的対策】（業革G）
- (3) はり・きゅう・あんま・マッサージ療養費の適正化（医師照会・患者調査の実施）【医療費適正化総合的対策】（業2G）

○傷病手当金・出産手当金等の不正請求の防止

- (1) 効果的な審査・調査の実施および審査担当職員の定期的な研修実施【医療費適正化総合的対策】（業1G）
- (2) 「保険給付適正化プロジェクトチーム」による疑義案件に対する事業主への立入検査も視野に入れた厳格な対処（調査及び審査）【医療費適正化総合的対策】（業1G）
- (3) 適正申請のための定期広報を通じた加入者及び事業主等への周知【医療費適正化総合的対策】（業1G）
- (4) 海外療養費支給申請における重点審査（業2G）

2. 健康保険給付等

○効果的なレセプト点検の推進【医療費適正化総合的対策】（レセプトG）

- (1) 医療給付の審査（レセプト内容点検）強化
 - ・被保険者1人当たり内容点検効果額（年間目標） 前年度効果額を上回る
 - ・被保険者1人当たり診療内容等査定効果額（年間目標） 前年度効果額を上回る
- (2) 自動点検や汎用任意抽出を活用した効率的かつ効果的な内容点検業務の実施
- (3) 各種研修会等の実施による職員の資質向上、情報共有化による点検スキルの標準化
- (4) 他保険者および支払基金との連携強化による再審査請求の適正化
- (5) 北海道厚生局との連携強化による疑義事例等の適正化
- (6) 医療費通知の実施
- (7) 資格点検における効果的なレセプト返戻および返還事務の実施
- (8) 外傷性レセプト点検における効率的かつ的確な求償・返還事務の実施

○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化【医療費適正化総合的対策】

- (1) 資格喪失後受診防止のための資格喪失済被保険者証の回収強化および未返納者リストデータ分析による事業所指導等の実施（業1G）
- (2) 任意継続被保険者の無資格受診防止のため制度周知および事業所指導（業1G）
- (3) 被保険者証の適正利用に関する啓発（業1G）

○積極的な債権管理回収業務の推進【医療費適正化総合的対策】（レセプトG）

- (1) 資格および外傷点検と連動した債権発生抑制の実施
- (2) 発生した債権の早期回収および未納者に対する効果的な納入督促の実施
 - ・債権回収率（年間目標） 前年度回収率を上回る

○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- (1) 健康保険委員研修会の開催（全道16か所・年2回以上）（業革G）
- (2) 健康保険委員のモニター制度を活用したアンケートの実施（年1回・支部事業運営への反映・サービス向上）（業革G）
- (3) 健康保険委員表彰の実施（研修会等の活用）（業革G）
- (4) 健康保険委員に対する情報提供（広報紙「協会けんぽほっかいどう」の毎月発行・「健康保険相談の手引き～平成26年度版～」等の配付）（業革G）
- (5) 健康保険委員の拡大（平成25年度末健康保険委員人数を上回る）（業革G）

3. 保健事業

○保健事業の総合的かつ効果的な推進

(1) 支部健康づくり推進協議会の開催（年2回）と会議体の更なる活性化（保健G）

○特定健康診査及び特定保健指導の推進

(1) 健診

①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：602,541人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：46.6%（実施見込者数：280,800人）
- ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：29,850人）

②被扶養者（受診対象者数：237,986人）

- ・特定健康診査 実施率：12.8%（実施見込者数：30,500人）

(2) 保健指導

①被保険者（実施対象者数：55,607人）

- ・特定保健指導 実施率：8.0%（実施見込者数：4,448人）
 （内訳） 協会保健師実施分 6.1%（実施見込者数：3,392人）
 アウトソーシング分 1.9%（実施見込者数：1,056人）

②被扶養者（実施対象者数：2,715人）

- ・特定保健指導 実施率：3.5%（実施見込者数：95人）

○各種業務の展開

(1) 受診勧奨対策（保健G）

- ①生活習慣病予防健診実施機関による受診勧奨
- ②特定健診未受診者への再勧奨
- ③特定健診と市町村の集団検診の同時実施
- ④事業者健診データ取得促進（医療機関及び公的機関等に対する提出勧奨）
- ⑤新規適用事業所に対する健診の受診勧奨
- ⑥任意継続被保険者に対する健診の受診勧奨
- ⑦市町村と共同の健診受診勧奨と保健指導の展開

(2) その他の保健事業

- ①健康増進月間の展開（健康づくり講演会の開催、健康関連イベントへの出展・参画、協会広報デザインコンペティションの開催）（企画総務G）（保健G）
- ②糖尿病を主体とした重症化予防の実施（保健G）
- ③禁煙・減煙に係る周知活動の実施（保健G）
- ④ITを活用した特定保健指導の推進（保健G）
- ⑤出前健康づくり講座・健康相談会の実施（保健G）（業革G）
- ⑥ウォーキングコンテストの継続実施及び普及促進（業革G）
- ⑦ラジオ体操の普及促進（業革G）

4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none">○業務・システムの刷新<ul style="list-style-type: none">(1) 事務処理体制の整備、各種研修等の実施による新しい業務・システムの早期定着の推進（全グループ）○組織の適切な運営<ul style="list-style-type: none">(1) 業務実施状況の確認に係る自主点検の実施（年2回）(2) 各種委員会（コンプライアンス・リスク管理等）によるリスク管理等の強化○人材育成の推進<ul style="list-style-type: none">(1) 階層別・業務別研修（制度改正等）等の実施（企画総務G）（業革G）○業務改革の推進<ul style="list-style-type: none">(1) 『お客様の声』・『事務処理誤り』等の事例共有、再発防止とサービス改善、支部内業務改善意識の更なる醸成（業革G）(2) 業務改善委員会の開催による業務改革推進強化（四半期1回）（業革G）○経費の節減等の推進<ul style="list-style-type: none">(1) 一般事務経費及び運営経費等の管理・検証とコスト意識の醸成（企画総務G）(2) 業務効率の向上による時間管理の厳格化（超過勤務時間の縮減）（企画総務G）
---------------	--

平成26年度 事業計画（青森支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>① 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、青森県の医療費、健診データ、加入者・事業主の考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医療に関する情報の収集と分析 イ 医療に関する情報の加入者・事業主への提供 ウ 県など関係方面への積極的な発信 エ 他の保険者との連携や共同事業の実施 オ 保健事業の効果的な推進 カ ジェネリック医薬品の使用促進 <p>【取組みの具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県教育庁との連携による小・中学校における「健康教室」の開催 <ul style="list-style-type: none"> ➢ メディア以外に市町村に対しても積極的な情報提供を行い、市町村広報誌等への記事掲載を図るとともに、今後の市町村との協力関係を構築する足がかりとする。 ● 五所川原労働基準監督署との連携による保健指導の勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 協会けんぽから事業所へ送付する保健指導の案内に、事前に五所川原労働基準監督署から提供いただいた署長名での勧奨文を同封することにより、保健指導実施率の向上と加入者の健康増進を図る。 ● 五所川原労働基準監督署（労働局）、五所川原市、五所川原保健所（県）との4者連携による「健康管理特別指導モデル事業」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 行政からモデル事業場として指定された事業所の保健指導対象者を受け入れ、保健指導実施率の向上と加入者の健康増進を図る。 ● 被扶養者を対象としたショッピングセンターでの「まちかど健診」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 青森市、八戸市に加え、弘前市でも実施予定。市が行うがん検診の受診勧奨等も実施する。 ● 八戸市の保健推進員を活用した健診等の広報 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 協会けんぽの健診等に関するパンフレットを作成し、保健推進員に配布することで、理解を深めていただき、各地区での受診勧奨に役立てていただく。

- ② 協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改正に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するため、引き続き、メディア・関係団体へ積極的に意見発信を行うとともに、各種広報や研修会等を通じ、加入者や事業主の理解を得るための情報発信を行う。
- ③ 県や市町村等の医療政策・介護政策の立案に関わる各種協議会に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。また、県と締結した健康づくり推進に向けた包括的連携に関する覚書に基づき、県との更なる連携推進を図る。

(2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ① 本部主導のもと、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを継続して実施するとともに、加入者への適切な広報を実施する。
- ② 健康保険委員研修会等において、ジェネリック医薬品について参加者に詳しく説明するとともに、使用についての意思表示を容易にする希望シールを必要に応じて配布することで、加入者への広報と使用促進の協力依頼を行う。また、新規適用事業所等に対しても使用促進チラシと希望シールを送付し、同様に使用促進を図る。
- ③ 「青森県後発医薬品安心使用促進協議会」に積極的に参加し、青森県におけるジェネリック医薬品の使用促進に当たっての課題を整理し、必要な方策等を検討することにより、ジェネリック医薬品を患者及び医療関係者が安心して使用できる環境整備等を図る。

【目標】ジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）：25年度を上回る

(3) 広報の推進

- ① 定期的な広報誌やホームページ、メールマガジンを活用し、加入者及び事業主に対する広報を積極的に行う。また、県、市町村、関係団体との連携による広報やメディアへの情報提供を積極的に行う。
- 【目標】メールマガジンの配信件数：1,250件
- ② モニター制度や対話集会、アンケートをはじめ、加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。
 - ③ 救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう広報に努める。
 - ④ 青森県保険者協議会等への提案を行いながら、資格喪失後受診防止ポスターを作成し、医療機関・調剤薬局へ送付・掲示依頼を行うことで、被保険者証の正しい使用について患者へ周知するとともに、資格喪失後受診による返納金債権の発生を抑制する環境整備を図る。

(4) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員を対象とした研修等の開催により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業所における広報、相談、各種事業の推進等にご協力をいただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、年金事務所との協力・連携や公募、新規適用事業所や未選任事業所に対する勧奨等により、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大を図る。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組み

加入者等からお寄せいただいたご意見を基に、更なるサービスの改善に取り組む。
また、傷病手当金等の現金給付については、申請書の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内（サービススタンダード）と定め、その状況を適切に管理し、着実に支給する。

【目標】健康保険給付申請書の受付から振込までの目標日数（10営業日以内）の達成率：100%

(2) 高額療養費制度の周知

平成26年度に改正が見込まれる高額療養費制度については、事業所や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。

また、高額療養費の未申請者に対しては、ターンアラウンド方式による申請勧奨を行う。

(3) 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ年金事務所へ職員を配置し、効率的かつ効果的にサービスを提供する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認については、医療費の適正化や高齢者医療制度に対する拠出金等の適正化を目的に、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請や長期受療者（6か月以上）の申請について加入者に対する文書照会を行い、回答の結果、請求内容が疑わしいものについては、必要に応じて施術者に照会する。また、加入者への照会時にはパンフレットを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

不適切な申請事例へ厳格に対処することを目的に支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、支部全体で対応するとともに、年金機構等の関係機関と連携し、調査及び審査に取り組む。

さらに、本部から提供される支払済データ（資格取得日または月額変更日から近い請求によるもの）を基に調査・点検を行い、必要に応じて年金機構と合同で対象事業所への立入検査等を実施する。

また、不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査や加入者照会を行うなど、支給申請書の審査を強化する。

	<p>(8) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した点検の徹底に努めるとともに、点検員のスキルアップを図るために機能的な点検体制を確立し、支部独自研修・医科検討会、査定事例の収集・共有化を強化する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。さらに、内容点検業務の外注委託については、競争性を確保すること並びに点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げる。</p> <p>【目標】加入者1人当たり診療内容等査定効果額（10割）：25年度を上回る</p> <p>(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化</p> <p>債権の発生を防止するため、加入資格を喪失した者の被保険者証の回収について、次のとおり強化する。</p> <p>① 一般加入者については、日本年金機構が行う催告状による一次催告のほか、協会けんぽでは文書による二次催告等を行う。</p> <p>② 任意継続加入者については、資格喪失した時点はもちろんのこと、資格取得時にも返却について案内し、確実な返却を促すとともに、未返却者に対しては催告状の送付のほか、電話による催告も行う。</p> <p>また、事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて注意喚起を行う。</p> <p>(10) 積極的な債権管理回収業務の推進</p> <p>発生した返納金等の債権については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</p> <p>また、本部が開催する担当者研修会等を通じ、回収業務のノウハウや効果的な回収方法を取得する。</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <p>○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：146,056人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：55.0%（実施見込者数：80,300人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：14,600人） <p>○ 被扶養者（受診対象者数：51,604人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：25.0%（実施見込者数：12,900人）

	<p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（実施対象者数：19,074人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：20.0%（実施見込者数：3,814人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 14.4%（実施見込者数：2,744人） アウトソーシング分 5.6%（実施見込者数：1,070人） ○ 被扶養者（実施対象者数：1,220人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：122人） <hr/> <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学生を対象とした健康づくり事業（青森県教育庁との連携により対象校の紹介） <hr/> <p>(4) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちかど健診の実施 ・ 労働局等との連携による事業者健診データ取得及び保健指導の勧奨 ・ 支部長及び職員訪問による保健事業の促進（健診受診勧奨・事業者健診取得・保健指導の勧奨含む） ・ ITを活用した特定保健指導
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 業務・システムの刷新</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新システム稼働に向けた移行・テスト等の確実な実施 データ移行に伴う各種テストを確実にを行い、新システムへのスムーズな移行を実施する。 ② 新しい業務・システムの早期定着の推進 本部と連携して、新しい業務処理を踏まえた新たな業務マニュアルを作成する。 併せて、本部主催の集合研修や支部研修を通じ、新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。 また、業務の移行、新しい機器の設置などに対応するとともに、申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員等にお知らせするため、支部長をプロジェクトマネージャーとする「業務・システム刷新プロジェクトチーム」を設置し、移行に向けた準備を推進する。 <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 組織運営体制の強化 本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ② 実績や能力本位の人事の推進 目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。

- ③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着
 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。
- ④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底
 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。
- ⑤ リスク管理
 リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催などにより、リスク管理体制を整備する。
- (3) 人材育成の推進
 職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。
- (4) 業務改革の推進
- ① より良いサービスの標準化を目指し、具体的な改善を実現していくため、ブロック単位で開催される業務改革会議等に提案するとともに、支部に新設した業務改善委員会で議論し、創意工夫を取り入れていく。
- ② 入力業務等の定型的な業務については、アウトソーシングや契約職員を活用するとともに、業務プロセスや職員の配置等の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。
- (5) 経費の節減等の推進
- ① 引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- ② システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、経費削減の観点からもどのような方策が可能か検討を加えていく。
- ③ 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成26年度 事業計画（岩手支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>○地域の実情に応じた事業運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会の定期的な開催と、意見・提言を踏まえた事業運営の展開 ・協会けんぽの財政状況を政府及び地元国会議員、メディア、関係団体等へ広く発信 ・医療費、健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信と関係団体との連携強化 ・県とのより一層の連携・協力の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ・岩手県保健福祉部および岩手県がん対策推進協議会等への情報・意見発信 ・データヘルス計画の策定 <p>○医療費適正化の総合的対策の実施 ※詳細については、各事業項目を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なレセプト点検の推進 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・被扶養者資格の再確認 ・傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 ・療養費（柔道整復施術療養費等）の照会業務の強化 ・債権発生の防止・積極的な債権管理回収業務の推進 ・保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・幼年期医療の理解、適正化に向けた情報誌の送付 <p>○ジェネリック医薬品の更なる使用促進【医療費適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会と連携した県内薬局への使用促進の依頼 ・県及び医師会への情報提供と使用促進に向けた協力関係の構築 ・被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証発行時における加入者への広報 <p>○広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ） ・「社会保険いわて」への記事提供 ・メールマガジンの定期発行および登録者拡大

	<p>○健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員専門広報紙およびメールによるサポートの実施 ・社会保険委員会及び日本年金機構と連携した研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼 ・健康保険委員表彰の実施 ・納入告知書同封チラシ等を活用した定期的な委嘱勧奨 <p>○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進【医療費適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体、関係団体と連携し、セミナー（メンタルヘルス・禁煙）などの共同事業の実施
2. 健康保険給付等	<p>○サービス向上のための取組・窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼年期医療の理解、適正化に向けた情報誌の送付【医療費適正化】 ・サービススタンダードの管理を徹底し、10 営業日以内の着実な支払いを実施 ・高額療養費、出産育児一時金の未申請者に対する支給申請の案内の実施（ターンアラウンド） ・任意継続保険料の還付金未請求者に対する還付金請求の案内の実施（ターンアラウンド） ・被保険者証発行時における制度周知と適正受診の啓発 <p>○被扶養者資格の再確認【医療費適正化】</p> <p>○傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止【医療費適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義のある申請等には、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、支部全体で対応する。また、年金機構等の関係団体と連携し、調査及び審査を実施 ・資格取得日から近い請求の審査強化、資格疑義申請書の返戻、役員の給付請求に関する報酬確認の実施 ・年金受給額等にかかる年金事務所への照会の実施 <p>○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化【医療費適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復療養受診者及び柔道整復師への負傷原因照会を実施 ・はりきゅう、あんまマッサージの療養費にかかる医師への照会 <p>○効果的なレセプト点検の推進【医療費適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを活用した効果的な点検業務の推進（自動点検機能の活用促進） ・点検体制の見直し（歯科レセ点検強化） ・診療報酬改定への対応（改定内容を踏まえた点検強化）

	<p>○資格喪失後受診等による債権発生防止のための被保険者証の回収強化【医療費適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金機構との連携強化による失効被保険者証の早期回収 ・資格喪失後受診防止に係る広報の拡大 <p>○積極的な債権管理回収業務の推進【医療費適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権担当者会議を開催し、支部内の債権状況を把握するとともに、効果的な回収を行う。 ・文書や電話による納付勧奨により早期回収に努めるとともに、法的措置を取り入れ、的確な回収を行う。 ・返納金等の各種債権について、新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：145,225人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：40.6%（実施見込者数：59,000人） ・事業者健診データ 取得率：20.7%（取得見込者数：30,000人） <p>○被扶養者（受診対象者数：47,448人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：21.1%（実施見込者数：10,000人） <hr/> <p>(2) 保健指導</p> <p>○被保険者（実施対象者数：21,004人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：12.6%（実施見込者数：2,657人） <p style="margin-left: 100px;">（内訳） 協会保健師実施分 10.9%（実施見込者数：2,297人）</p> <p style="margin-left: 100px;">アウトソーシング分 1.7%（実施見込者数：360人）</p> <p>○被扶養者（実施対象者数：1,290人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：3.9%（実施見込者数：50人） <hr/> <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種・業態の特性に合わせた職場の健康づくり支援（【Happiness プラス1】事業） ・歯科医師会と連携した、歯科健診及び歯科健診結果と生活習慣病との関連性の調査分析 ・県や三師会と連携した、ポスターや広報誌等を通じた脳卒中対策 <hr/> <p>(4) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入事業所に対する翌年度の健診受診勧奨の推進 <p style="margin-left: 20px;">➢ 健診申込書及び受診券の送付の際、健診案内や実施機関一覧表等を作成し、同封する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健診の受診勧奨の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 支払基金からの請求データ等から、未受診者を特定し勧奨対象者を絞り込み、ダイレクトメールによる個別勧奨を実施する。(対象地域：6市2郡) ・特定保健指導の受診勧奨の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定保健指導該当事業所用パンフレット、健診受診者用階層化通知、初回面談者用パンフレットを通じ、特定保健指導の制度や内容について、周知及び事業内容の理解度を向上させ、保健指導等の受入れ事業所を拡大し、実施率の向上を図る。 ・被扶養者の特定保健指導の受診勧奨の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象者に利用券を発行し、また、分かりやすいパンフレット、実施機関一覧表を作成し、同封する。
4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none"> ○組織や人事制度の適切な運営と改革 <ul style="list-style-type: none"> ・マネージャー会議、支部全体研修による情報の共有と協力連携体制の強化 ・支部全体会議によるコンプライアンス・個人情報保護の遵守徹底 ○人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・本部研修への職員への派遣と伝達研修 ・事務処理内容、待遇等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修を実施 ○業務改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上の推進 ・サービス向上委員会を開催し、支部のCS向上を図る ○経費の節減等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・調達の実行における見積競争・企画競争入札等の推進 ・空調、照明管理の徹底等による電熱費の節減 ・事務経費削減計画に基づく職員のコスト管理意識の啓発

平成26年度 事業計画（宮城支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>①「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費や健診データを分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」（医療保険者によるレセプト、健診情報等のデータ分析に基づく保健事業の推進計画）を作成し、宮城支部の実情に応じて、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みの更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・宮城県など関係方面への積極的な発信 ・他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 <p>(2) 宮城支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>①レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。</p> <p>②資格喪失後受診の抑制のため、医療機関における資格確認を継続して実施する。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>①ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、きめ細かな方策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の立場に立った適切な広報の推進と拡大 ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額軽減通知の年2回の実施 ・宮城県後発医薬品安心使用促進協議会での使用促進に向けた意見具申 ・保険者協議会、国保運営協議会等の関係機関への協会けんぽの取組みについての情報提供 ・宮城県、市町村、関係団体と連携した医療費適正化啓発イベントやセミナーの共同開催 <p>②被保険者証送付時にジェネリック医薬品希望シールを同封し、加入者に対して使用促進を図る。</p> <p>(4) 宮城県をはじめ関係方面への積極的な発信</p> <p>①医療費適正化のための総合的な対策を、宮城県保険者協議会を通じて他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施する。</p> <p>②宮城県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。併せて、宮城県、市町村と協会けんぽとの間で、事業連携協定、覚書の締結も視野に入れた医療情報の分析や保健事業等の連携推進を図る。</p>

- ③三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）へ協会活動の情報を発信する。
- ④経済団体・社会保険労務士会等を通じて、定期的な協会活動の広報を実施する。

(5) 調査研究の推進等

- ①保険者機能強化アクションプラン（第2期）に沿って、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者等に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。

(6) 広報の推進

①保険料率等に関する広報の実施

- ・保険料率凍結終了後の27年度に向けた協会けんぽの財政基盤の強化、安定化、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等、また、宮城支部の東日本大震災の影響による医療費増加に係る保険料算定について等、加入者・事業主の理解が得られるような広報活動を進める。

②継続的な広報の実施

- ・加入者・事業主に対して理解が得られるよう、ホームページのほか、納入告知書同封チラシ等の定期的なお知らせを実施するとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、宮城県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌等メディアへの発信力を強化する。

③保険者機能を発揮した協会の取組みについての広報の実施

- 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

④地方自治体等とのセミナー等の共同開催

- 地方自治体や関係団体等と健康セミナー等を積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。

⑤利用者の意見の反映

- ・各種研修会やアンケート等により、加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

⑥適正受診の啓発

- ・救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう広報を推進することで、医療費の適正化を図る。特に、病気になりやすく、医師不足でもある乳幼児から小児に対する時間外等受診の適正化のため、出産育児一時金の支給決定時等を活用し、夜間安心コールやこどもの救急ホームページの周知広報を実施する。

⑦疾病予防の広報

- ・インフルエンザ等その時期にあった疾病予防について、ホームページやメールマガジン等の定期的なお知らせを通じ、加入者に対して正しい対処法を周知する。

(7) 健康保険委員の活動強化と委嘱拡大

①健康保険委員（健康保険サポーター）については、事業主、加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいていることから、多方面にわたるご意見を頂戴して支部活動に反映させる一方、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大を図る。

(8) 的確な財政運営

①評議会及び各方面からの意見を反映して、支部の自主性を発揮し、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが、適切に働くような財政運営を行う。

②持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（案）において、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会がもつめる次期制度改革に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。

③被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために、喫緊に講じなければならない方策の検討を、政府等へ働きかける。

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>①お客様満足度調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 <p>②サービススタンダードの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内」とするサービススタンダードの状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 <p>③接遇の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。 <p>④申請の郵送化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請については、各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。 <p>⑤利用者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については、口座振替や前納の利用促進を図る。 <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <p>①改正が見込まれる高額療養費制度については、事業所や加入者に対し改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを行う。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>①支部及び石巻年金事務所窓口を継続して開設し、健診等の広報を行うなど、窓口機能を最大限有効に活かしサービスの向上に努める。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>①被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p> <p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>①多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請、及び任意に抽出した申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。</p> <p>②適正受診のためのパンフレットを作成し、照会時に同封することや、各種講習会や研修会等で配布することで、柔道整復</p>

施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

③施術者に対する支給決定時等を活用し、適正な保険請求の周知に努める。

(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

①不正請求の疑いのある申請等があった場合、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立入調査を日本年金機構と連携し実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。

②事業主が、資格取得届または月額変更届の提出後、直ちに被保険者から傷病手当金、出産手当金が申請されるケースについては、本部からの支払済データを活用し、これらの事業所に対して、日本年金機構と連携し調査を実施するなど、審査を強化する。

③傷病手当金の長期受給者については、必要に応じて、本人及び事業主に対して定期的に照会を行う。また、傷病手当金と障害年金の調整について初回の受給者に周知するとともに、資格喪失後の年金受給について確実に確認、周知することにより適正化を図る。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査など、支給申請の審査を強化する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

①点検効果向上計画を策定・実施するとともに、毎月点検効果向上会議を開催し、進捗状況の管理を徹底することにより、点検効果額の向上を目指す。

②内容点検においては、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務実績に応じた評価を行う。

③点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げる。

④被保険者一人あたりの目標点検効果額

- ・ 内容点検効果額 2,100 円以上
- ・ 診療内容等査定効果額 350 円以上

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

①資格を喪失した加入者の被保険者証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問による三次催告を積極的に行い、被保険者証の回収を強化する。また、被保険者証回収業務の外部委託の実施を検討する。

②事業主や加入者に対しては、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、被保険者証の送付時を活用した周知の他、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

③被保険者証未回収の多い事業所に対しては、文書、電話や訪問により協力要請を行うほか、社会保険労務士会や業界団体を通じて協力依頼を行い、回収強化を図る。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ①資格喪失後受診等により発生する返納金債権については、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに顧問弁護士を積極的に活用し早期回収に努める。また、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。
- ②交通事故等が原因による損害賠償債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ③債権回収会議を毎月開催し、全職員への周知・共有を図るとともに効果的な回収に努める。
- ④6月・9月・12月・3月を債権回収強化月間とし、支部全体で電話催告を実施するなど、債権回収強化に取り組む。
- ⑤資格喪失後受診等により発生する返納金債権のうち、市町村国保に療養費として請求できる納付困難者に対する返納金債権について、市町村との間で清算する方法を検討する。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ① 健診結果やレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、宮城県が定めた「第2次みやぎ21健康プラン」の推進における協会けんぽの役割も担い、加入者の疾病予防や健康づくりを推進する。
- ・ 特定健康診査及び特定保健指導を受けやすい環境づくりを進め最大限に実施する。
 - ・ 健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ医療費適正化及びQOLの維持を図る。
 - ・ 健康づくり推進協議会などの意見を聞きながら、宮城支部独自の取り組みを強化する。

(2) 健診

○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：217,539人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率：63.1%（実施見込者数：137,308人）
- ・ 事業者健診データ 取得率：9.2%（取得見込者数：20,000人）

○ 被扶養者（受診対象者数：78,222人）

- ・ 特定健康診査 実施率：30.0%（実施見込者数：23,466人）

① 生活習慣病予防健診の受診率の向上

- ・ 健診実施機関のない地域の受診環境を向上させるために、この地域を優先に契約医療機関であり検診車を保有する健診実施機関へ集団健診の実施を依頼する。すでに継続受診として定着している受診者に対する対応に加え、さらに地域の未受診者の受診拡大を狙って実施地域・実施回数・検査項目等の追加と拡大を目指す。
- ・ 契約医療機関のない地域や健診受診率の低位な地域を調査・分析し、新たな契約医療機関を拡充する。また、これまでの交渉で未契約の医療機関に対しては、継続的に交渉を実施する。

② 事業主健診データの取得促進

- ・ 労働局との連携により、「健診結果データ提供の徹底を図るための行政通知」を最大限活用し、該当事業所に対する適切な広報、事業所訪問により意識啓発を図り同意書の取得拡大を目指す。
- ・ 健診機関や業界団体との連携により同意書の取得拡大を目指す。

③ 特定健康診査の受診率の向上

- ・ 25年度に引き続き、受診券の自宅直接送付方式により、本人へ効果的な広報物を提供する。広報物は自治体と連携し、特定健診実施（個別健診・集団健診）一覧表、市町村が行うがん検診のデータを整備し作成する。
- ・ 未受診者の対策として、大型ショッピングセンター（実施機関募集方式）での特定健康診査（集団健診）を実施する。
- ・ 現状での特定健康診査の健診項目にプラスした健診メニュー「特定健診プラス」を希望する受診者に提供するため、実施可能な医療機関を整備する。
- ・ 個別契約により、健診自己負担額が無料の医療機関拡大を図る。

(3) 保健指導

○被保険者（実施対象者数：36,494人）

・特定保健指導実施率：14.8%（実施見込者数：5,383人）

（内訳）協会保健師等実施分 11.2%（実施見込者数：4,083人）

アウトソーシング分 3.6%（実施見込者数：1,300人）

○被扶養者（実施対象者数：2,652人）

・特定保健指導実施率：2.6%（実施見込者数：68人）

①特定保健指導のアウトソーシングの推進

- ・健診当日に保健指導の階層化が実施可能な契約医療機関、及び保健指導者が在籍する事業所と業務委託契約を結ぶことにより、保健指導の実施率の向上を図る。

②保健指導訪問先拡大のため、「事業所健康度診断」を作成して持参のうえ、トップセールスによる事業所訪問を行い、特定保健指導の勧奨を行うことで、二次予防につなげる。

③支部における保健指導の効率的な実施

- ・初回面接と継続支援の担当者を分けるリレー制による保健指導の実施。
- ・特定保健指導 IT ツールの活用による継続支援の実施

(4) その他の保健事業

①『職場のこころの健康づくりセミナー』の開催

②カウンセリング等による職場内における心の健康づくり対策

③個別相談、集団学習の実施

④「宮城県」と連携した受動喫煙防止対策（事業所向け）

⑤自治体と連携した健康づくりイベントへの参加

⑥からだところの健康づくりに関する事業所への情報提供

(5) 受診勧奨対策

①生活習慣病予防健診

- ・健診機関と業務委託契約により、未受診事業所への受診勧奨や事業者健診データの取得を実施する。
- ・新規適用事業所に対し、タイムリーに健診申込書を送付案内する。

②特定健康診査

- ・健診内容の充実を図り、特定健診項目にプラスした健診メニューを提供し、受診者に選択の幅を広げる。
- ・未受診者への受診勧奨として、大型ショッピングセンターや公共施設を利用した集団健診による特定健康診査を実施する。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、統合データベースを構築し、事務処理のペーパーレス化・自動化やデータ入力・印刷発送業務の集約化等に対応するため、24年度から準備を進めてきたアプリケーション設計・開発のほか、26年度は、データ移行、ネットワークシステム、LAN・端末機器の設計・構築・導入等を実施する。

①新システム稼働に向けた関係者への周知、広報

- ・申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員、関係者等に的確にお知らせし、更なるサービス向上に努める。

②新しい業務・システムの早期定着の推進

- ・「支部プロジェクトチーム」を設置し、業務の移行、新しい機器の設置などに対応する。
- ・東北・北海道ブロック支部プロモーター連絡会を設置し、業務・システム刷新に向けた進捗状況及び先行事例の共有化を図る。

③新システム稼働に向けた移行・テスト等の確実な実施

- ・本部・支部が連携して作成をする新しい業務処理を踏まえた新たな業務マニュアルの習熟度を段階的に高めていくために本部主催の集合研修を活用するとともに支部独自の研修を行う。
- ・新システムへのスムーズな移行を実施するとともに支部作成の各種データ移行についても適切に実施する。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

①組織運営体制の強化

- ・本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。
- ・衛生委員会をはじめ、各種委員会やプロジェクトチームを整備し、内部統制環境強化や職場環境の充実化を図る。

②実績や能力本位の人事の推進

- ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、発信力・営業力・訴求力が発揮されているかと言った創造的な実績の評価や能力本位の人事を推進する。

③協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

- ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底を図る。

(3) 人材育成の推進

- ①職員一人一人のキャリアプランに基づく自立型人材育成のため、多様な研修機会や通信教育講座活用による自己啓発の手段などを整備し、自学自習風土を醸成する。

- ②健康保険委員研修、制度改正、業務・システム刷新等を踏まえた業務別研修及び外部講師による専門性、多様性を高めることを目的とした支部独自の研修を実施する。

(4) 業務改革の推進

①業務精度の向上

- ・よりよいサービスの標準化を目指し、複数の支部単位で設置された業務改革会議等への参加により、創意工夫を提案・検討し、具体的な改善を実現していく。
- ・業務処理の基準に沿った活動の適正状況を定期的に確認し、業務精度の向上を目指す。

②業務の効率化

- ・入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務・システム刷新に向けて業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、要員の適正化を図る。

(5) 経費の節減等の推進

- ①サービス水準の確保に留意した業務の実施方法の見直しの検討を行うとともに、競争入札の実施、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。また、プロジェクトチームによりシステム刷新に伴う業務プロセスの見直しによる経費削減の検討を行う。

- ②調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成26年度 事業計画（秋田支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 協会の財政基盤強化に向けた国・県等関係方面への積極的な発信</p> <p>○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（案）において、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改革に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するとともに、国、関係機関への働きかけ等を進める。</p> <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>○<u>秋田支部における医療費や健診結果の現状（全体像）を把握し、地域や職域の特性などを分析することによって医療費適正化対策の優先順位を明確化し、重点的に取り組む事項の絞り込みを行う。また、医療費分析による実態や課題を提示することによって、関係方面に対して説得力のある説明を行うとともに、広報等を通じて加入者への意識づけを図る。</u></p> <p>○政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、秋田県の実情に応じて、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みを総合的に推進していく。</p> <p>○<u>秋田県医療審議会の委員の立場から県の政策関係部局に提言を行うとともに、県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。また、秋田県や秋田市、秋田県医師会・秋田県歯科医師会・秋田県薬剤師会（三師会）との間に締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、新規事業を展開する。</u></p> <p>○<u>全国組織である強みを活かし、他支部の事業について情報を収集し、秋田支部において参考となる取組みは積極的に取り入れていく。また、秋田支部の取組みについても積極的に情報発信していく。</u></p> <p>(3) 加入者・事業主に響く広報の推進</p> <p>○協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、</p>

定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点に立ったわかりやすい支部独自の広報を実施し、加入者や事業主との距離を縮め、協会けんぽの認知度を高める。また、県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・新聞・情報雑誌など各種メディアによる情報発信を強化する。

○加入者から直接意見を聞く取組みを進め、健康保険委員の協力の下、アンケートの実施及び対話集会を実施する。また、その意見を踏まえ、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

○各種団体や社内研修会等において、支部職員や保健師による講演を行うなど、加入者・事業主に直接響く広報を実施する。

○関係団体と連携して、各種行事やライフイベントなどの場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行うなど、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチをさらに進めるなど効果的な啓発活動を実施する。

○地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体（三師会等）が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感や取組みを示す。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

○秋田県・東北厚生局等の行政機関や三師会と協力連携し、医療機関・薬局への働きかけやセミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進する。また、保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会への参画やマスコミへのプレスリリースも積極的に行っていく。

○ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスの対象範囲の拡大を図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回実施を継続する。また、秋田県全体として使用割合の底上げを図るため、市町村国保や後期高齢者医療広域連合などの他保険者に対して、希望シールなどの配布や軽減額通知の実施を拡大するよう、全市に出席している国保運営協議会等の場を通じて引き続き要請していく。

○ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた環境づくりを進めるため、加入者を対象としたジェネリック医薬品に関するアンケート調査の実施を検討する。また、アンケート調査や調剤レセプトを活用した情報については、関係機関へ情報提供を行っていく。

	<p>○加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、正しい医薬品の使い方等の知識の普及を通じて、加入者の視点から<u>広報の推進を図る。</u></p> <p>○秋田県薬剤師会との共同により、各種イベントや広報、研修会の講師派遣等において相互に協力連携していく。具体的には、<u>薬剤師会主催イベントへの健康相談ブースの設置、広報物への連名記載や広報誌への寄稿等の広報活動など、さまざまな分野で幅広く事業を展開していく。</u></p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>○さらなるサービスの改善に結びつけるため、「お客様の声」対応票により加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックするとともに、創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。</p> <p>○傷病手当金等の支給申請の受付から給付金振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日以内）を定め、その状況を適切に管理し、不正が疑われ厳格な審査が必要な請求等の返戻・照会分を除き、着実な支給を行う。</p> <p>○現金給付の支給申請書については、加入者がわかりやすく記載しやすいものに改善する。また、現金給付の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。</p> <p>○各種申請書等の受付や相談等の窓口サービスについては、<u>契約職員を含む担当職員の研修を実施し、接遇マナーや説明スキルのレベルアップにより、特に電話対応に対するお客様満足度の向上に注力しながら、窓口を含む総合満足度の向上を図る。</u>また、地域の実情を踏まえ、年金事務所等への職員の配備、健康保険委員による相談等、効率的かつ効果的にサービスを提供する。</p> <p>○<u>健康保険給付をはじめとする事務処理ミスが発生させないために、複数のチェックによる正確な事務処理と進捗管理等を徹底して行う。</u></p> <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <p>○高額療養費制度については平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。加入者から請求漏れがないように該当者に請求の督促を行い、同時に制度周知のためパンフレットを送付する。</p>

(3) 被扶養者資格の再確認

○高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

○柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）、かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(5) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

○保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。

(6) 海外療養費支給申請における重点審査

○海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

○診療報酬が正しく請求されているか確認を行なうとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には自動点検マスタ等システムを活用することにより疑義レセプトを効率よく抽出し、審査・再審査請求を行うなど効果的な点検を行い、内容点検の効果額向上を図る。

○自動点検マスタのメンテナンスへの取り組みの強化を図り、精度の高いマスタ内容を構築する。

○レセプト点検効果向上のため、査定事例の共有化、研修の充実、内容点検疑義事例に対する勉強会の開催等により職員または点検員における点検業務に関するスキルアップを図り、社会保険診療報酬支払基金と意見交換・協議を行いながら審査の適正

	<p>化を推進していく。また、他支部との積極的な情報交換として、効果的な取組みを行っている他支部への視察を実施し、職員または点検員における情報交換や事例共有を図り、自支部における施策へ活用し効果額の向上に努める。</p> <p>○外傷点検による負傷原因照会により労災が疑われるレセプトに関しては、業務グループとの連携を密にし、さらなる情報共有を図る。また、加入者や事業所に対しては厳正に調査確認を行い、健康保険による給付の適正化に努める。</p> <p>(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止及び被保険者証の早期回収</p> <p>○資格喪失後受診による返納金債権の発生を防止するため、喪失後の被保険者証の早期回収を計画的に行う。また、<u>喪失後受診者、被保険者証の未返納者が多い事業所に対し、発生防止の勧奨を行う。</u></p> <p>○<u>三師会や社会保険診療報酬支払基金秋田支部との連名による啓発ポスターの作製及び受診機関内への掲示、全事業所への啓発チラシの配布、健康保険委員研修会等での周知など広報の強化を図る。</u></p> <p>○<u>傷病手当金と障害年金との調整により、返納金が生じる可能性がある傷病手当金受給者に対し、事前案内を的確に行う。</u></p> <p>○発生した債権は、文書や電話による返納督促に加え、法的措置を取り入れ、的確な回収を行う。</p> <p>(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大</p> <p>○健康保険委員（健康保険サポーター）は、事業主と加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主、加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。</p> <p>また、協会が勧奨する健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主と加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱数のさらなる拡大を図る。</p>
3. 保健事業	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>○各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、</p>

「データヘルス計画（仮称）」を作成し、秋田支部の実情に応じて効果的な保健事業を進める。

○データに基づく重症化予防として、高血圧症や胃がんの発症要因の一つとなっている塩分の過剰摂取に着目し、秋田県などの関係団体との共同による減塩運動の事業展開を図る。具体的には、協会けんぽ加入飲食店とコラボした減塩事業、幼少期からの健康教育及び子どもを介した親世代の意識向上と啓発活動の実施、健康保険委員研修会や各種講演の場における塩分チェック体験、保健師による声かけ運動の展開など総合的に減塩運動を推進していく。

○加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとの基本的方向性に沿って、「健康づくり推進協議会」における委員からの提言を活かしながら、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

○事業所との距離をさらに縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行う。さらに、加入事業所に「一社一健康宣言」を求め、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。

○特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけや適切な広報等の実施とともに、受診者の利便性の向上を図るため市町村が行うがん検診との連携や、利用機会の拡大を図るため保健指導の外部委託を活用するなどして、健診受診率の向上や保健指導終了者の増加を図る。また、確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。

○PDCA サイクルにより保健指導の体制を強化し、研修会・勉強会等を充実させる。また、保健師との情報共有を強化し、支援の進捗管理の徹底による中断者の減少を図る。

○行政と連携した地域密着型保健事業として県内市町村に展開している「ピンピンアクティブ Happy Life」の更なる拡大を図る。さらに、秋田市をはじめとした市町村と協力連携し、広報やイベントなどの事業への積極的な参加を展開していく。

○支部職員や保健師による各種団体や社内研修会等における講演や事業所に対する適切な広報等により、生活習慣病予防健診や特定健康診査の必要性を引き続き訴えていくとともに、事業者健診については、事業者健診データの提供を根拠法律に基づき

要請していく。さらに、講演後のフォローを積極的に取り組むことで、講演と一体化したデータ取得を展開していく。また、講演出席事業所以外に対しても、関係機関からの協力を得ながら、大規模事業所を中心に事業所訪問を実施し、データ取得を促進していく。

○事業者健診データの取得については、事業主への勧奨効果が大いと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）を最大限活用し、労働局等と連携の強化を図る。また、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により、健康診断の受診やその後の健康相談の必要性を認識していただき、データ提供後の保健指導の重要性について意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

○保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進める。また、保健指導や生活習慣の改善が継続されるよう、対象者のニーズに合わせた事業の実施方法を工夫する。

【健診】

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：122,376人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率：43.3%（実施見込者数：53,000人）
 - ・事業者健診データ 取得率：11.8%（取得見込者数：14,500人）

- 被扶養者（受診対象者数：45,536人）
 - ・特定健康診査 実施率：18.7%（実施見込者数：8,500人）

【保健指導】

- 被保険者（実施対象者数：11,500人）
 - ・特定保健指導 実施率：30.0%（実施見込者数：3,450人）
 - （内訳） 協会保健師実施分 28.7%（実施見込者数：3,300人）
 - アウトソーシング分 1.3%（実施見込者数：150人）

- 被扶養者（実施対象者数：700人）
 - ・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：70人）

(3) 各種事業の展開

○保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。

○協会けんぽ加入飲食店や幼稚園・保育園への働き掛けを通じて、たばこの害と禁煙・分煙・防煙に関する正しい知識を提供し、

健康で快適な環境を構築するために、行政など関連団体と一体となって受動喫煙防止事業の啓発活動を展開する。このほか、無関心層へのアプローチとして、各種団体との共同企画によるイベントやフォーラム等を開催し、秋田県全体として健康に関する意識を高めていく。

○重症化予防へのアプローチとして、要精密検査の方に医療機関への受診勧奨を積極的に行っていくとともに、「健康便り」の発行や各年齢層をターゲットとした啓発活動により、加入者に広く知識を普及させる。

○「第二期健康日本 21」にも盛り込まれている歯と口腔の健康づくりに関しては、秋田県歯科医師会と共同で事業を展開していく。また、訪問先の事業所で保健師などによる積極的な予防活動の推進を図り、糖尿病との関連疾患であることなど広報の強化や関連団体と一体となったイベントなどの啓発活動を展開する。

○県がん対策室が設置する「秋田県がん検診推進協議会」に委員として参画し、県・市町村・関係機関と連携を進めながら、県民総ぐるみ運動「県民こぞってがん検診運動」を展開し、がん検診の受診率向上を図る。

○関係団体（秋田県・秋田県医師会・秋田県歯科医師会・秋田県薬剤師会・労働局・秋田県栄養士会・秋田市保健所・秋田大学・秋田県健康環境センター・市町村など）と共同事業を積極的に展開し加入者の健康度を高める。

○国の施策との連携のもと、肝炎やエイズなどの感染症やメンタルヘルス関連に対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。特にメンタルヘルス対策としては、事業所における集団学習の実施、広報による正しい知識の普及、保健師による声かけ運動を展開する。

○特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図るため、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者と連携強化を図る。

(4) 受診勧奨対策

○被扶養者を対象に特定健診未受診者へ特定健診受診の重要性を啓発するためのDMを送付し、受診率の向上を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 支部事務室移転と業務・システム刷新の準備

- 支部賃借事務室の建物老朽化や耐震性の問題などの理由から、26年度中の支部事務室移転を目指してスムーズな移転に向けた綿密な移転計画を策定し、着実に実行に移していく。また、事務室移転に伴い経常経費の根本的な見直しも併せて実施していく。
- 「協会けんぽホームページ活用」、「郵送による申請手続」に関するチラシをあらゆる機会を通じて各方面へ配布し、移転・廃止前に郵送率の引き上げを図る。
- 支部移転やサテライト廃止の検討にともない、お客様が協会けんぽ支部の窓口へ迷うことなく来所できるよう、広報を漏れなく行う。
- 本部・支部が連携して新しい業務処理を踏まえた新たな業務マニュアルを作成する。あわせて、支部内研修を行い、サービスインに向け新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。
- 業務の移行、新しい機器の設置などに対応するとともに、申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員等にお知らせするため、「支部プロジェクトチーム」を設置し、本部との連絡を密にしながら、検討・準備を推進する。
- 入力業務や出力業務のアウトソース化に伴う事前準備作業を漏れや遅延なく進め、支部の事務処理体制を整備し、新業務・システムの早期の定着を図る。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

①組織運営体制の強化

- ・毎週定例の幹部会議の実施のほか、リーダー以上参加の連絡会議を実施し、支部内の部門間連携を強化する。また、グループ内においても定例的にミーティングを実施し、担当者間の協力連携を密にしながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の適切な運営を推進する。

②実績や能力本位の人事の推進

- ・目標管理制度による人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進するため積極的に担当替えを行う。

③協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

- ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーションの強化、研修の充実を図る。

④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を行い、徹底を図る。また、自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。

⑤コントロールセルフアセスメントによるリスク管理の強化

- ・リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスク防止対策を立案・実施し、検証を行う。

(3) 人材育成の推進

- 職員のスキル向上や知識の習得のため、外部講師等による支部内研修の充実を図る。また、計画的な支部内研修を行い、職員個々に研修受講カルテを作成し、支部の研修計画策定の参考にする。

- 業務の適正な進捗管理を行い、担当業務の見直しや計画的なジョブローテーションを実施するとともに、各グループの好事例の共有化により職員の育成を図る。

(4) 業務改革の推進

- お客様サービス第一主義の基本方針のもと、秋田支部の職員全員が業務改善に向けた新しい発想や創意工夫等について、日常的に高い意識を持ちながら自ら考え積極的に行動し、グループ内ミーティングや会議などのあらゆる機会を通じて、スピード感をもって業務改善に取り組んでいく。

【4S（サービス・創造性・積極性・スピード）の向上】

- 北海道・東北ブロック業務改革会議等により、各支部の創意工夫の提案・検討により具体的な改善を実現していく。

(5) 経費の節減等の推進

○意識改革を図るとともに、超過勤務時間の削減及び光熱費などの事務所管理費を節減する。

○調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

※下線部分は支部独自事業

平成26年度 事業計画（山形支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した事項について更なる充実、強化を図る <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費や健診データの収集・分析 ・医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・山形県健康長寿推進協議会、保険者協議会、地域保健・職域保健連携協議会など関係方面への積極的な発信 ・県や他の保険者、三師会をはじめ関係機関との連携協力 等 ○データヘルス計画の作成 ○山形県との「健康づくり推進に向けた包括的連携に関する覚書」に基づき、県民の健康寿命の延伸に寄与するため、連携協力を進める ○「健康経営」の概念を事業所に普及拡大し、事業主の健康管理への意識改革を促す <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員の委嘱を図るとともに、職場の健康づくり推進と連動させ、保健事業と連携して実施する <p>(2) 財政基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国庫補助率の引き上げを含めた医療制度改革について各方面へ提言 ○協会けんぽの取り組み・厳しい財政状況を情報発信 <p>(3) 医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化、返納金等の医療費適正化対策の更なる推進 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○希望シール・カード及び周知ポスターの配布 ○ジェネリック医薬品軽減額等の通知 ○その他関係機関との連携強化 ○山形県後発医薬品安心使用促進協議会での意見発信 <p>(5) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部より提供される各種リストを活用し、データ分析を行う <p>(6) 加入者に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、メールマガジン、広報誌の充実 ○メールを活用した情報提供・アンケートの実施 ○テレビ・新聞等マスメディアへ積極的な情報発信

2. 健康保険給付等

- (1) サービス向上のための取組み
 - 加入者等の意見や苦情等を把握し、加入者本位でのサービスの改善や向上を図る
 - サービススタンダードの管理と着実な実施
 - 申請書等の改善、手続きの簡素化
 - 郵送による申請の一層の推進
 - 医療費情報提供サービスや任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進
- (2) 高額療養費制度の周知
 - 制度改正の内容を十分に加入者に周知するなど円滑な施行に向けた準備を進める。
 - 医療機関の協力のもと、外来診療における高額療養費の現物給付化を含めた限度額認定証の周知を図る
 - 高額療養費未申請に対する申請勧奨を行う
- (3) お客様サービスの展開
 - 効率的効果的な窓口サービスの推進
 - 迅速・丁寧な電話対応の推進
- (4) 被扶養者資格の再確認
 - 日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に行う
- (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
 - 患者照会の際、適正受診の促進を図る
 - 審査会の指摘事項等について患者照会を行う
- (6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止
 - 担当医師、審査医師への照会を実施し適正な審査を行う
 - 調査を必要とする案件を、機構と連携し立入調査および事業所に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。
 - 「現金給付適正化プロジェクトチーム」を活用した効果的な審査・調査の実施
- (7) 効果的なレセプト点検業務推進
 - 点検効果向上に向けた行動計画を策定・実施するとともに、レセプト点検システムによりレセプトの点検範囲や項目を拡充し、点検業務の充実、強化を図る
 - レセプト点検効果向上のため点検員のスキルアップと審査データの活用を行い点検効果額の引き上げを図る
- (8) 積極的な債権管理回収業務の推進
 - 毎月1回の債権回収検討会議を開催し、支部内の債権状況を把握するとともに、効果的な回収を検討する
 - 債権の早期回収に努め、文書や電話、訪問等による督促を行う。
 - 高額な債権および悪質な債務者に対し法的措置を積極的に実施する
 - 現金給付について傷病手当金と年金の併給調整を周知し、債権の発生抑制および発生後の早期回収につなげる
- (9) 無資格受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化
 - 被保険者督促及び事業主へも回収督促を行い被保険者証の早期回収を図る
 - 資格喪失後の被保険者証を使った受診の抑制（被保険者証の適正使用推進）

<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：136,585人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：64.1%（実施見込者数：87,500人） ・事業者健診データ 取得率：10.3%（取得見込者数：14,000人） ○被扶養者（受診対象者数：41,581人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：34.9%（実施見込者数：14,500人） <hr/> <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：18,371人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：20.7%（実施見込者数：3,800人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 17.4%（実施見込者数：3,200人） アウトソーシング分 3.3%（実施見込者数：600人） ○被扶養者（実施対象者数：1,260人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：8.0%（実施見込者数：101人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 0.8%（実施見込者数：10人） アウトソーシング分 7.2%（実施見込者数：91人） <hr/> <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（継続）職場における健康づくり推進事業（マイマイプラン） ○（継続）健康出前セミナーの実施（保健所との連携） ○イベントへ参画し、加入者からの直接の声や協会けんぽの認知度アップ並びに、健康意識の啓発 <hr/> <p>(4) 受診勧奨対策</p> <p>①健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ア（継続）健診機関拡充及び集団バス健診による受診機会の拡大 イ（継続）労働安全衛生法による定期健康診査検査結果データ取得の推進 ○被扶養者 <ul style="list-style-type: none"> ア（継続）受診券の自宅への直接送付 イ（継続）協会けんぽ独自健診の実施 <p>②特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ア（継続）特定保健指導（被保険者）に関するパンフレット等の配布 ○被扶養者 <ul style="list-style-type: none"> ア（継続）被扶養者の特定保健指導の利用勧奨 <p>③重症化予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未治療者に対する受診勧奨の実施
----------------	--

4. 組織運営及び業務改革

- (1) 業務・システムの刷新
 - 支部プロジェクトチームを設置し、本部と連携してシステム刷新を進めるとともに、職員の意識改革を図る。
- (2) 組織や人事制度の適切な運営と改革
 - 組織運営体制の強化
 - ・支部内の部門間連携強化
 - ・調査分析、企画機能の充実化
 - 目標管理制度を活用した人事評価制度の適切な実施
 - 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の定着
 - ・加入者本位、主体性と実行性の重視
 - ・自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の定着
 - コンプライアンス・個人情報保護等の徹底
 - ・研修等でチェックシートを活用し、コンプライアンス・個人情報保護の徹底を図る
 - リスク管理
- (3) 人材育成の推進
 - ・業務に必要な能力および、職員のモチベーションを高めるための研修を実施
- (4) 業務改革の推進
 - 業務改革会議等による具体的な改善
 - 定型業務のアウトソーシング化、職員のコア業務や企画業務への重点化
- (5) 経費の削減等の推進
 - 職員一人一人のコスト意識を高めるとともに、適切な在庫管理の徹底等により事務経費削減に努める
 - 節電に係る取組みを実施
 - ・空調・照明管理の徹底による光熱費の削減
 - 調達や執行については、調達審査委員会のもと適切に管理するとともに、ホームページへ調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める

平成26年度 事業計画（福島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」の具体化に向けた取組みの充実・強化を図る</p> <p>①医療に関する情報の収集と分析 ・地域の医療費や健診データの収集・分析・事業企画への反映 ・調査研究の推進 ・支部の実情に応じた「データヘルス計画（仮称）」の作成</p> <p>②主要政党県連、県内選出国會議員、都道府県など関係方面への積極的な発信【医療費適正化対策】 ・主要政党県連、県内選出国會議員への積極的な働きかけ ・各種協議会等への参加及び積極的な意見発信</p> <p>③関係機関との連携や協働事業の実施 ・地方自治体等との協働施策立案・実施</p> <p>④加入者との距離を縮める取組み ・事業所訪問による事業主等との連携強化</p> <p>⑤ジェネリック医薬品の更なる使用促進【医療費適正化対策】 ・加入者への啓発・広報 ・関係機関との連携強化及び協働事業実施</p> <p>(2) 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大</p> <p>①健康保険委員の活動強化 ・健康保険委員活動の充実を図る ・健康保険委員表彰の実施</p> <p>②健康保険委員の委嘱者数拡大 ・未選任事業所への勧奨</p> <p>(3) 広報の推進</p> <p>①効果的な広報の強化 ・分かりやすい情報を、迅速・幅広く広報 ・発信力の強化</p>

	<p>②適正受診の啓発・勧奨 【医療費適正化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化の周知・広報・推進（適正受診・健診勧奨・ジェネリック医薬品使用促進等） <p>※ 伊達市と連携した健康保険事業の推進については、平成 26 年度も継続して取り組む</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に活用していく。 ②サービススタンダードの達成と適切な管理に努める。 ③事務処理の適正化・効率化 ④任継保険料の口座振替の推進 ⑤申請の郵送化を促進する。 ⑥事故防止 ⑦職員の能力・待遇レベルの向上 <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証並びに高額療養費の制度説明に努める。 <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部の実情に合わせた効率且つ効果的なサービスを提供する。 <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部の指示のものと的確な確認を行う。 <p>(5) 現金給付の審査強化及び適正な給付の推進 【医療費適正化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①審査医師の活用、被保険者調査による適正な審査を実施する。 ②療養費（海外療養費・柔整等）に対する照会を実施し、適正な申請が行われているか調査を実施する。 ③現金給付の審査体制強化により、不正受給を防止する。不正受給等の疑義があるものに対しては事業所立入検査等を実施し、適正な給付に努める。 <p>(6) 債権の発生抑制及び早期回収 【医療費適正化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①加入資格を喪失した方からの被保険者証回収強化

	<p>②債権回収計画の策定による催告状送付、電話、個別訪問督促及び訴訟等法的手続きの積極的な実施により債権回収を強化する。また、状況に応じて顧問弁護士からの催告を実施し、回収体制の強化を図る。</p> <p>(7)わかりやすい広報の実施</p> <p>①事業所説明会等の機に、わかりやすい広報、制度の周知に努める。</p> <p>②時機に応じた各種広報用チラシを作成し、わかりやすい広報、制度の周知に努める。</p> <p>③窓口来訪者及び資料請求者に対し、申請の手引き書を作成し配布することで、制度に対する理解を高めるとともに加入者サービスの向上に努める。</p> <p>(8)医療費適正化対策(レセプト点検)の総合的な推進 【医療費適正化対策】</p> <p>①資格点検の的確な実施</p> <p>②外傷点検の的確な実施</p> <p>③内容点検の効果的な実施</p> <p>④医療費通知の実施</p> <p>⑤広報の実施</p> <p>⑥事故防止</p> <p>(9)震災関連業務</p> <p>①健康保険一部負担金等免除証明書発行</p> <p>②健康保険一部負担金等還付</p> <p>(10)業務システム刷新</p> <p>・平成27年1月にサービスイン予定である業務システム刷新について、現システムの業務から新システムによる業務へと遅滞なく移行をおこない、加入者サービスの低下を招かないように努める。</p>
3. 保健事業	<p>(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>①「健康づくり推進協議会」で決定した中長期的保健事業のグランドデザインを基に、健診結果の分析や健康課題に応じた保健事業を明確にする。</p> <p>②健診・保健指導のデータを活用し、福島支部の実態に応じた年代別の保健事業を展開する。</p> <p>③特定健診・特定保健指導を多くの加入者に実施するため、自治体や関係団体と積極的に連携をする。</p>

	<p>(2) 健診</p> <p>①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：209,263人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：55.0%（実施見込者数：115,000人） ・事業者健診データ 取得率：7.5%（取得見込者数：15,694人） <p>②被扶養者（受診対象者数：68,359人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.9%（実施見込者数：14,287人） <p>(3) 保健指導</p> <p>①被保険者（実施対象者数：27,707人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：14.6%（実施見込者数：4,036人） （内訳） 協会保健師実施分（直営） 13.7%（実施見込者数：3,786人） アウトソーシング分（外部委託） 0.9%（実施見込者数：250人） <p>②被扶養者（実施対象者数：1,400人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：2.8%（実施見込者数：39人） <p>(4) その他の保健事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①高血圧予防対策 ②事業所の健康づくり ③小学校における「健康教室」の開催 ④重症化予防対策 <p>(5) 自治体や関係団体との連携強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地方自治体と協働した保健事業の推進 <p>(6) 受診勧奨対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定健診受診勧奨 ②電子申請促進 ③特定保健指導の普及 ④保健指導ツール
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 業務・システム刷新の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27年1月のサービスインに向けて業務・システム刷新の準備作業を行い、早期定着を図る。 <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部内の組織や人事制度の適切な運営、運用を図る。

(3) 人材育成の推進

- ・ 職員研修やOJTによる人材育成
- ・ 事業所訪問による人材育成

(4) 業務改革の推進

- ・ 業務課題の改善及びサービスの標準化を行う。

(5) 経費節減等の推進

- ・ 職員のコスト意識啓発による経費節減及び調達における透明性の確保

平成26年度 事業計画（茨城支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、疾病動向等を収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画（仮称）」を作成する。また、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療に関する情報の収集と分析 ○ 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ○ 茨城県など関係方面への積極的な発信 ○ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ○ 保健事業の効果的な推進 ○ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 等 <p>(2) 茨城支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 医療費適正化をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 また、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者と連携しつつ、主体的に取り組んでいく。</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県主催等の各種委員会（茨城県医療費適正化計画策定委員会、茨城県保険者協議会、茨城県地域・職域連携推進協議会）に積極的に参画し、情報発信を行う。 ○ 茨城県の医療費適正化や健康づくり事業等について、保険者の枠を超えて連携を図る。 ○ 県医師会主催の生活習慣病予防に関する健康フォーラムに参画し、参加団体（三師会、看護協会、栄養士会等）との連携を強化し、県民に対する健康意識の醸成を図る。 ○ 25年度に締結した茨城県との覚書に基づき、データ分析や健康づくり等の面で県と連携し、効率的な保健事業を推進する。 ○ その他、日本年金機構、労働局、厚生局、支払基金、各保険者等との連携を強化し効率的・効果的な事業運営を推進する。 <p>(3) 広報の推進 加入者の視点に立った広報を行うため、広報内容を支部全体で協議し発信に努める。 また、保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。</p>

	<p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○納入告知書同封チラシ、リーフレット、ポスター等を活用した広報の強化 ○各種広報誌への広告記事掲載 ○ラジオCMを活用した広報 ○健康イベントへの参画による協会事業のPR ○ホームページ、メルマガの活用による幅広い層への情報発信 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品の使用促進（数量ベースの引上げ）により、医療費の適正化を図る。</p> <p>≪数値目標≫ 使用割合（数量ベース） 25年度を上回る 平成25年9月分 （茨城支部 29.0%） （全国計 30.9%）</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関や保険薬局等にジェネリック医薬品の使用促進ポスターを配布し、周知を図る。 ○お薬手帳や被保険者証に貼れる希望シールを新規発行の被保険者証に同封することにより、加入者が意思表示しやすい環境整備に努める。 ○ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知するサービスを円滑に実施するとともに、その効果を分析し、関係各方面に周知する。 ○茨城県後発医薬品の安心使用促進検討会議に参画し、取組み事例等について意見発信を行い、ジェネリックの使用促進を図る。 ○地域毎や薬効毎の使用割合を分析し、関係団体へ意見発信するなど、効率的な使用促進を働きかける。 ○引き続き様々な機会を捉えて積極的にPRを展開し、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。 <p>(5) 的確な財政運営 協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改正に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 また、協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等についての情報発信を強化し、事業主及び加入者のみならず、県民からのより一層の理解が得られるよう活動する。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加入者の声及びお客様満足度調査の結果を基に、迅速に改善策を実施することでサービス向上を図る。 ○健康保険給付を正確・迅速に処理し、サービススタンダード達成率100%を年間通じて維持する。 ○加入者の利便性を高めるため、郵送による申請手続きを促進する広報を強化する。 <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証の利用により高額療養費が現物化されることなど、高額療養費制度について周知を図る。

- (3) 窓口サービスの展開
○各年金事務所協会窓口の利用状況を随時把握するとともに、郵送化の進捗状況を踏まえ、支部並びに年金事務所窓口の体制の見直しを検討する。
- (4) 被扶養者資格の再確認
○高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
- (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
○柔道整復施術療養費の適正化のため、加入者に対し文書照会を実施するとともに、回答の結果、**請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会**する。また加入者調査の際、適正受診のための広報を実施する。
- (6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止
○保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、**必要に応じて事業主への立入検査を実施**するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。
- (7) **海外療養費支給申請における重点審査**
○海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。
- (8) 効果的なレセプト点検の推進
診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に**内容点検の強化により点検効果額を引き上げ**、医療給付の適正化を図る。
- ≪数値目標≫ 加入者1人当たり診療内容等査定効果額（10割） 25年度を上回る

【具体的な取り組み】

以下の取り組みを強化することで点検員の意欲を高め、点検効果額の更なる向上を目指す。

- 支払基金との会議を毎月定例化し、点検方法や疑義案件について協議するとともに、改善を図る。
- 毎月、再審査結果の確認会を開催（点検員全員出席）のうえ情報共有を徹底し、点検員のスキルアップに努める。
- 内容点検員の業績（点検件数、再審査件数、容認件数、容認額、容認率等）を本人に通知し、点検技術の向上に対する意欲を高める。
- レセプト点検員を対象とした研修会を開催し、点検員の人材育成（スキルの向上）を目指す。
- 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底**する。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証を早期に回収し、資格喪失後受診の削減を図る。

【具体的な取り組み】

- 資格喪失後の被保険者証回収率を向上させ債権発生を抑制するため、年金事務所と連携し督促チラシ等を送付するほか、催告状の再送付、電話督促等を強力に推進する。
- 被保険者証の未回収者が多い事業所に対して、注意喚起文を送付し、回収率の向上を図る。
- 資格喪失後は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を図る。

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、債権回収の強化を図る。

【具体的な取り組み】

- 時効の中断措置及び償却処理を的確に行うとともに、債権回収に係る法的手続きを実施する。
- 毎月、支部長をトップとする債権回収対策会議を開催し、メンバー間の現況認識の共有化を図るとともに、遅れが見られる場合は対応策を協議する。
- 返納金等の各種債権について、引き続き新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。
- 債権回収率を向上させるため、催告状の送付（定期的に再送付）及び、夜間の電話による納付勧奨を徹底実施する。
- 資格喪失後受診と判明した高額レセプトに対し、医療機関に働きかけ、受診時加入の保険者へ再請求するよう依頼することによって返納金の発生抑制を図る。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

研修等の開催によって健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただき、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

【具体的な取り組み】

- 健康保険委員の資質向上のため、年金委員との合同研修会を年2回開催する。なお、研修会開催にあたり、アンケート結果をもとに、内容の充実を図る。
- 各事業所に対し、委嘱勧奨文書送付及び電話勧奨を徹底する。
(新規適用事業所・年金委員のみ委嘱されている事業所等ターゲットを絞ってアプローチ)

3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：201,392人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：55.0%（実施見込者数：110,766人） ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：10,070人） ○被扶養者（受診対象者数：66,052人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：25.0%（実施見込者数：16,513人） <hr/> <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：27,188人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：16.0%（実施見込者数：4,350人） （内訳） 協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：3,807人） アウトソーシング分 2.0%（実施見込者数：543人） ○被扶養者（実施対象者数：1,932人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：20.0%（実施見込者数：386人） <hr/> <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ウォーキング推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県立健康プラザと連携したウォーキング推進 ○禁煙推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県「茨城県禁煙認証制度」の連携事業。事業所建物内・敷地内禁煙の促進。 <hr/> <p>(4) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防健診受診率向上施策 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への受診勧奨（事業所規模別にアプローチ方法を調整） ・委託健診機関との意見交換、連携強化（委託健診機関との情報共有、実地調査などの指導強化、新規委託契約先の拡大） ・新規適用事業所への保健事業案内送付（毎月約100社に健診案内パンフレット等を送付） ○事業者健診データ取得率向上施策 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度にデータ提供のあった事業所への継続協力依頼 ・新規のデータ提供事業所獲得（県／労働局、県医師会、茨城県トラック協会との連携） ○特定健診受診率向上施策 <ul style="list-style-type: none"> ・県広報誌への掲載や、保険者協議会との連携で県内各所に特定健診受診勧奨ポスターを設置 ・受診券直接送付時に市町村集団健診スケジュール等を同封 ・市町村での漏れ者健診への参加（未受診者に勧奨ハガキを送付） ○特定保健指導の実施率向上施策 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者への施策（保健指導成功者のインタビュー記事配布、外部委託先健診機関の活性化、県／労働局／県医師会との連携による勧奨、ITツール活用、保健師／管理栄養士のスキルアップ等） ・被扶養者の保健指導未利用者への勧奨（勧奨ハガキ等で対象者を招集し保健指導を実施） ・被扶養者の集団保健指導の実施可否検討（他支部の事例を参考に市町村等との調整を検討） ○未治療者に対する受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧、糖尿病の重症化予防対策として本部で行う1次勧奨に加え、支部にて2次勧奨を実施
---------	---

	<p>○関係方面との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者協議会の活性化（保健事業の推進に向け部会員として積極的に活動） ・ 県／保健所／市町村との連携（健康まつり等への参画により積極的に連携を強化）
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 業務・システムの刷新</p> <p>○平成27年1月の新システムサービスインに向けて、本部と一体になって事務処理体制の整備や各種研修等を実施し、新しい業務・システムの早期定着を推進する。</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部及び各支部との連携強化や、支部内におけるコミュニケーション力強化を図る。 ○コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理について定期的に研修等を実施し、職員意識の徹底を図る。 <p>(3) 人材育成の推進</p> <p>○階層別・業務別研修に積極的に参加するとともに、通信教育講座等の活用により自己啓発に努める。</p> <p>(4) 業務改革の推進</p> <p>○業務改善提案活動の拡充により、業務効率の改善を図り、お客様サービスの向上を目指す。</p> <p>(5) 経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年間を通して光熱費削減策に取り組む。 ○事務経費削減計画を踏まえ、競争入札を推進するとともに適切な在庫管理を行うことで、経費の節減に努める。

平成26年度 事業計画（栃木支部）

項 目	実 施 内 容 等
事業運営の基本方針	協会けんぽの事業運営基本方針を踏まえ、「栃木県医療費適正化計画（第Ⅱ期）」に基づき、「とちぎ健康21プラン（第2期）」との調和を図りながら、「健康長寿とちぎづくり推進条例」の趣旨に沿って、積極的に地域の保険者としての役割を実践する。
保険者機能の発揮による 総合的な取組みの推進	<p>「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」のさらなる充実・強化を図り、地域の医療費、レセプトデータ、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進のため、以下のような取組みを総合的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療に関する情報の収集と分析 ○医療に関する情報の加入者・事業主等への提供 ○関係方面への積極的な情報発信 ○関係者との連携や共同事業の実施 ○保健事業の効果的な推進 ○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ○「データヘルス計画」の作成
1. 保険運営の企画	<p>1. 医療に関する情報の収集・分析及び加入者等への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業所へ、従業員のレセプト・健診データ等の活用のほか、事業所における健康づくりの取り組み状況等を評価した事業所の健康度を示す「健康経営バランスシート(仮称)」を提供し、健康格付(仮称)を行い地域経済団体等との連携した事業を実施する。 ◆協会が保有するレセプトデータ及び加入者の健診データ・保健指導データを最大限に活用し、医療費分析等を行う。 ◆行政機関や大学等の教育機関等と協力し、健康に関するセミナーの実施を検討する。 ◆研修会などの機会を通じ加入者・事業主の医療制度等に関する意識・意見等を収集する。 ◆柔整、あんま・マッサージ等の施術に関わる療養費の支給について適切な利用が図られるよう、啓発を図る。 <p>2. 関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆制度改正に向けた関係方面への積極的な発信 <ul style="list-style-type: none"> ○社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置を受けて、政府は平成27年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するとともに、引き続き、地元選出の国会議員、メディア、関係団体へ積極的に意見を発信していく。 ○協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を積極的に行う。 ◆県や市と協会けんぽとの間で医療費情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、連携強化を図る。 ◆保険者間の連携のもと、医療費や健診データの分析結果を活かし、栃木県保険者協議会をはじめ関係方面に対して、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。 <ul style="list-style-type: none"> ○「栃木県保険者協議会」等関係団体及び各種学会での発表など発信の強化 <p>3. ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ジェネリック医薬品については、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、ジェネリ

	<p>ック医薬品の使用に関する患者の意思表示を容易にする、「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を行う。さらに、生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。</p> <p>○「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」及び「栃木県保険者協議会」「栃木県薬剤師会」等関係団体と連携を図り、加入者が安心して使用できるようジェネリック医薬品に関する広報を実施するとともに、セミナー等を開催するなど地域における積極的な啓発活動を行う。</p> <p>4. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化施策をさらに推進する。 ◆現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業主への調査権を有効活用し、年金事務所と連携を図り実施する。 ◆医療費適正化のための総合的な取組みを県・市町や他の保険者と連携し、積極的に実施していく。 ◆政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画(仮称)」を作成し、積極的に対応する。 <p>5. 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。 ○ホームページのほか、メールマガジンやモバイルサイトを活用し、定期的なお知らせを実施するとともに、加入者の視点から積極的な情報の発信 ○支部独自の広報ツールの内容充実及び封筒裏面を活用した広報の実施 ◆県、市町、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。 ○関係団体発行の機関誌への広報記事掲載の促進 ◆健康保険委員研修会等、加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者に響く広報を実施していく。 ○対話集会の開催及びアンケートの実施により加入者の意見を反映した広報活動の実施 ○関係団体等の開催する説明会等への参画によるタイムリーな広報活動の実施を推進する。 ◆救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、県、医療関係者等とともに広報に努める。 <p>6. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆健康保険委員（健康保険サポーター）には、事業主、加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。 ◆健康保険事業の推進についてご協力いただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、協会と事業主、加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。
2. 健康保険給付等	<p>1. システム刷新にかかる準備対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成27年1月にサービスインのシステム刷新が6帳票(傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金(本人、家族)、埋葬料(費)(本人、家族))よりスタートすることから、研修等の準備対応を確実に実行。また、その間のサービス低下をさせない。 <p>2. サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆更なるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で共有化するとともに、お客様満足度調査や窓口アンケートの結果から、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善に取り組む。 ◆厳格な審査に基づき、サービススタンダード100%を厳守する。

- ◆教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。
 - 外部実践研修等への職員派遣の実施
- ◆申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を継続推進。
 - 支部独自で作成、配布した「申請書記入例集」、「健康保険の事務手続き」を適宜改定
- ◆郵送による申請や電子申請の促進のために、わかりやすい記載要領の作成及び健康保険委員によるサポート等の環境整備を進める。
 - 申請書類設置場所の担当者への研修の実施
 - 申請書類設置場所に係る現況調査の実施
- ◆年金機構に関わる各種届は、原則、栃木事務センターに直接送付することの各事業所への周知については、全面的に協力することで、支部の申請書郵送化率の向上を相乗的に図る。(HP、リーフレット等)
- ◆健康保険委員の研修会を通じて、制度改正、保険給付手続き等の周知を図る。
- ◆インターネットを使用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進を図る。
 - インターネットを使用した医療費情報照会サービスの普及に向けての広報の実施
- ◆事務処理誤りの防止
 - 発生原因や再発防止策について職員が深く理解し同様の事務処理誤りを発生させないように努める。
- 3. 高額療養費制度の周知**
 - ◆高額療養費制度については平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を、健康保険委員研修会等各種広報手段を活用して周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。
 - ◆高額療養費の未申請者に対する支給手続きの勧奨について、勧奨時期の短縮を図るなど更なるサービスを推進する。
- 4. 窓口サービスの展開**
 - ◆各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を生かして、効率的かつ効果的にサービスを提供する。
 - ◆年金事務所内出張窓口のさらなる統合・縮小の必要性は、窓口サービスの低下とならないよう慎重に検討する。
 - ◆届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、引き続き年金事務所内出張窓口のあり方について検討する。
- 5. 被扶養者資格の再確認**
 - ◆高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
 - ◆被扶養者資格再確認について、保険料負担の軽減につながる大変重要な事務であることを、研修会や各種広報を活用し加入者及び事業主に周知を図る。
- 6. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化**
 - ◆柔道整復施術療養費等の適正化のため、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月に 15 日以上）等の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し、柔道施術についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
 - ◆回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者等へ照会するとともに、呼出し等により調査を実施する。
 - ◆支部に設置している給付適正化プロジェクトチーム会議が主体となって、照会業務の進捗管理、強化計画及び対応について

協議検討を行い、具体策の指示をする。

7. 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

- ◆保険給付適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、支部に設置している保険給付適正化プロジェクトチーム会議が主体となって、対応について協議検討を行い、具体策の指示をする。
- ◆本部から提供される支払済データに基づき、不正請求が疑われる事案については支部全体で対応するとともに、平成25年度に事業主に対する立入調査等を行う権限が協会に付与されたことから、日本年金機構と連携し、調査及び審査に取り組む。また、必要に応じて厚生局に情報提供する。
- ◆加入者に対し適正な申請の促進を図るための周知を行う。

8. 海外療養費支給申請における重点審査

- ◆海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、必要に応じ療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

9. 効果的なレセプト点検の推進

<共通項目>

- ◆効果的な点検を実施するため、小町システムにより点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、点検業務を充実強化する。
- ◆レセプト点検推進会議の機能強化を図り、点検効果向上化計画を引き続き策定実施し、職員、点検員全員が数値目標を共有し、スケジュール管理、進捗管理を行いながら、継続した点検を実施する。

<資格点検>

- ◆資格点検エラーレセプトについて、医療機関照会実施後、返戻・返納決議等事務処理の早期処理を目指す。

<外傷点検>

- ◆関係機関との連携を強化するとともに、負傷者に自主的に負傷原因届を提出してもらえる様に引続き加入者の啓蒙を行う。
- ◆医療機関に配布した啓蒙ポスターの効果や第三者行為届の利用状況等も確認しながら、更なる環境整備を図る。
- ◆事案管理表から、求償可能な事案の明確化を図り、効果的な回収及び長期事案の進捗管理・回収を実施する。

<内容点検>

- ◆システムを活用した点検を徹底（自動点検機能の効果的活用、汎用任意抽出機能のテンプレート管理）するとともに、査定事例の集約、共有化、研修の実施、研修受講後の伝達等により、点検員のスキルアップを図るとともに、再審査結果の分析を強化し、診療内容等査定効果額を更に引き上げる。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。
- ◆レセプト内容点検業務の一部外注化
レセプト内容点検業務の一部外注化（平成26年1月から12月までの12ヶ月間）については、競争性を十分意識し点検業者のノウハウを取得し吸収することにより、点検業務の質の向上を図り、点検効果額の引き上げに努める。

10. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

- ◆資格喪失後受診等の返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、被保険者証の回収を強化する。
なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
- ◆日本年金機構との事務連絡協議会で、現状の確認や回収率向上の依頼を引き続き行っていく。
- ◆社会保険労務士会へ被保険者証の早期回収依頼を引き続き行っていく。

11. 積極的な債権管理回収業務の推進

	<p>◆不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</p> <p>また、債権管理の統括責任者会議や担当者研修会に参加し、債権回収業務のノウハウの取得や、それに伴う債権回収業務の効率化を図るほか、効果的な回収に努める。</p> <p>◆債権管理回収会議を毎月定期的に継続し、債権管理回収業務体制の更なる強化を図る。</p>
3. 保健事業	<p>1. 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>◆保健事業の効果的な推進を図るため、「健康づくり推進協議会」の意見に基づき、地域の実情に応じた支部独自の取り組みを強化していく。</p> <p>○加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進する。</p> <p>○健診の結果、要治療域と判断されながら治療していない加入者に対して、確実に治療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取り組みを進める。</p> <p>○国が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、支部としての「データヘルス計画」を作成し、支部の実情に応じて積極的に保健事業に反映していく。</p> <p>○他支部で実施したパイロット事業の成果や好事例を参考に保健事業を展開していく。</p> <p>2. 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>◆特定健康診査及び特定保健指導を通して、事業所への積極的な働きかけにより、事業所との距離を縮めることで協会けんぽがより身近な健康支援の存在となるように働きかけていく。そこから、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、健診受診機会の拡大や保健指導活用方法の利便性を図っていく。</p> <p>◆特定健康診査については、市町が行うがん検診との連携を図り、確実に情報が届くように受診券の自宅への直接送付をする際の広報を充実させる。</p> <p>◆特定保健指導については、外部委託・リレー方式・ITの活用、被保険者への利用証送付等の事業などをより一層推進していく。</p> <p>◆データヘルス計画に基づき、健診データや医療費データ等の分析結果を活用して保健指導の利用拡大に繋げ、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取り組みを進める。</p> <p>◆事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るため、栃木県や労働局との連携を図り、行政通知を最大限活用し、事業所に対する効果的な広報を実施する。さらに健診アドバイザーを始めとした積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。</p> <p>◆特定健康診査等基本指針で示された協会けんぽの実施率目標ならびに栃木支部5カ年計画の実施計画を達成すべく具体的な取組みを進める。</p> <p>◆受診勧奨については、委託健診機関の拡大を図り、年度の早い段階から勧奨ができるようにする。任意継続健康保険加入者への健診勧奨通知の自宅送付や新規適用事業所への随時生活習慣病予防健診案内・申込書送付などを行い、受診率向上に努める。</p> <p>(1) 健診</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：161,666人）</p> <p>・生活習慣病予防健診 実施率：53.0%（実施見込者数：85,583人）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ 取得率：8.0%（取得見込者数：12,930人） ○被扶養者（受診対象者数：53,939人） ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：10,788人） <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：21,290人） ・特定保健指導 実施率：18.5%（実施見込者数：3,940人） （内訳） 協会保健師実施分 15.5%（実施見込者数：3,300人） アウトソーシング分 3.0%（実施見込者数：640人） ○被扶養者（実施対象者数：965人） ・特定保健指導 実施率：3.4%（実施見込者数：32人） <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支部窓口による健康相談事業（被保険者ならびに被扶養者の特定保健指導を含む） ○モバイルサイトでの情報発信（栃の葉ヘルシーだより） ○事業所訪問による健康づくり事業（事業者健診結果取得拡大事業） ○健康づくり取組み優良事業所表彰事業（健康寿命を延ばそうアワード in 栃木） <p>(4) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定保健指導利用証送付事業 ○健診実施機関による受診勧奨事業 ○電子申請（オプティ）活用による健診申込促進事業 ○健診実施機関と連携した検診車による集団健診事業 <p>(5) 重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○血圧・血糖検査の結果で要治療と判定されながら、病院受診していない者に対して本部が一次勧奨として文書にて勧奨を実施する。支部にて二次勧奨として、血圧・血糖値に血清クレアチニンをプラスし文書勧奨を実施する。 <p>3. 他の保険者との連携や共同事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県、市町と連携した保健事業（健康セミナー等）の実施 ○出前健康相談（イベントを活用した健康意識向上への働きかけ） ○国保と連携し、特定健康診査のバス健診事業 ○関係団体（商工会、各種団体等）と連携した保健事業の実施 <p>4. 各種事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等に積極的に参画し、それらの場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫し、保健事業を推進する。 ◆国や県の施策を実施するため、県・市町との連携を強化し、加入者の疾病の予防や健康増進のための普及啓発を推進する。
4. 組織運営及び業務改革	<p>1. 業務・システムの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成27年1月の新システムのサービスインに向けて、支部に「業務システム刷新導入・定着プロジェクト」を設置し、新しい業務システムの早期定着を推進する。なお推進にあたっては、支部プロモーターを事務局とし、本部・支部間の情報伝達、支部内研修の企画と実施、支部の事務処理体制の整備等を行う。 <p>2. 組織や人事制度の適切な運営</p>

◆組織運営体制の強化

○支部と本部での適切な支援・協力関係、内部統制（ガバナンス）の確保、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

- ・経営会議を核とした内部統制の確保
- ・支部独自各種委員会の活性化

◆実績や能力本位の人事の推進

○目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事制度の更なる定着を図る。

◆協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

○加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向け協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

◆コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

○法令規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程・ルールの遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

- ・自主点検の厳正なる実施
- ・「コンプライアンスチェックシート」を使った自己点検の実施

◆リスク管理

○リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

3. 人材育成の推進

◆若年層の人材育成を始め、各階層に求められる能力や知識の習得に合わせ、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

- ◆外部講座など、職員の研修機会の確保を図る。
- ◆通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土の醸成。
- ◆プレゼンテーション能力、説明能力、文書作成能力のある人材の早期育成。
- ◆支部内人事ローテーションを実施。

4. 業務改革の推進

◆平成 27 年 1 月のシステム刷新を業務改革のベースにとらえ、効率化によってねん出した時間をより付加価値の高い創造的活動にするよう職員の意識改革を図る。

◆より良いサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえた、当支部が所属する第 2 ブロック業務改革会議を通して、具体的な改善を実現していく。

◆「業務効率化推進委員会」を中心としたお客様目線に立った業務改革の本格的な推進。

◆入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の普段の点検等を通じて、職員のコア業務や企画の業務（医療費適正化のための総合的対策や「データヘルス計画」によるパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）への重点化を進める。

5. 経費の節減の推進

◆引き続き、職員のコスト意識を高め、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法の見直しを行うとともに、引き続き競争入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

○事務用品等の支部内リサイクルの推進（リサイクルコーナーの充実）

	◆調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	---

平成26年度 事業計画（群馬支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p data-bbox="562 284 1178 316"><u>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="618 328 1581 360">➤ 医療に関する情報の収集と分析、並びに事業主・加入者への情報提供 <li data-bbox="618 368 1435 400">➤ 地方自治体、関係団体との連携強化及び積極的な情報発信 <li data-bbox="618 408 1084 440">➤ 医療費適正化の総合対策の実施 <li data-bbox="618 448 1171 480">➤ 加入者・事業主の声に基づく事業運営 <li data-bbox="618 488 1055 520">➤ 事業所等への営業活動の強化 <li data-bbox="618 528 1115 560">➤ データヘルス計画（仮称）の作成 <p data-bbox="562 632 1189 663">(1) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="618 671 1688 887">○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="674 711 1688 743">・ 三師会及び群馬県（薬務課）等の関係団体への情報提供と協力要請を実施 <li data-bbox="674 751 1308 783">・ 保険者協議会における各保険者との情報共有 <li data-bbox="674 791 1144 823">・ 軽減額通知書の発行（本部一括） <li data-bbox="674 831 1070 863">・ 広報による周知活動の強化 <li data-bbox="674 871 1249 903">・ ジェネリック医薬品の使用促進独自広報 <li data-bbox="618 903 965 935">○ 適正受診の啓発と勧奨 <li data-bbox="618 943 1637 975">○ 現金給付（傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等）の審査強化 <li data-bbox="618 983 1155 1015">○ 医療給付の審査強化（レセプト点検） <li data-bbox="618 1023 1025 1054">○ 債権発生抑制と早期回収 <li data-bbox="618 1062 994 1094">○ 保健事業の効果的な推進 <li data-bbox="618 1102 1084 1134">○ 関係方面への積極的な意見発信 <li data-bbox="618 1142 1592 1174">○ 携帯サイトを活用した健康促進（セルフチェックによるサービス提供） <li data-bbox="618 1182 1115 1214">○ データヘルス計画（仮称）の作成 <p data-bbox="562 1246 842 1278">(2) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="618 1286 2085 1318">○ 本部から提供されるデータ等を基に地域の医療動向を支部独自で分析し、ホームページを中心に加入者へ発信 <li data-bbox="618 1326 1491 1358">○ 地方自治体や保険者協議会等から地域の医療に係る情報を収集

	<p>(3) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所向けの定期的な広報物「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」を利用した広報 ○ 事業所向けのリーフレットによる協会けんぽの事業周知 ○ 新規加入者向けの小冊子による制度周知 ○ ホームページ・メールマガジンを活用した加入者の役に立つ広報を推進 ○ 地域の特性と費用対効果を踏まえたマスメディア（FMぐんま等）広報 ○ 年金事務所等の申請書設置場所を活用した制度周知と広報 ○ 封筒の裏面を活用した広報 ○ 地方自治体及び関係団体との連携による広報（小児救急電話相談の周知事業等） ○ 健康保険委員を活用した更なる広報の推進及び事業所訪問等による新規委嘱数の拡大 ○ アンケートや各種研修会を利用した加入者・事業主の声の把握 ○ 関係団体等と共同で健康セミナー等を開催し、広く加入者及び関係者に協会の取組みを周知する <p>(4) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等についての情報発信を強化し、事業主及び加入者のみならず、県民からのより一層の理解が得られるよう活動をする
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受付から振込までのサービススタンダードの適切な管理と達成率 100%の維持及び平均所要日数 6 日以内の実施 ○ お客様満足度調査等を実施し、創意工夫を活かしたサービス改善を図る <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 限度額適用認定証の利用促進に向けた周知広報 ○ 制度改正にかかる加入者等への周知広報 ○ 高額療養費未申請者に対する申請促進（ターンアラウンド） <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内5年金事務所の協会窓口設置の継続と効率的かつ効果的な窓口体制について検討 ○ 窓口職員のスキルアップに努め、窓口マニュアルに基づく質の高いサービスの提供 ○ 外国人加入者を対象とした健康保険の制度周知 <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無資格受診の防止を図るため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施

- (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
- 多部位（3部位）及び頻回（15日以上）申請に係る、加入者等に対する文書照会及び適正受診の促進
- (6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止
- 不正請求が疑われる申請案件に対し、「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」を活用し、適切な対応について検討
 - 調査が必要な申請案件について、年金事務所等の関係機関と連携のうえ立入検査の実施
- (7) 海外療養費支給申請における重点審査
- 不正請求防止のため、海外の医療機関等に対する文書照会等による審査強化の実施
- (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化
- 被保険者証の使用方法を記載したカードを被保険者証発送時に同封することにより加入者の意識向上を図る
 - 資格喪失時の被保険者証未回収者に対する催告状の発送及び電話による催告
 - 資格喪失後受診者が多い事業所に対して、被保険者証を確実に返却していただくよう注意喚起を行うことにより被保険者証の早期回収を推進
- (9) 積極的な債権管理回収業務の推進
- 新規発生債権の未返納者に対する、文書での催告や電話による納入督促の優先的取組みの実施
 - 返納金等未返納者に対する、工夫した文面での催告や弁護士名による納付催告の実施
 - 返納金等未返納者に対する、支払督促等による法的手続きの実施
 - 支部内における債権回収体制の強化。
- (10) 効果的なレセプト点検の推進
- 内容点検において点検効果向上化計画の策定・実施による点検効果額の向上
 - ・ 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底
 - ・ 点検員のスキルアップを図るための査定事例の集約及び共有化
 - ・ 点検員のスキルアップを図るための研修の実施
 - ・ 点検員の勤務成績に応じた評価
 - ・ 審査医師による点検員の指導充実
 - ・ 支払基金との再審査事務打合せ会の実施
 - 資格点検の的確な実施
 - ・ 資格エラーレセプトの確実な点検の実施
 - ・ 支払基金との資格事務打合せ会の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 求償事務の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険委員研修会等を活用し、第三者行為関係の研修を実施 ・ 第三者行為届に関する届出用紙を医療機関、商工会等関連団体に設置 ○ 医療費通知の発送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費通知の対応 ・ 高額査定通知の発行
3. 保健事業	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくり推進協議会の開催(年2回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情を踏まえて、保健事業を総合的かつ効果的に推進を図るため、健康づくり推進協議会を開催し、必要な提言や助言を支部の保健事業に反映させる。 ・ データヘルス計画(仮称)の作成 <p>(2) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:189,109人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率:53.8%(実施見込者数:101,741人) ・ 事業者健診データ 取得率:5.0%(取得見込者数:9,455人) ○ 被扶養者(受診対象者数:68,065人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率:18.6%(実施見込者数:12,660人) <p>(3) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者(実施対象者数:22,017人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率:16.0%(実施見込者数:3,523人) (内訳) 協会保健師実施分 11.0%(実施見込者数:2,422人) アウトソーシング分 5.0%(実施見込者数:1,101人) ○ 被扶養者(実施対象者数:1,101人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率:5.0%(実施見込者数:55人) <p>(4) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定保健指導の継続率向上対策として支援ツールを配付 ○ 保健事業の表彰制度(保健指導の実施率の高い事業所に対して実施) ○ 携帯サイトを活用した健康促進(セルフチェックによるサービス提供とメタボチェック) ○ 地方のイベントを利用した健康づくり推進事業の実施 ○ 健診実施機関との協力連携(営業による健診機関及び特定保健指導委託機関の拡大、健診実施機関調査等) <p>(5) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスメディア広報による受診勧奨の実施 ○ 休日に特定保健指導を実施

	<ul style="list-style-type: none">○ 事業所に対する受診勧奨のアウトソーシングを実施○ 市町村と連携した特定健診の受診勧奨を実施○ 検診車による集団健診の実施○ 未治療者に対する受診勧奨の実施
4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none">○ 業務・システムの刷新の実施○ 各種委員会および支部内研修等により法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティ、アクセス制限、パスワードの適切な管理等の徹底を図る○ 本部で開催される階層別研修、業務別研修の「伝達研修」を確実に実施し、職員のスキルアップを図る○ 消耗品等使用量削減、節電対策等により経費削減を図る

平成26年度 事業計画（埼玉支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) データヘルス計画の推進 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画」を作成し、支部の実情に応じて、医療費適正化のための対策を他の保険者等と連携し、実施する。</p> <p>(2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ① ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、加入者への適切な広報を実施する。また、被保険者証の送付時等にジェネリック医薬品希望シールを同封し、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ② ジェネリック医薬品の使用促進に関するセミナーを開催し、地域における積極的な啓発活動を推進する。</p> <p>(3) 各関係方面への積極的な発信 ① 県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体が開催する各種協議会に参加するなど、県や市区町村の医療政策などの立案に積極的に参加し、協会けんぽの意見を発信していく。また、県や市区町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報の共有及び連携の強化を図る。 ② 協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体に対し発信し、日本年金機構等を含め連携の強化を図る。</p> <p>(4) 調査分析の推進 ① レセプト情報や健診データなどを活用し、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費などの現状を把握した上で調査分析に取り組みデータヘルス計画を作成する。 ② レセプト情報の分析等の調査研究や保健事業、医療費適正化に向けた取組みを他の保険者と共同して実施する。 ③ アンケートを実施し、加入者から直接意見を聞き、創意工夫を活かしたうえで事業を実施する。</p> <p>(5) 広報の推進・充実について ① 加入者等に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジン等により、加入者の立場から分かりやすい各種情報を発信するほか、広報リーフレット「埼玉だより」等を定期的に発行する。 また、メールマガジンの登録者数の拡大を図る。 ※平成26年度末目標2,000件配信：H25.12現在1,500件配信)</p>

	<p>② 県・市区町村・関係団体との連携による広報、新聞やテレビ・ラジオなどのメディア等への発信力を強化する。また、保健事業や医療費適正化に対する取り組みについて、加入者・事業主や関係機関等に理解していただくための情報発信を行う。</p> <p>(6) 加入者サービスの充実 健康増進や介護に関するサービスを提供する新しい活動の取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス(埼玉支部カフェテリアプラン)」の参加企業の更なる充実を図り、よりよいサービスを加入者等に提供する。</p> <p>(7) 健康保険委員と連携した事業の推進</p> <p>① 日本年金機構と合同で健康保険委員研修会を実施する。</p> <p>② 従業員に周知いただく健康保険委員向けの情報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するほか、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくためのパンフレットを作成するなど、健康保険委員と連携していく。</p> <p>③ 事業所訪問の際に健康保険委員の委嘱勧奨を行うなど、健康保険委員の委嘱数の拡大に努める。 ※平成26年度末目標1,800名(H25.12 現在1,481名)</p> <p>④ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取り組み</p> <p>① サービススタンダード100%の継続実施と適切な管理を行う。</p> <p>② 加入者の立場に立ったより理解しやすいパンフレット等を作成する。</p> <p>③ 医療費通知及びインターネットによる医療費情報提供サービスを新規加入事業所等へリーフレットを送付するなどの周知を図る。</p> <p>④ 高額査定通知を実施計画(毎月)に基づき実施する。</p> <p>(2) 窓口業務の再構築</p> <p>① 窓口職員の業務遂行能力の向上を図り、効率的・効果的なサービスを提供する。</p> <p>② 郵送化の進捗状況や窓口利用状況を踏まえ、支部及び年金事務所窓口体制のあり方を検討する。</p> <p>(3) 高額療養費制度の周知</p> <p>① 平成26年度に所得区分の改正が見込まれるため、加入者等に対しその改正内容をホームページ・各種広報紙、被保険者証同封リーフレットなどにより周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。</p> <p>② 高額療養費の未申請者に対する申請手続きの勧奨サービスを更に推進する。</p>

- (4) 被扶養者資格の再確認
高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確・迅速に行う。
- (5) 適正な給付業務等の推進（現金給付の審査強化）
- ① 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
多部位（施術個所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化し、回答の結果、請求内容が疑わしきものについて必要に応じ施術者に照会を行う。また、照会時にパンフレットを同封し、受診についての正しい知識を普及させるための広報を行う。
- ② 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止
- ・保険給付適正化プロジェクトチームの活用を強化する。
 - ・事業主に対する立入検査等を行う権限を活用し、疑義のある保険給付請求に対しては調査を行い、保険給付の適正化に努める。
- (6) 債権回収の促進
- ① 文書・電話・訪問勧奨を実施し、効果的・効率的な返納金債権の回収
- ・悪質返納拒否者に対し、訴訟等法的手続きも視野に入れた債権回収を実施する。
 - ・強化月間を設定し、集中的な電話催告の取り組みを展開する。
- ② 無資格受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化
- ・債権発生防止を目的とし、被保険者証の回収について、催告状の送付等により回収強化を図る。
- (7) 効果的なレセプト点検の推進
- ① 資格点検
- ・無資格受診による債権発生の防止のための広報を「埼玉だより」等を活用し重点的に行う。
 - ・資格関係誤り等について、計画的に医療機関照会等を実施し、的確な返納処理を行う。
- ② 外傷点検
- ・効率的な抽出条件の設定等を行い、業務上及び第三者行為に該当するレセプトの点検を強化し、保険給付費の返還の向上を図る。
- ③ 内容点検
- ・レセプトシステムの自動点検を一層充実し、効率的・効果的なレセプト点検の強化を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・点検員全体のレベルアップ及びスキル向上を図ることを目的とし、定期的に点検員間の情報共有を行うとともに充実した研修を実施する。 ・点検結果の把握及び検証を行い、職員と点検員との個別面談を四半期ごとに実施し、点検内容についての的確な指導・助言を行う。 ・社会保険診療報酬支払基金との定例協議実施要領を見直し、懸案事項等の解消に向けた十分な協議をする。
3. 保健事業	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健診結果やレセプト情報の活用による健康課題や対象者を明確にした取り組みを実施する。 ② 支部の健康づくり推進協議会を定期的に開催し、協議会の意見の基に、地域の実情に応じた支部独自の取り組みを強化する。 ③ 保険者協議会等の場において積極的に意見発信し、県全体の事業に参画する。 <hr/> <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健診 地域・関係団体との連携強化及び広報事業の強化等による受診勧奨対策を確実に実施することにより目標の達成を図る。 ② 事業者健診データ <ul style="list-style-type: none"> ・労働局等の行政と連携し、連名での文書、リーフレット等を作成し、各種会議等の機会を活用して事業者健診データの取得を推進する。 ・事業所、大規模事業団体への訪問による健診結果データの提供依頼活動を継続的に実施する。 ・商工会議所等が取りまとめている労働安全衛生法による定期健診、人間ドック健診の「健診結果データの提供」の勧奨を引き続き行う(2市以上)。 <p>【目標】</p> <p>「被保険者」(40歳以上)(受診対象者数: 361,966人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率: 42.1% (実施見込者数: 152,526人) ・事業者健診データ 取得率: 4.3% (取得見込者数: 15,700人) <p>「被扶養者」(受診対象者数: 124,264人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率: 20.7% (実施見込者数: 25,725人) ③ 特定保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託の積極的な推進とITの活用により特定保健指導実施率の目標達成を図るとともに、健診データを活用し、特定保健指導の実施効果を分析する。 ・既契約外部委託機関についての実態調査による検証を行い、委託機関に対して、実施方法を指導し実施件数の増加を図る。 ・新規の外部委託機関の拡大を積極的に進め契約機関数の増加を図る。 ・特定保健指導のITツール「はらすまダイエット」の実施効果を引き続き検証し、より効果的な実施を進める。 ・特定保健指導のリレー制の効果的な実施を進め保健指導の効率化を目指す。 ・事業所との連携による特定保健指導を推進する。

	<p>【目標】</p> <p>「被保険者」(実施対象者数：35,832人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：7.5% (実施見込者数：2,694人) <li style="padding-left: 20px;">(内訳) 協会保健師実施分 6.4% (実施見込者数：2,294人) <li style="padding-left: 20px;">外部委託分 1.1% (実施見込者数：400人) <p>「被扶養者」(実施対象者数：2,263人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：7.8% (実施見込者数：176人) <hr/> <p>(3) その他の保健事業</p> <p>① 県や市区町村等の協力体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市区町村と連携した「大規模健康相談会・ミニ健診」等の協働イベントに参画し、保健事業の協力体制をより強化するとともに健診、レセプトデータ等の分析による協働事業にも着手していく。 <p>② 事業所や事業団体における健康意識の向上と、特定保健指導の促進を目的とした研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所健康診断カルテ等による事業所特性の分析により外部委託も活用しながら研修会やセミナーを実施し健康意識の醸成を図る。 <p>③ 未治療者への受診勧奨、重症化対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度より実施している高血圧・糖尿病に着目した未治療者への受診勧奨事業を引き続き実施していく。 <hr/> <p>(4) 受診勧奨対策</p> <p>データを活用したエビデンスに基づく事業展開をし、加入者の特定健診と特定保健指導の実施率向上を図る。</p> <p>① 市区町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診率や受診動向を市区町村と共有し合同健診、がん検診との同時受診等の共同事業を実施する。 ・市区町村広報誌等の活用による共同広報事業を実施する。 ・ピンクリボン運動に参画し、がん検診の普及と健診事業の広報を連携して実施する。 <p>② 加入者・事業主への積極的な働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査(被扶養者)受診券を平成25年度に引き続き自宅へ直接送付するとともに、メディアを活用した広報等の強化により健診実施率を確実に高める。 <p>③ 重点地域への勧奨活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診動向、受診率の地域特性を分析し重点地域を設定し集中した訪問、広報等の受診勧奨対策を実施する。 <p>④ 事業所特性を分析した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所特性を分析し事業所健康診断カルテ等を活用した事業所及び事業団体への訪問による受診勧奨活動を通年で実施する。
--	---

	<p>⑤ 新規適用全事業所への受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全新規適用事業所への郵送等による受診勧奨を実施する他、原則 50 人以上の事業所に対しての訪問による勧奨を実施する。 <p>⑥ 受診勧奨業務の外部委託化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診契約機関に本人あての健診結果通知に被扶養者の特定健診の受診勧奨リーフレットの同封を依頼し、受診促進を図る。 ・ 契約健診機関による健診受診勧奨の委託業務の拡大を強化する。 <p>⑦ 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ、新聞等のメディアを使い、多方面からの広報を展開し、加入者に対するダイレクトな広報活動を実施する。 ・ オリジナルポスター等を作成し、契約健診機関、市区町村、県内の保健所等での掲示依頼を推進し加入者に対しての意識啓蒙を図る。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 業務・システム刷新への円滑な移行 平成 27 年 1 月の業務・システム刷新の円滑な移行に向け、「支部プロジェクトチーム」を設置し、職員への研修などにより新業務・システムの習熟度を高めていく。また、申請書様式の変更等について、関係団体等の協力を得ながら、加入者・事業主等に周知する。</p> <p>(2) 組織運営体制の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定期的にリーダー会議等を開催し、グループ間の連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。また、サービス向上を図るための電話体制を整備する。 ② 効率的な事務処理を行うため、必要に応じてレイアウトの見直しを検討し、職場環境の整備をする。 <p>(3) 協会の理念を実践できる組織風土の定着 加入者の視点に立ったサービスの向上、リスク管理を意識した業務の遂行、基本に立脚した事務処理、創意工夫に富んだ組織風土を定着させる。</p> <p>(4) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、コンプライアンス委員会を開催（年 2 回）するとともに、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、自主点検（年 2 回）を行い、各種規程の遵守を徹底する。</p> <p>(5) リスク管理 リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のためにリスク管理委員会に</p>

において、リスク管理を徹底する。

(6) 人材育成の推進

- ① 本部研修参加者による支部内伝達研修の実施をするとともに、支部研修計画を策定し、外部講師による研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。
- ② 職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。

(7) 業務改革の推進

- ① 業務改善検討委員会を開催（年6回）し、職員からの改善提案を検討する等、業務改革の推進を図る。
- ② 全国のブロック単位で設置された業務改革会議における改善案を具体的に実施する。

(8) 経費節減等の推進

- ① 電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに超過勤務時間の削減及び光熱費などの事務所管理費を節減する。
- ② 消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。

平成26年度 事業計画(千葉支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」に基づき、千葉支部の医療費や健診データを分析し、千葉支部の実情を踏まえた上で、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、以下の取組みについて、更に強化・充実にを図る。 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画(仮称)」を作成し、千葉支部の実情に応じた積極的な対応を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療に関する情報の収集と分析 ● 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ● 県・市町村など関係方面への積極的な発言 ● 他の保険者等との連携や共同事業の実施 ● 保健事業の効果的な推進 ● ジェネリック医薬品の使用促進 等 <p>また、県・市町村の医療政策関係部局の各種協議会に参加するなど、医療政策等の立案に積極的に参加し協会が収集・分析したデータの活用に努め、県・市町村との間で情報分析、保健事業等における連携に関する協定を締結する。</p> <p>(2) 千葉支部評議会の一層の活性化 支部の事業運営や本部の動向について、毎月開催の評議会において定期的に報告させていただき、評議員の皆様のご意見を支部運営に反映させて、自主自律の運営を図る。</p> <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付については、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、審査強化を図る。</p> <p>また、支部で作成する「データヘルス計画(仮称)」に基づき、医療費適正化のための総合的対策を県・市町村及び他の保険者等と連携し、立案・実施する。</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担軽減効果額を通知するサービスによる効果を、さらに着実なものになるよう加入者等への適切な広報を実施する。</p> <p>また、千葉支部の実情に応じて医療機関・調剤薬局等の関係機関への働きかけを実施し、加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるようにわかりやすい広報を推進するとともに、健康保険委員等への研修会等において、加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進に向けた啓発事業を行う。</p>

	<p>(5) 加入者・事業主に響く広報の推進</p> <p>① <u>ホームページの充実</u> 最新の情報を加入者・事業主の方々へ提供して内容を充実させるとともに、加入者からの意見等をいただいた場合には、逐次、HPの修正等を検討実施し、加入者目線のホームページを構築していく。</p> <p>② <u>メールマガジンの配信</u> 毎月初旬に定期的にメールマガジンを配信し、健康保険に関する疑問や保健師による健康づくり情報をお届けする。また、各種広報を通じてメルマガの登録者を増やして、より多くの加入者・事業主の方々にお届けする。</p> <p>③ <u>県・市町村や関係団体との連携による広報活動等の推進</u> 保険料率や保健事業の広報について、市町村や関係団体との連携を図り、記事掲載やポスター掲示にご協力いただくよう働きかけをし、より多くの加入者の方々に情報提供を実施する。 また、県・市町村等の開催するイベント等の参画し、協会けんぽの認知度を高める。</p> <p>④ <u>各種郵送物への広報チラシの同封</u> 納入告知書（日本年金機構で発送）に同封する広報チラシを活用しタイムリーに情報を提供する。 また、事業所に被保険者証を送付する際にも広報チラシを同封する。その他、生活習慣病予防健診のご案内や特定健診のご案内にも、加入者の受診動機付けにつながる広報チラシを同封して受診率の向上を図る。</p> <p>⑤ <u>健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』の発行</u> 年4回発行の健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』により、健康保険委員への情報提供を充実させる。</p> <p>(6) 的確な財政運営 社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置を受けて、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するとともに、国、関係機関への働きかけ等を進める。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>① <u>加入者のご意見の分析、お客様満足度調査の分析</u> 窓口や電話における加入者の方々のご意見については真摯に受け止め、分析を行い、支部内の創意工夫を活かしたサービス改善や向上を図る。また、お客様満足度調査の内容から、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、支部内の改善活動に結び付ける。</p> <p>② <u>サービススタンダードの達成</u> 傷病手当金等の保険給付については、不正が疑われる案件等を除き、『申請書の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内』とするサービススタンダードを100%達成するため、事務処理の流れの透明化を図り、より効率的な事務処理体制を構築する。また、1件でも処理が遅れれば100%が達成できないことを肝に銘じ、職員間の意識を徹底する。</p> <p>③ <u>健康保険委員の委嘱の推進</u> 健康保険委員の委嘱を進めて、健康保険に関する広報・相談・各種事業の更なる推進を図る。</p>

(2) 限度額適用認定証の利用促進、高額療養費制度の周知

① 限度額適用認定証の利用促進

納入告知書に同封する広報チラシ等を活用して、限度額適用認定証を広報して利用を促進する。また、高額療養費未請求者に対するお知らせ案内の中に、高額療養費パンフレットを同封して制度を周知させる。

② 高額療養費制度の周知

制度改正の内容を十分に加入者に周知するなど円滑な施行に向けた準備を進める。

(3) 窓口サービスの展開

① 加入者本位の理念に基づく窓口サービスの展開

窓口業務に携わる契約職員や委託社労士向けの受付フローチャートを作成配布して、正確で迅速な窓口サービスを展開する。また、加入者本位の理念をより一層徹底して、窓口対応における親切丁寧な接遇を推進する。

② 窓口体制の見直し

年金事務所窓口の来客数推移を分析して、窓口の開設日数等について再検討する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。提出率を向上させるために、当該事業の重要性をより分かり易く、様々な媒体を通して周知広報し、一定規模以上の未提出事業所に対する督促も行う。

(5) 傷病手当金・出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進

① 傷病手当金・出産手当金

- ・平成 23 年 10 月から職員を専任させる体制を構築。専任職員が不正請求の疑いがもたれる事案について、業務 G を指揮監督して、申請者宅への訪問等の必要な調査を実施し支給の可否を決定。プロジェクトチームの運営を主管し適切に進捗管理を行い、給付の適正化を図る。
- ・資格取得から傷病手当金請求までの期間が短い（3 か月以内）申請者については、雇用契約書や雇用保険被保険者証の写しを添付していただき、逆選択でないことを確認する。
- ・審査医師を活用し、担当医師照会、日常生活状況照会を通して審査の強化を行う。
- ・平成 25 年度に事業主に対する立入検査等を行なう権限が協会に付与された。疑義のある保険給付の請求（例えば、標準報酬が著しく高額に改定された後に、保険給付の請求がなされる等）に対しては徹底的に調査し、保険給付の適正化に努める。

② 柔道整復療養費等

- ・柔整審査委員会における審査委員に整形外科医を 2 名委嘱し審査委員会の審査強化を図り、適正な申請を促進する。
- ・柔道整復療養費（接骨院）について、多部位施術や施術日数が多い申請書等を抽出して、加入者へ照会を行い、明らかに不自然な請求については、柔整審査会や厚生局に情報提供する。加入者へ照会を行う際には、正しい柔道整復のかかり方のチラシを同封し、適正な受診への啓発を図る。
- ・はり・きゅう療養費やあんま・マッサージ療養費の支給決定通知書に正しい受診にかかるチラシを同封し、適正な受診への啓発を図る。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

レセプト点検効果向上計画に基づきレセプト点検を強力に推進し、効果額は前年度結果及び全国平均を踏まえ、全国平均を下回る場合は全国平均以上を、全国平均を上回る場合は前年度の効果額以上を目標とし、達成を目指す。

① 内容点検

- ・ 支払基金との会議を拡充して原審疑義事例等の解消を図るなど、効果的な点検に向けた取り組みの実施。
- ・ 毎月1回、支部内の点検会議の開催。
- ・ 査定上位100データの活用及び近隣支部との間で査定事例等を情報共有。
- ・ レセプト保存・管理システム「レセプト小町」を有効に活用するため、職員及び点検員間における情報共有を強化し、自動点検マスタのメンテナンスを定期的実施してシステムの更なる拡充を図る。
- ・ 点検効果向上計画を確実に実施し、点検を強化すべき診療区分や点検方法について職員・点検員で議論し、支部としての点検方針決定後、全職員が一体となった点検を図る。
- ・ 健保連等の関連団体と情報交換を図るため、働きかけを行う。

② 資格点検

- ・ 資格エラーとなった該当レセプトについて、漏れなく全数点検を行う。
- ・ 喪失後受診の対象者について、受診医療機関に「健康保険による診療の中止について」という文書を送付。当該被保険者証が使用できない旨、今後のレセ請求については返戻する旨を通知し、返納金債権発生抑制を図る。

③ 外傷点検

- ・ 1,800点以上のレセプトについて負傷原因の照会を行う。
- ・ 上記照会の未回答分にかかる督促は2回行う。(1回目は被保険者、2回目は事業主あて)
- ・ エクセルによる外傷照会ツールを使用して、2重照会の防止、未回答分の電話督促等に活用。

(7) 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および被保険者証の回収強化

- ・ 納入告知書に同封する広報チラシ等により、被保険者証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。
- ・ 資格喪失後受診の防止を周知するポスターを作成して医療機関へ配布することにより、退職後は被保険者証を使用できないことについて啓発を図る。
- ・ 新規加入者の被保険者証交付時に冊子を作成、同封し、退職後は被保険者証を使用できないことについて周知徹底する。
- ・ 日本年金機構と連携して資格喪失者からの被保険者証回収を強化する。回収にあたっては、催告状送付・電話勧奨を実施し、早期回収に努める。

(8) 積極的な債権管理回収業務の推進

新規発生返納金について、電話勧奨を全件実施し、訪問勧奨を行う。また、法的手続き(支払督促等)を推進する。

(9) 日本年金機構との連絡調整等

定期的に日本年金機構と連絡調整会議を開催し、日本年金機構との緊密な連携を図り、加入者・事業主の方々へのサービスを向上させる。

3. 保健事業

(1) 健診

① 被保険者 (40 歳以上) (受診対象者数 : 256, 173 人)

- ・生活習慣病予防健診 実施率 : 54.5% (実施見込者数 : 139, 728 人)
- ・事業者健診データ 取得率 : 4.9% (取得見込者数 : 12, 515 人)

【受診率向上のための対策】

- ・健診機関の少ない地域をフォローするため、新規生活習慣病予防健診機関の募集を進め、また、効率的な検診車配車活動を推進する。
- ・生活習慣病予防健診機関との連絡調整を密にし、より効率的な健診実施を図る。
- ・被保険者30人以上の事業所について、事業者健診結果データ取得を業務委託し、事業者健診記録の取得件数・取得率を更に引き上げる。

② 被扶養者 (40 歳以上) (受診対象者数 : 85, 211 人)

- ・特定健康診査 実施率 : 23.7% (実施見込者数 : 20, 162 人)

【受診率向上のための対策】

- ・受診券を被保険者の住所へ直接送付し、受診率の向上を図る。
- ・補助額の引上げを行い、ワンコイン (500 円) で受診できるようにする。
- ・市町村が行うがん検診や市町村国保の特定健診との同時実施に向けて、市町村に積極的にアプローチしていく。
- ・集団健診の実施地区在住被扶養者あてに、集団健診のダイレクトメールを送付する。

(2) 保健指導

① 被保険者 (40 歳以上) (実施対象者数 : 32, 427 人)

- ・特定保健指導 実施率 : 13.3% (実施見込者数 : 4, 311 人)
(内訳) 協会保健師実施分 8.3% (実施見込者数 : 2, 691 人)
アウトソーシング分 5.0% (実施見込者数 : 1, 620 人)

② 被扶養者 (40 歳以上) (実施対象者数 : 1, 934 人)

- ・特定保健指導 実施率 : 2.2% (実施見込者数 : 42 人)

【実施率向上のための対策】

- ・保健指導の外部委託化や会場等での実施を推進し、保健指導実施率を向上させる。
- ・保健師研修を充実させて、保健指導の中断率の低下を図り実施率を向上させる。
- ・事業所に訪問して保健指導の受入等をお願いする際のツールとして、当該事業所の月平均医療費や生活習慣病リスク保有率を提示し、健康づくりや医療費に対する認識を深めていただき、保健指導の受入れをお願いしていく。

(3) その他の保健事業

- ① 禁煙プロジェクトの推進を図り、受動喫煙の防止や個人の禁煙について啓発する。
(地域イベント等への参加、事業所に訪問して呼気一酸化炭素濃度測定。)
- ② 『健康づくり推進協議会』を活性化して、支部の健康づくりを幅広く推進する。
- ③ 保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、健康づくりや生活習慣改善に向けた事業を展開する。
- ④ 健診結果で要治療域と判定されながら治療を受けていない者に対し、医療機関の受診勧奨を行い、重症化予防を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システム刷新

平成 27 年 1 月の新システムの稼働に向け、支部内プロジェクトチームを設置し、千葉支部の行程表を作成するとともに、事務処理体制の整備、研修及び移行処理を確実に実施する。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

- ① 部内の各グループの連携を密にするとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制を強化する。
- ② 人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。
- ③ 協会のミッションや目標を徹底し、職員全体で共有化していく。
- ④ 職員の意識改革を推進し、創意工夫に富んだ組織風土・文化を定着させる。

(3) 人材育成の推進

- ① 支部全体に関わる事業等については、随時、支部内研修を実施して一体感を持って事業運営に取り組む。
- ② レセプト点検・保健事業等のスキルを向上させるため、研修を充実させる。
- ③ 本部が実施する研修に積極的に参加し、研修後は支部内において伝達研修を実施し、研修内容の共有を図る。

(4) 業務改革の推進

定型的な業務や繁忙期業務についてはアウトソーシングを推進し、医療費適正化対策、企画立案業務等の重点化を進める。

(5) 経費の節減等の徹底

- ① 職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等を徹底して経費を節減する。
- ② 調達結果を公表し透明性を確保する。

(6) 事故防止の徹底

- ① コンプライアンスや個人情報保護を徹底させるために、職員全体を対象とした研修を実施する。
- ② 現金給付処理にかかるチェックリストを活用することにより、事務処理誤り防止を徹底する。

平成26年度 事業計画（東京支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 協会の財政基盤強化に向けた積極的な発信</p> <p>① 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現をはじめ、協会が求める次期制度改革に向けた提言を行うなど、本部と連携して、国をはじめ関係各方面に訴えていく。</p> <p>② 協会の財政状況の厳しさや制度改革の必要性について広く国民の理解を得るため、情報を強力に発信していく。</p> <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者等の考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の取組みについて更なる充実・強化を図る。</p> <p>① 医療に関する情報の収集と分析</p> <p>ア. レセプト情報及び健診データ・保健指導データの分析手法を確立し、分析結果を活用する調査研究</p> <p>イ. 必要に応じ、外部機関・医療費関係有識者の参画を求め、データベース活用の研究</p> <p>② 医療に関する情報の加入者・事業主への提供</p> <p>ア. ①の情報を健康増進、eGFR値を活用した受診勧奨などの重症化予防に活用するとともに、地域の医療費動向等の情報を発信し、医療費の適切な利用を働きかける。</p> <p>イ. 医療費通知サービスを実施する。</p> <p>ウ. 柔道整復師、あんま、マッサージ・指圧師及びはり灸師の施術に係る療養費の適切な利用を啓発する。</p> <p>エ. ホームページ、メールマガジン、Webサイト等を活用した、ITによる広報を強化する。</p> <p>オ. 連携・協働に関する覚書を取り交わしている世田谷区・葛飾区をはじめとする自治体等と協力し、医療費適正化の推進、健康に関するフォーラムの開催、健康づくりに関する共同事業の実施などを通じた広報を展</p>

開する。

③ 都道府県など関係方面への積極的な発信

ア. 加入者・事業主の保険料負担軽減のため、加入者・事業主と一体となった取組を推進する。

イ. 都の政策関係部局、区市町村、各種協議会など、都・区市町村の医療政策・介護政策に積極的に参加し、意見を発信する。

ウ. 医療費の分析結果、保健指導の研究成果を学会・論文で発表するなどの発信を強化する。

④ 他の保険者との連携や共同事業の実施

ア. 世田谷区・葛飾区以外の自治体等と医療情報の分析や保健事業の連携に関する協定を締結するなどの連携推進

イ. 健康保険組合、区市町村、後期高齢者医療広域連合等の他の保険者との連携

⑤ 保健事業の効果的な推進（後述）

⑥ ジェネリック医薬品の使用促進

ア. ホームページ・メールマガジン・ラジオ番組・Web サイト等を活用した積極的な広報を推進する。

イ. 患者の意思表示を容易にする、「希望カード」・「希望シール」等を継続配布する。

ウ. ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの年度内2回通知を継続実施する。

エ. 東京都薬剤師会への協力依頼を継続実施する。

オ. 新規学卒者採用に向けた大学訪問時におけるポスター等の掲示依頼を継続実施する。

(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策の推進（後述）

① 正確で迅速な事務処理によるサービス向上の推進

② 効果的なレセプト点検の推進

③ 現金給付の審査強化

④ 債権の適正管理と早期回収

⑤ 債権発生抑制

⑥ 適正受診の啓発・勧奨

⑦ 被扶養者資格の再確認

(4) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ① 各部で実施していた債権回収業務を集約し、以下の取り組みを一元的に実行し、債権回収の強化を図る。
 - ア. 債権発生時における納付勧奨
 - イ. 未納者に対する定期的な催告状の送付
 - ウ. 電話や訪問による督促
 - エ. 顧問弁護士を活用した督促及び回収の実施
 - オ. 法的手続きの実施
- ② 損害賠償債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

(5) 債権発生抑制

日本年金機構との連携を強化し、資格喪失後受診等による債権の発生防止のための健康保険証の早期回収及び返却の催告を促進する。

(6) 適正受診の啓発・勧奨

- ① インターネットを通じた医療費通知サービスを推進する。
- ② 健康保険証送付時にメッセージカードを同封し、健康保険証の適正使用を周知する。

(7) 被扶養者資格の再確認

無資格受診の防止や、高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため日本年金機構との連携の下、的確かつ円滑に実施する。

(8) 加入者等への周知広報の充実

広報担当者会議を活用し、加入者の視点に立った広報内容と手段の充実を図る。

- ① 広報内容を充実する。
 - ア. 加入者にわかりやすい広報の推進
 - イ. 加入者・事業主への財政状況（都道府県単位保険料率）・健康づくりにかかる広報の充実
 - ウ. 高額療養費制度の周知

(7) 平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業所や加入者に対しその改正内容を周知する。

	<p>(イ) 医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。</p> <p>(ウ) 未申請者に対する支給申請手続き勧奨サービスを推進する。</p> <p>エ. 資格喪失者の健康保険証の回収についての周知広報の強化</p> <p>② 広報手段を充実する。</p> <p>ア. 健康保険委員の活動強化・拡大のための（委員）登録メールを利用した情報発信</p> <p>イ. 日本年金機構をはじめ、関係団体との連携強化</p> <p>ウ. ホームページでのコンテンツの充実</p> <p>エ. ラジオ番組・Web サイトの充実</p> <p>オ. メールマガジンの配信による双方向コミュニケーションの推進</p> <p>カ. 様々なメディアを有効に活用した独自広報の推進</p> <p>キ. 社会保険新報（財団法人東京社会保険協会発行）での情報提供の充実</p> <p>ク. リーフレット、加入者・事業主に向けたお知らせ等の充実</p> <p>ケ. 新規適用事業所向けに実務の手引き等の配付</p> <p>コ. 年金委員研修会を活用した健康保険制度等の情報提供</p> <p>サ. 新規学卒者採用に向けた大学における企業説明会への積極的参加</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) 保険給付事務処理体制の強化</p> <p>① 正確で迅速な給付処理によりサービス向上を推進する。</p> <p>ア. 正確な事務処理体制の推進</p> <p>イ. サービス・スタンダード等による一定の給付処理期間の堅持</p> <p>ウ. 業務処理マニュアルの整備・充実</p> <p>エ. 人員の弾力的シフトによる柔軟な事務処理体制の強化</p> <p>② 保険給付の審査を強化し適正化を推進する。</p> <p>ア. 傷病手当金、出産手当金等に係る不適切な申請事例に厳格に対応</p> <p>(ア) 支部現金給付適正化プロジェクトの充実</p> <p>(イ) 顧問弁護士の有効的な活用</p> <p>(ウ) 療養費の内容点検・患者調査等の強化</p> <p>(エ) 本部提供データの活用</p>

(オ) 本部との連携強化

(カ) 日本年金機構等関係機関との連携強化

イ. 適正な申請の促進のための周知・広報

③ 柔道整復施術療養費の照会業務を強化する。

ア. 多部位・頻回等の申請について加入者に対する文書照会を外部委託等により強化するとともに、パンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

イ. 請求内容が疑わしいものについて、必要に応じて施術者に照会する。

④ 海外療養費支給申請の審査を強化する。

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や患者本人に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(2) お客様サービス向上

① 電話応答率と対応品質を向上する。

ア. いっそうの繋がりやすさと対応品質向上の実現

イ. 各種申請書類入手要望に対するホームページへの誘導並びに郵送化への誘導促進

ウ. コールセンター収集データのマーケティング応用

② サービス・スタンダード達成率 100%を維持する。

③ 窓口に対するタイムリーな情報を提供する。

④ お客様に対するCSを向上する。

ア. 「お客様の声」について本部と連携した分析評価

イ. 申請書等の様式や記載要領、パンフレット等の改善や手続きの簡素化の推進

ウ. お客様満足度調査、窓口・電話対応実態調査等の活用による改善

エ. 英語等案内拡充によるサービス性の向上

(3) 窓口体制の整備と効率化

① 「支部の顔」としての支部窓口対応品質、機能の維持向上

② 現在の開設サテライト（年金事務所内特設窓口）の利用状況分析とさらなる効率化検討

	<p>③ 各種申請書の郵送化促進</p> <p>(4) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>【目標】</p> <p>被保険者1人当たり点検効果額</p> <p>内容点検：全国平均を上回る額（平成25年度目標 1,405円）</p> <p>外傷点検：前年度実績を上回る額（平成25年度目標 270円）</p> <p>① 自動点検システム等を効果的に活用したレセプト点検を推進する。</p> <p>② レセプト点検スキルアップ研修等へ積極的に参加する。</p> <p>③ レセプト点検員相互の知識・査定事例の共有化を更に推進するためミーティング等を充実する。</p> <p>④ 審査医師によるレセプト点検指導を充実する。</p> <p>⑤ 効率的な負傷原因照会を推進する。</p> <p>⑥ 第三者行為求償業務担当者研修を実施する。</p> <p>⑦ レセプト点検進捗会議による目標の進捗管理を行う。</p> <p>⑧ オンラインレセプトの請求前資格確認により、資格点検の早期化及び効率化を図る。</p> <p>⑨ 弾力的な人員配置を行い、効率的な点検体制を構築する。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 保健事業の効果的な推進</p> <p>保健事業については、データの活用を積極的に行い加入者の疾病の予防や健康の増進を目指すとともに、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を適宜活用することにより、生活習慣病予防健診未受診事業所、事業者健診データの未提供事業所、特定保健指導未実施事業所等への効果的なアプローチを行う。</p> <p>また、関係者間で密接に連携を図りつつ、特定健康診査・特定保健指導を最大限に推進するとともに、「健康づくり推進諮問会議」に意見を求めるなどし、重症化予防等その他の保健事業を適切に組み合わせ、総合的かつ効果的に推進する。</p> <p>更に、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画（仮称）」を作成し、地域の実情を踏まえ、積極的に対応する。</p> <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導等の推進</p>

- ① 被保険者の特定健康診査については、事業主等への適切な広報等を通じて、加入者への定着を進めるとともに、健診実施機関の拡充を推進し生活習慣病予防健診受診率の向上を図る。また、適宜「事業所カルテ」を活用し、未実施事業所等へ健診受診勧奨を行う。
- ② 被扶養者の特定健康診査については、受診券の自宅送付や出張集団健診の推進、適切な広報により受診率の向上を図る。
- ③ 事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知を踏まえ、DM・電話・訪問及び労働局との連携等による自治体、事業所に対する意識啓発、「事業所カルテ」等を通じ、事業者健診データの積極的な取得を図るとともに、特定保健指導に繋げる。
- ④ 特定保健指導については、以下の取り組みに注力する。
 - ア. 保健師・管理栄養士の人員の確保に努め、研修等を通して個々のスキルアップを図り、中断率の低下を図るとともに継続支援の外部委託を行い、初回支援者数を増やす。
 - イ. 健診当日保健指導を実施できる外部委託機関の拡大に努め実施率が低迷している健診機関への適切な指導を行う。
 - ウ. 保健指導該当者が就業する全事業所への通知を行い、来所相談の推進を図るほか、出張会場保健指導を実施し、より多くの対象者が保健指導を受ける機会を増やす。
 - エ. 特定保健指導対象事業所に対し、適宜「事業所カルテ」を活用し効果的な勧奨を行う。

【数値目標】

ア. 健診

(7) 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：1,244,317人）

A. 生活習慣病予防健診 実施率：43.0% （実施見込者数：535,056人）

B. 事業者健診データ 取得率：5.0% （取得見込者数：62,216人）

(1) 被扶養者（受診対象者数：416,124人）

A. 特定健康診査 実施率：19.0% （実施見込者数：79,064人）

イ. 保健指導

(7) 被保険者（実施対象者数：138,567人）

A. 特定保健指導 実施率：17.0% （実施見込者数：23,556人）

（内訳）

《協会保健師実施分》 10.0% (実施見込者数： 13,856 人)

《アウトソーシング分》 7.0% (実施見込者数： 9,700 人)

(イ) 被扶養者 (実施対象者数： 6,325 人)

A. 特定保健指導 実施率： 4.3% (実施見込者数： 272 人)

【具体的な取組内容】

ア. 健診の推進

- (ア) 生活習慣病予防健診申込書の送付 (対象事業所数 185,000 件)
- (イ) 特定健康診査受診券の自宅送付 (対象者数 244,000 人)
- (ロ) 任意継続被保険者・その被扶養者への健診申込書の送付 (対象者数 11,000 人)
- (ハ) 新規適用事業所への健診申込書の送付 (対象事業所数 10,000 件)
- (ニ) 生活習慣病予防健診未受診事業所への訪問・電話による受診勧奨 (対象事業所数 9,000 件)
- (ホ) 事業所への健診案内チラシによる受診勧奨 (納入告知書同封) (対象事業所数 185,000 件)
- (ヘ) 生活習慣病予防健診本人向け案内チラシによる受診勧奨 (対象事業所数 185,000 件)
- (ヘ) ラジオ番組・ラジオCM (スポット) による健診受診勧奨
- (ケ) 女性向けメディアを活用した特定健診受診勧奨
- (コ) 映像ソフトを活用した健診受診勧奨・特定保健指導
- (サ) 被扶養者の健診受診推進のためのポスター制作 (1,000 枚)
- (シ) 健診電話相談体制整備
- (ス) 島しょ部における生活習慣病予防健診の受診機会の確保
- (セ) 事業者健診データ取得推進 (DM送付・電話勧奨・健診機関による訪問勧奨及び労働局との連携)
- (ソ) 健診申込ツール (オプティ) の周知、利用率向上に向けた取組

イ. 特定保健指導の推進

- (ア) 特定保健指導・健康相談案内リーフレットによる情報提供 (対象者数 650,000 人)
- (イ) 全特定保健指導該当者就業事業所への通知(約 32,000 事業所)を行い来所相談や訪問指導の拡大
- (ロ) 健診当日階層化し、特定保健指導を実施できる外部委託機関の拡大と連携の推進
- (ハ) 協会けんぽ担当者による初回面接数の増大を図るため、継続支援の外部委託
- (ニ) 保健指導の質の向上のため、支部内研修の充実、及び学会等への参加

- (カ) 訪問事業所の獲得のため、勧奨業務の外部委託
- (キ) 全事業者健診データ取得事業所への特定保健指導実施の通知
- ウ. 健康づくり推進諮問会議の運営

(3) 各種事業の展開

- ① 保険者協議会や自治体・他の保険者と連携を推進するとともに、生活習慣改善に関する教育やラジオ・Webサイトを活用した健康・健康づくりの情報機会の提供、相談、普及啓発など、地域の実情に応じた保健事業を実施する。

また、医療費分析において、「健康づくり推進諮問会議」の意見や助言にもとづき、健診結果データとレセプトデータの突合、検証を実施し、重症化予防のための対策を検討する。

ア. メタボリックシンドロームの予防に関する情報の提供

イ. がん検診・がんに関する正しい理解の普及啓発によるがんの予防

ウ. 心の健康づくり

エ. むし歯・歯周病予防の普及啓発

オ. 地域の健康づくりイベントへの参加

カ. 連携・協働に関する覚書を取り交わしている世田谷区・葛飾区をはじめとする自治体等と連携した健康維持についての広報の推進

キ. 健康フォーラムの開催

ク. 重症化予防のための適切な受診勧奨及び生活習慣改善指導の実施

(ア) eGFR値を活用したCKD重症化予防をはじめとした、健診結果でハイリスクと認められた者への受診勧奨、生活習慣改善指導

(イ) 血圧、血糖値の高値の未受診者への一次受診勧奨通知及び重症度の高い者への二次受診勧奨通知(本部事業)

ケ. 喫煙問題を抱えた事業所への禁煙事業の展開

- ② データヘルス計画(仮称)の作成・実行

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、平成27年1月のサービスインに向け、統合データベース構築、事務処理のペーパーレス化・自動化やデータ入力・印刷発送業務の集約化等に対応するため、本部と連携して、業務・システムの刷新を実施していく。

① 新しい業務・システムの早期定着の推進

- ア. 業務の移行、新しい機器の設置、申請書様式の変更等について、加入者・事業主・健康保険委員等へのお知らせなどに対応するため、「プロジェクトチーム」を設置し、検討・準備を推進する。
- イ. 本部と連携して、新しい業務処理を踏まえた新たな業務マニュアルを作成する。あわせて、研修を行い、新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。

(2) 組織運営体制の強化

① 事業主・加入者の意見に基づき適切に運営する。

- ア. 東京支部の組織運営について、東京支部評議会を基軸として、事業主・加入者の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させる。
- イ. 本部との連携をさらに密にし、内部統制（ガバナンス）の確保や部門間連携など組織運営体制を強化する。

② コンプライアンス・個人情報保護等を徹底する。

- ア. 法令等規律の遵守、個人情報保護・セキュリティ管理について、本部と連携した研修等を通じた徹底、点検の強化
- イ. コンプライアンス委員会の活用・通報制度の周知徹底
- ウ. 個人情報保護管理委員会の活用・制度の周知徹底

③ 労働安全衛生を徹底する。

- ア. 職員の健康管理の徹底（二次健診の受診促進など）
- イ. 衛生委員会の充実

④ 経費節減を推進する。

- ア. 効率的な執行による更なる経費の節減
- イ. 事務処理方法等の見直しによる業務経費の削減
- ウ. 調達委員会を活用した透明性の確保

- エ. 業務効率化による時間外（超過）勤務の縮減
- オ. 入居ビル管理会社と連携した節電対応
- カ. 消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理

（３）民間にふさわしい人事制度の運用

- ① 実績・能力本位の人事制度を運用する。
 - ア. 人事評価制度の適切な実施
 - イ. 期待像・評価の考え方の明示
 - ウ. 個々の職員の役割・目標の明確化と目標達成評価の実施
- ② 支部長権限に基づく人員を弾力的に配置する。

（４）人材育成の推進

- ① 民間にふさわしい組織風土・文化を形成する。
 - お客様本位の理念について職員への一層の徹底を図る。
 - ア. コミュニケーション強化、意識改革、自由闊達な気風と創意工夫
(特にお客様に対する接遇の向上、朝晩の挨拶、グループミーティングなどを徹底)
 - イ. 職員の部門間を越える情報共有、一体感の強化
 - ウ. 本部と連携した新規学卒者の採用活動の展開
 - エ. 本部と連携した各種研修の実施
 - オ. 支部独自の職員等のスキルアップ研修の実施
 - カ. 健康管理やお客様サービスの向上についての啓発の取組
 - キ. 「組織の活性化7つの秘訣」(携行カード)の実行
 - ク. 「コンプライアンス、リスクマネジメント、事務処理、安全の心得」(携行カード)の実践

（５）業務改革の推進

- ① 職員のコア業務・企画業務への重点化、及びアウトソーシング化を推進する。
- ② 現場の創意工夫を活かし改善を進める体制を整備する。
 - ア. 支部独自の改善提案制度の推進と活用

- イ. グループリーダー単位で業務改善を図る体制の構築
- ウ. ヒヤリ・ハット報告内容の検討と対策
- エ. 事務処理誤りゼロへ向けて、支部全体で共有できる抜本的防止策の策定実施

(6) リスク管理の強化

- ① 支部独自のリスク管理委員会を活用する。
 - ア. リスクの点検や分析
- ② 東京支部顧問弁護士を有効に活用する。
- ③ 災害時対策を推進する。
 - ア. お客様の安全確保対策
 - イ. 職員の安全確保対策
 - ウ. 業務継続計画（BCP）による災害時の給付・窓口要員等の確保
 - エ. 防火防災管理点検の徹底
 - オ. マニュアルの作成

(7) 禁煙活動の定着

喫煙の健康に及ぼす影響を真摯に受け止め、自らの健康増進と職場環境の改善のため、保健事業推進体の従事者として率先して喫煙による健康被害を予防するため、及び窓口等のお客様サービスの向上を図るため、勤務時間中は禁煙とする。

平成26年度 事業計画（神奈川支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析し、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、支部全体の事業として、プロジェクトチームを編成し、神奈川支部における「データヘルス計画」を作成するとともに、神奈川支部の実情に応じて、保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した下記の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療に関する情報の収集と分析 ○ 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ○ 都道府県など関係方面への積極的な発信 ○ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ○ 保健事業の効果的な推進 ○ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 等 <p>①保険者協議会、県西地区地域・職域連携推進協議会、国保運営協議会等諸会議の場で、保険者間の連携のもと、加入者等の立場に立った協会けんぽとしての意見を発信する。</p> <p>②横浜市との健康づくり推進事業に係る覚書の締結に基づき連携して医療費分析・健康増進事業を推進し、加入者の更なる健康増進を図る。</p> <p>③神奈川県・横浜市以外の市町村に対しても健康づくり推進事業等の連携を引き続き強く働きかけていく。 同時に県市町村に対し、医療政策、介護政策の立案に参画できるよう働きかけを強化していく。</p> <p>④平成27年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、本部と連携し、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向けて、国、関係団体への働きかけ等を進める。</p> <p>⑤サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化等は、引き続き着実に推進していく。</p> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の推進</p> <p>①医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査を強化する。 特に、現金給付の審査強化については、年金機構との共同のもと、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的</p>

に活用し、審査の強化を図る。

- ②「データヘルス計画」を作成し、神奈川支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を積極的に立案・実施していくとともに、他の保険者と協同の可能性を検討し、連携を図る。
- ③医療費、健診データの分析結果についてホームページ等を通じて広報するとともに保健事業等に反映させる。
- ④医療費通知を年1回実施するとともに、インターネットを通じ医療費情報の提供を推進する。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者への適切な広報等を実施する。

- ①ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、リーフレットへの掲載、健康保険委員会研修会、関係団体での講習会を通じて周知広報を行い、更なる使用促進の推進を図る。
- ②自己負担額軽減通知の年2回送付を継続実施する。
- ③希望者シールを協会窓口等にて配布する。
- ④県主催のジェネリック医薬品推進協議会への参加要請の継続とそれまでの間、オブザーバーとしての参加を行う。
- ⑤事業所訪問時にジェネリック医薬品についての理解と使用促進の協力要請を行う。

(4) 調査研究の推進等

- ①地域の特色が発見できるような分析を目標とし、医療分析マニュアルや統計システムの活用、医療費や健診データ、レセプト情報等の調査・分析を行い関係機関への情報提供を行うとともに連携を模索していく。
作成した資料は評議会、健康づくり推進協議会等で報告し、事業主・加入者等に情報提供を行う。
- ②横浜市との健康づくり推進事業において、神奈川県の実態把握及び市民・加入者の健康増進を目的として協同で医療費分析を推進していく。

(5) 広報の推進

- ①ホームページについて加入者の立場から読みやすい広報に努める。
- ②メールマガジン登録者数の増加に努めると共に、内容の検討・充実を図りよりタイムリーな情報の提供に努める。
また、健康保険委員に対する情報の提供を強化する。
- ③社会保険協会の広報誌への記事の提供を通じ、事業所への周知を図っていく。
- ④日本年金機構の協力を得て、加入事業所への広報内容の充実を図る。
- ⑤横浜市との健康づくり推進事業において医療費分析・健康増進事業等の広報を連携して行う。
また、県や他の市町村、関係団体との連携による広報の働きかけを行う。

	<p>⑥県、市町村、経済団体、関係団体等とセミナー等の協同開催に向け働きかけを行う。</p> <p>(6) 的確な財政運営</p> <p>①支部として財政の状況を適切に把握、検証し支部の財政運営を行う。</p> <p>②平成 27 年通常国会に医療保険制度改革法案の提出を目指すこととされていることから、本部と連携し、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向けて、引き続き、政府、メディア、関係団体へ積極的に意見発信していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県選出の国会議員への継続的な接触により、財政状況等協会けんぽの実情を理解してもらう。 ・財政状況について加入者、事業主にも理解を促す広報を行なう。 <p>③協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>①昨年度リニューアルしたお客様対応マニュアルの徹底を図るほか、電話照会対応の整備を行う。</p> <p>また、お客様満足度調査結果に基づき、加入者のニーズを把握し、サービスの改善や向上に創意工夫を活かしていく。</p> <p>②「正確」「迅速」な給付決定に努め、状況を適切に管理し請求書受付から 10 営業日以内に支払うことを継続する。</p> <p>③協会理念である「加入者並びに事業主への質の高いサービスの提供」を徹底すると同時に、研修などにより接遇の向上を図る。</p> <p>④申請書類の郵送化促進、インターネットを活用した医療費情報提供サービスの実施を図る。</p> <p>⑤業務・システム刷新に伴い、現金給付の申請書の様式変更について早期に広くわかりやすい広報を行う。</p> <p>(2) 高額医療費制度の周知</p> <p>①平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれる高額療養費制度については、事業所や加入者に対して周知を図る。</p> <p>②医療機関の協力を得て、上記の周知及び限度額適用認定制度の利用促進を図る。</p> <p>③高額療養費の未申請者に対する勧奨サービスを継続する。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>支部及び 12 年金事務所の窓口体制を、窓口の利用状況や日本年金機構の意見等を踏まえ、サービスの低下とならない様に配慮しつつ、効率化の観点からも職員配置等の見直しを行う。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>①被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。</p> <p>②これまでの業務実績等を踏まえ、より効率的・効果的な再確認を実施する。</p>

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ①多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻度（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。
- ②柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ③柔道整復施術療養費については、厚生局神奈川事務所と連携を密にし、適正な給付に努める。

(6) 傷病手当金、出産手当金等に係る適正な給付業務の推進

現金給付決定において疑義が生じた場合、医師及び本人照会を強化する。不適切な申請については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し支部全体で対応するとともに年金機構等の関係機関と連携し調査及び審査に取り組む。

傷病手当金、出産手当金については、事業主等が資格取得届または月額変更届の提出後、直ちに被保険者から申請されるケースが散見されるため、資格取得日または月額変更日から近い請求の場合に年金機構に情報を提供し、これらの事業所に対し、年金機構との連携により調査等を実施することを徹底する。

さらに、対応が困難な案件は、本部と連携しながら対応を検討する。

また、加入者に対し適正な申請の促進を図るための周知を行う。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

- ①資格・外傷・内容点検の各点検を実施し、内容点検においては、点検効果向上計画に基づき、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。

また、今年度は診療報酬改定年度であり、厚生局主催の説明会等に積極的に参加し、改定ポイントを把握し内容点検に活用する。

- ②被保険者1人当たり点検効果額目標を設定する。

資格点検 24年度及び25年度効果額を上回る

内容点検 24年度及び25年度全国平均値を上回る

外傷点検 24年度効果額を上回る

	<p>(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化</p> <p>①加入資格を喪失した加入者の被保険者証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を行う。</p> <p>また、本部における被保険者証回収業務の外部委託の実施状況を見据えながら、更なる回収強化を図る。</p> <p>②事業主や加入者に対して、資格喪失後（又は被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。</p> <p>(10) 積極的な債権管理回収業務の推進</p> <p>①資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。</p> <p>なお、損害保険会社が介在する損害賠償金債権については、より確実な回収に努める。</p> <p>②顧問弁護士を活用した催告を推進する。</p> <p>(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <p>①事業主、加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただく健康保険委員（健康保険サポーター）に対し、制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただくため、研修等を開催する。</p> <p>②健康保険委員と連携し、支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。</p> <p>③健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。</p> <p>④研修会、情報誌の発行等を通して、健康保険事業の推進にご協力いただいている健康保険委員との結びつきを一層深めるとともに、事業主・加入者との結びつきをさらに強めるべく、健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p> <p>⑤日本年金機構に連携を働きかけ、年金委員と健康保険委員との研修等の合同開催の実施を引き続き働きかける。</p>
3. 保健事業	<p>①加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組みを進める。</p> <p>また、医療費や健診データ、レセプト情報等の調査・分析を踏まえ「データヘルス計画」を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未治療者への受診勧奨業務（文書・電話）実施 ・本部と連絡調整のうえ「データヘルス計画」を作成

②健康づくり推進協議会での意見を踏まえ保健事業の効果的推進を行う。

- ・ 神奈川支部健康づくり推進協議会の開催（年2回）

○特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけ、アウトソーシング等を活用し利用拡大の推進を図る。事業主健診データの取得についても事業所に対する適切な広報とともに、アウトソーシングや訪問等を組み合わせ、効果的な活動を行っていく。

また、健診委託機関等の連携により保健事業の効果を高めていく。

(1) 健診

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：434,204人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率：48.4%（実施見込者数：210,173人）
- ・ 事業者健診データ 取得率：3.5%（取得見込者数：15,000人）

○被扶養者（受診対象者数：142,734人）

- ・ 特定健康診査 実施率：15.4%（実施見込者数：22,011人）

(2) 保健指導

○被保険者（実施対象者数：45,817人）

- ・ 特定保健指導 実施率：6.8%（実施見込者数：3,099人）
 - （内訳） 協会保健師実施分 6.0%（実施見込者数：2,744人）
 - アウトソーシング分 0.8%（実施見込者数：355人）

○被扶養者（実施対象者数：1,738人）

- ・ 特定保健指導 実施率：6.0%（実施見込者数：105人）

【特定保健指導の促進】

- ・ 教室形式による特定保健指導など利用拡大を図る。
- ・ ITを活用（特定保健指導ツールソフト等）し、保健指導の効率化を進めるとともに、新しいツールを提供し実施率の向上を図る。
- ・ 定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な利用を呼びかける。
- ・ アウトソーシング先と連携を図り、保健指導の利用拡大を推進する。

(3) その他の保健事業

- ・ 特定保健指導3ヵ月修了者に対する「ステップアップ検査」を利用し、効果的な保健指導を展開する。
- ・ 自治体など他の団体が主催する地域におけるがん検診の受診啓発事業や健康づくり事業に協力参加し、特定健診・特定保健指導の啓発を含め加入者の健康保持増進の推進を図る。
- ・ 横浜市との健康づくり推進事業に係る覚書に基づく共同事業として、医療費・健康情報等の分析や健康講座を開催する。

【協力参加予定事業】

「ピンクリボンかながわ」との共催による乳がん撲滅の啓発事業を実施する。

(4) 受診勧奨対策

【生活習慣病予防健診】

- ・ 新規適用も含め対象事業所に生活習慣病予防健診の案内・申込書等を送付し文書勧奨する。
- ・ 任意継続被保険者への文書勧奨を実施する。
- ・ 定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な受診を呼びかける。
- ・ 健診の質を確保するため契約健診機関への監査の実施。
- ・ 受診勧奨業務を健診機関等への委託で実施する。

【事業者健診データ取得】

- ・ 定期広報紙、ホームページ、リーフレットや研修会等で事業者健診結果の提出を広く呼びかける。
- ・ 労働局や商工会議所など関係団体との連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。
- ・ 紙媒体による健診結果の受け入れおよび電子データ化を勧める。
- ・ 生活習慣病予防健診勧奨時に、データ提供の同意を得られた事業所に対してタイムリーにアプローチする。

【特定健康診査】

- ・ 被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。
- ・ フリーペーパー、定期広報紙、ホームページなど、様々な広報機会を創出し積極的な受診を呼びかける。
- ・ 各市町村に対し健診広報用リーフレットを送付するなど連携を図り、受診機会の増加に努める。
また、市町村が行うがん検診との連携強化を図る。連携が難しい地域については、協会主催の集団健診（会場健診）を計画する。
- ・ 任意継続被保険者への勧奨時に併せ、任意継続被扶養者に対する特定健康診査の勧奨文書等を同封する。
- ・ 健診機関の協力のもと、生活習慣病予防健診（一般健診）と同様の内容の健診を提供することにより受診拡大に結び付ける。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

- ①業務・システム刷新の移行年度であり、支部として新システムへのスムーズな移行のため本部と連携して作業スケジュールを遅滞なく実施する。
- ②本部開催の研修に職員を参加させるとともに、支部内伝達研修等を充実させ、新しい業務・システムの早期定着を図る。
- ③業務・システムの刷新にかかる業務変更・申請書の様式変更等、事業主・加入者にかかわる事案については、早期に広く確実に広報し周知を図る。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

①組織運営体制の強化

支部内の部門間連携を強化するとともに、業務刷新を視野に入れ必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

②実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。

③協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

他支部の見本となるよう、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。

④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じその遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。
また、個人情報保護、整理整頓に係るチェックリストの遵守を徹底する。

⑤リスク管理

リスク管理については、定時的なリスクの点検や研修等の実施により対応を図る。

⑥5S（整理・整頓・清潔・清掃・習慣）の徹底

5Sは組織運営上最も基本的な事項であることを認識し、事務所環境を常に見直し、最適な状態の維持に努める。
毎週水曜日を整理整頓の日と位置付け、決められた作業を実施する。

⑦ルールの遵守

本部からの指示や支部で決められた事項が守られているか、絶えず目配りし守られていない事項や職員の不適切行動があった場合は指導を徹底する。

(3) 人材育成の推進

- ①本部研修へ参加できる体制を充実させ多くの職員を参加させる。
- ②支部の研修を充実させ、職員の能力の底上げを図る。

(4) 業務改革の推進

- ①業務改革会議での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。
- ②業務改善提案制度の活性化により、業務改善を推進する。
- ③定型的業務、繁忙期業務についてアウトソーシングを推進する。
- ④職員のコア業務や企画的業務への重点化を図る。

(5) 経費の節減等の推進

- ①調達委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページを活用し、調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。
- ②消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費節減に努める。
- ③電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。
- ④業務進捗管理、労務管理及び業務振り分け等を行い超過勤務時間の縮減を図る。
- ⑤事務所賃借料及び倉庫賃借料の軽減交渉の継続
- ⑥継続的なムダの発掘による経費削減。

平成26年度 事業計画（新潟支部）

項 目	実 施 内 容 等			
1. 保険運営 の企画	番号	施策	実施項目	目標値・納期
	(1)	地域実情に応じた医療費適正化の総合的対策	事業所健康診断結果提供事業所	20事業所以上
			連携自治体	3自治体以上
	(2)	ジェネリック医薬品の使用促進	使用割合（数量ベース）	34%以上
	(3)	加入者・事業主に響く広報の推進	支部ホームページ総アクセス数（年）	110,000アクセス
			メールマガジン登録者数	1,500名以上
			情報発信の機会	速やかに
			健康イベント開催回数	5回以上
	(4)	制度周知の取組み	各種研修会受講者数（延べ数）	6,500名以上
			支部外申請書設置場所	前年度実績を上回る設置数
	<p>(1) 保険者機能発揮と地域実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>① 医療データの調査・分析を行い、事業所や自治体に発信し、連携・関係強化を図る。</p> <p>② 医療費適正化のための総合的な対策を自治体や他の保険者等と連携しつつ、立案・実施する。</p> <p>③ 「データヘルス計画(仮称)」を作成し、積極的に取り組んでいく。</p> <p>(2) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>① 様々な広報媒体や希望シールを効率的に活用する。</p> <p>② ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの効果を分析し、関係各方面に対して積極的に情報を発信する。</p> <p>③ 自治体・他の保険者・関係団体との情報交換や連携により、使用割合等拡大に向けて協働事業を促進する。</p> <p>(3) 加入者・事業主に響く広報の推進</p> <p>① ホームページ及びメールマガジンの「タイムリーに、わかりやすく、親しまれる」内容の情報を発信する。</p> <p>② 定期発行物の「けんぼ通信」「社会保険にいがた」は読者のためになる紙面づくりを行い、充実した情報を発信する。</p> <p>③ 健康づくりに向けたイベント・セミナーを積極的に開催（主催・共催）する。</p> <p>・「こころの健康セミナー」の継続開催</p> <p>④ メディアへの情報発信を行い、協会の財政状況、健康保険制度、支部の事業、医療費適正化の取組み等広報の推進を図る。</p> <p>⑤ 出産・育児の不安を解消するためのモバイル情報提供サービスを開始する。</p> <p>(4) 制度周知の取組み</p> <p>① 各種講習会等における講演機会を積極的に取得する。</p> <p>② 「医療費節約のポイント」を活用し、健康保険制度と医療費適正化の周知を推進する。</p> <p>③ 商工会議所・商工会・入院医療機関（新潟県病院協会加盟132病院）における主要申請書の設置の充実を図る。</p> <p>④ 「健康保険のしおり」を活用する。</p> <p>⑤ 日本年金機構各年金事務所及び新潟県社会保険協会と連携し、新規適用事業所向けの研修会を開催する。</p>			

平成26年度 事業計画（新潟支部）

項 目	実 施 内 容 等			
2. 健康保険 給付等	番号	施策	実施項目	目標値・納期
	(1)	お客様サービスの向上	・サービススタンダード達成率100%の維持継続 ・窓口担当職員のスキルアップ（研修の実施及びサテライト職員の支部窓口でのOJT研修の実施）	・26年度通期 ・研修⇒年度内4回実施 ・OJT研修⇒各サテライト職員、年度内2回実施
	(2)	各種申請書郵送化の促進	申請書郵送率の向上を図る	80%以上
	(3)	被扶養者資格の再確認	リスト回収率	90%以上
	(4)	健康保険給付の審査強化	柔整患者照会件数	100件/月以上
	(5)	債権発生抑制・早期回収	被保険者証回収率の向上を図る	一般証、任継証とも70%以上
			法的手続きの実施	10件以上
			返納金債権に係る保険者間調整の実施	26年度通期
	(6)	適正な事務処理の推進	事務処理誤りゼロ	26年度通期
	(7)	レセプト点検の効果的推進	内容点検効果額	1億円以上
	被保険者1人当たり資格点検効果額		検証指標	
	被保険者1人当たり外傷点検効果額		検証指標	
<p>(1)お客様サービス向上のための取組み</p> <p>①サービススタンダードの遵守 健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日以内）の達成率100%を維持・継続する。</p> <p>②窓口担当職員研修（年度内4回実施）、サテライト職員の支部窓口でのOJT研修（各サテライト職員、年度内2回実施）により、窓口担当職員の現場で活かせるスキルアップを図る。</p> <p>③「お客様満足度調査」結果を分析し、グループミーティング、チームミーティングを通じ、CS向上の取り組みを図る。</p> <p>(2) 窓口サービスの展開等</p> <p>①各種申請書の郵送化の推進 目標：郵送率80%</p> <p>②郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、効率的かつ効果的なサービスの提供を図る。</p> <p>(3)被扶養者資格の再確認</p> <p>①適正な給付と高齢者医療費に係る拠出金の適正化を図るため、事業主からの協力と年金機構との連携により的確に行う。（目標：リスト回収率90%以上）</p> <p>(4)傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化（適正な給付業務の推進）</p> <p>①現金給付適正化委員会による審査強化を図る。</p> <p>②現金給付適正化委員会での審査により必要と判断された場合の立入検査を実施する。（年金事務所との連携）</p> <p>③柔整療養費に係る患者照会の実施（目標：照会件数1ヵ月100件以上）及び厚生局との連携を密に図る。</p> <p>④必要に応じて患者面談調査、施術所実地調査等を実施する。（柔整、鍼、灸、あんまマッサージ）</p> <p>⑤療養費（柔整、鍼、灸、あんまマッサージ）の適正化に係る周知広報を強化する。</p> <p>(5)債権発生抑制・早期回収</p> <p>①年金機構と連携を図り、年金機構が回収催告状を送付する際に、チラシ、協会宛返信用封筒を同封することで被保険者証回収の強化を図る。</p> <p>②被保険者証未返納者への電話催告の実施。</p>				

平成26年度 事業計画（新潟支部）

項 目	実 施 内 容 等
	<p>③未回収の多い事業所に対し、回収の徹底を促す。</p> <p>④資格喪失後の被保険者証の回収促進として、あらゆる広報媒体、社会保険協会主催事務講習会（年間約50回開催）、社会保険委員会研修会等において強く訴求する。併せて、インターフェイス被保険者証送付時に回収促進チラシを同封する。</p> <p>⑤被保険者証の回収率について、一般証、任意継続証とも70%以上を目指す。</p> <p>⑥債権回収の取り組み</p> <p>ア. 債権管理委員会において取組の強化を図る。</p> <p>イ. 債務者との早期接触到に努める。</p> <p>ウ. 初回催告状の発送を債権調定月の翌月末に実施。</p> <p>エ. 2回目の催告状発送（債権調定月の翌々月末）後、速やかに電話催告を実施する。</p> <p>オ. 3回目の催告を主として弁護士による催告状発送及び初期対応を実施する。</p> <p>カ. 債権額が10万円以上の債務者に対する対応⇒新規調定から初回催告状送付前に訪問催告を実施する。</p> <p>キ. 債権額が5万円以上10万円未満の債務者に対する対応⇒新規調定から初回催告状送付前に電話催告を実施する。</p> <p>ク. 債権額、催告の経緯、返済能力、資産状況等を総合的に判断して、内容証明郵便の発送⇒法的手続きを実行する。（26年度目標実施件数：10件以上）</p> <p>ケ. 過年度催告については、25年度調定分については年3回、24年度以前調定分については年2回、文書催告を実施する。</p> <p>コ. 医療機関に対するレセプトの請求替依頼の実施。</p> <p>サ. 返納金債権に係る保険者間調整の実施。</p> <p>シ. 回収率は、25年度を上回る回収率を目標とする。</p> <p>(6)適正な事務処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度に実施した研修、提案事項の実施により事務処理誤りを発生させない。 ・四半期に1回、各チームから事務処理誤りゼロを含めた業務改善提案事項を提出させ、グループミーティングで確認のうえ実行する。 <p>(7)レセプト点検の効果的推進</p> <p>①レセプト点検の効果的推進</p> <p>ア. 行動計画に基づいた点検業務を実施する。</p> <p>イ. 支払基金との打合せ内容や各種点検研修等の伝達研修を行い、共有化し、また、外部業者による点検研修を行い、点検員のスキルアップを図る。</p> <p>ウ. 健康保険組合連合会や健康保険組合など他保険者との連携、情報交換を図り効果的な点検を実施する。</p> <p>エ. 実績増の他支部を訪問し、点検体制や点検方法等の調査・検証を行い、自支部に取入れることにより、効率的な点検を実施する。</p> <p>オ. 進捗管理を徹底し、円滑な外傷点検を実施する。</p> <p>②レセプト点検効果額目標</p> <p>内容点検効果額・・・1億円以上を目標とする。</p> <p>③検証指標</p> <p>ア. 資格点検効果額</p> <p>イ. 外傷点検効果額</p>

平成26年度 事業計画（新潟支部）

項 目	実 施 内 容 等
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <p>① 被保険者（40歳以上対象者数 282,448人）実施率 66.9%（実施数 189,000人）</p> <p>ア. 生活習慣病予防健診実施率 61.6%（実施数 174,000人）</p> <p>イ. 事業者健診データ 取得率 5.3%（取得数 15,000人）</p> <p>② 被扶養者（受診対象者数 93,501人）</p> <p>ア. 特定健診 実施率 27.8%（実施数 26,000人）</p> <p>(2) 保健指導</p> <p>① 被保険者（対象者数 32,500人）該当率 17.2% 実施率 13.3%（実施数 4,300人）</p> <p>ア. 協会保健師実施分 実施率 10.2%（実施数 3,300人）</p> <p>イ. 外部委託分 実施率 3.1%（実施数 1,000人）</p> <p>② 被扶養者（対象者数 2,366人）該当率 9.1% 実施率 6.4%（実施数 150人）</p> <p>ア. 協会保健師実施分 実施率 1.3%（実施数 30人）</p> <p>イ. 外部委託分 実施率 5.1%（実施数 120人）</p> <p>(3) その他の保健事業</p> <p>① 事業所の喫煙対策支援事業</p> <p>② 健診結果データ等の分析</p> <p>③ 関係機関との協働事業</p> <p>④ 学校での健康づくり教育</p> <p>⑤ 事業主と協会けんぽ新潟支部、市との連携による加入者と事業所の健康度向上事業</p> <p>(4) 受診勧奨対策</p> <p>① 健診受診勧奨</p> <p>ア. 健診機関の集団健診実施（商工会等）時の受診勧奨</p> <p>イ. 市町村の特定健診がん検診同時日程の案内</p> <p>ウ. 今年度初めて特定健診対象となる40歳被扶養者へ特定健診案内等を含めて受診勧奨</p> <p>エ. 事業所での健診にてパート等勤務の被扶養者の特定健診受診できる環境の整備</p> <p>② 事業者健診結果データの取得促進</p> <p>ア. 健診実施機関から事業所への結果データの提供勧奨の促進</p> <p>イ. 提供同意の依頼文を新潟県と労働局との3者間の連名</p> <p>ウ. 企業団体との連携（商工会等）促進</p> <p>③ 保健指導受診勧奨</p> <p>ア. 来所相談の定期開催（毎月1～2回）</p> <p>イ. 被扶養者への電話による特定保健指導利用再勧奨</p> <p>ウ. 市町村での結果説明会等での被扶養者の初回面接の実施（1～2市町村）</p> <p>エ. 未治療者への受診勧奨</p>

平成26年度 事業計画（新潟支部）

項 目	実 施 内 容 等				
4. 組織運営 及び 業務改革	番号	施策	実施項目	目標値・納期	
	(1)	人材育成の推進	毎朝の朝礼実施率	100%	
			基本事項の遵守・定着	随時	
	(2)	経費節減等の推進	消耗品・事務用品費の対前年度比実績	▲5%以上	
	(3)	各種委員会の機能強化	各種委員会の開催	毎月	
	(4)	健康保険委員の拡充と連携	委嘱者数	2,000名以上	
			研修会実施回数	2回以上	
	(1)人材育成の推進				
	<p>①朝礼を通じて、情報の共有化を図り組織の一体化を強化する。</p> <p>②職場におけるコミュニケーションやチームワークづくりを強化するとともに、問題解決能力・意識改善の向上・連帯感を図る研修を計画的に実施し、主体的に考え行動する職員の育成と、厳しくても楽しく、働きがいを感じる職場づくりを推進する。</p> <p>③挨拶・整理整頓（5S）・電話対応のレベルアップを行い、CS向上及び職員の意識向上と職場の活性化を図る。</p> <p>④支部方針・コンプライアンス・個人情報保護の遵守及びリスク管理等について、研修等を通じ徹底し、職員の意識向上を図る。</p>				
	(2)経費節減等の推進				
<p>①予算の的確な執行と透明性を図るため、四半期毎に今後の支出見込を計上して明確な予算管理を行い、事業実施内容を把握、検証する。</p> <p>②消耗品費、事務用品費、光熱費等の前年減を徹底し、職員のコスト意識向上を図る。</p>					
(3)各種委員会の機能強化					
①医療費適正化に向けた各種委員会の機能強化を図り、職員の保険者機能発揮に対する意識の向上を図る。					
(4)健康保険委員の拡充と連携					
<p>①健康保険委員の増員を図り、委員に対して効果的・効率的な研修会等を開催する。</p> <p>②支部事業のモニターとして、支部事業の取組み、広報等について意見聴取し、支部事業運営に活用する。</p>					
(5)支部方針・目標の共有化と可視化					
<p>①毎月の各グループの目標を支部内掲示することで共有化を図り、目標達成につなげる。</p> <p>②支部の資料の共有化を図り、「いつでも」「どこでも」「だれもが」支部事業の取組みに活用できるようにする。</p>					

平成26年度 事業計画（富山支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の 企画	<p>○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部から提供される医療費情報及び加入者の健診データをもとに支部医療費等の状況を把握する。 ・富山県内における二次医療圏別・市町村別の分析を進め、県及び市町村関係機関へ積極的な発信を行うとともに連携した保健事業を推進する。 ・富山市と健診結果データ等の分析を共同して行い、地域課題を共有するとともに連携した保健事業を実施する。 ・レセプトデータ等を活用し、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成する。 ・富山県内の各種協議会（富山県保険者協議会、富山県健康づくり県民会議、富山県がん対策推進県民会議、二次医療圏別地域・職域連携会議、後期高齢広域連合運営懇話会、富山市及び高岡市の国民健康保険運営協議会等）において積極的に発信を行う。 ・加入者に対し、かかりつけ医や#8000の利用、お薬手帳の活用など、医療機関の適正な受診を啓発する。 <p>○医療費適正化総合的対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検及び現金給付の審査強化など、医療費適正化対策をさらに推進する。 ・「データヘルス計画（仮称）」を作成し、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者等と連携しつつ、立案・実施する。 <p>○ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）について、25年度を上回る使用割合を目標とする。 ・自己負担軽減額の通知を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報やリーフレット、ジェネリック医薬品希望カードやシールを配布することにより使用促進を図る。 ・9歳の被扶養者をもつ被保険者の自宅にリーフレット等を送付することにより、使用促進を図る。 ・富山県や富山県薬剤師会と連携するとともに、調剤薬局に対してリーフレットやポスター、シール等を配布し掲示いただくことにより使用促進を図る。 ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況を定期的に把握し、富山県等と連携して、適宜、関係方面へ発信する。 ・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組み等積極的な発信を行う。 <p>○調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部が保有する健診データや医療費データについて、県や市町村、富山大学と連携し、地域特性や保健指導の効果などの調査研究を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果については、適宜、公衆衛生学会や産業衛生学会等において発表を行う。 <p>○広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって魅力のあるホームページの作成に努める。 ・ 社会保険委員会やマスコミなどあらゆるチャネルを活用し、加入者及び事業主の視点に立った広報を実施する。 ・ 保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を実施する。 <p>○的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会けんぽの財政状況や高齢者医療の負担の在り方等、財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者及び事業主の理解が得られるよう広報を行うとともに、関係機関への働きかけを行う。
2. 健康保険給付等	<p>○サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービススタンダードの100%達成、6営業日以内の支払いを維持する。 ・ お客様満足度調査などにより加入者等の意見やニーズを適切に把握し、支部窓口のサービスの充実を図るとともに、お客様サービスの改善や向上に努める。 <p>○高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度に所得区分の改正が見込まれ、事業主や加入者に対しその改正内容を周知し、円滑な施行に向けた準備を進める。 ・ 県内主要医療機関の協力を得て、限度額適用認定申請書を医療機関窓口を設置し、限度額認定証の利用促進を図る。 ・ 高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを推進する。 <p>○被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ実施する。 <p>○傷病手当金、出産手当金等に係る適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山支部保険給付適正化要領に基づく審査、医師照会、被保険者照会を実施する。 ・ 標準報酬が高額な加入者の初回請求に係る支給決裁について、支部長決裁を継続。(傷病手当金：標準報酬月額53万円以上、出産手当金：標準報酬月額36万円以上) ・ 被保険者資格等に疑義のある請求については、プロジェクトチーム会議を開催し、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求防止のための審査を強化する。 <p>○柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p>

- ・柔整分析システムを活用した柔道整復師療養費の効果的な患者照会を実施する。(3 部位以上・10 日以上・12,000 円以上のいずれかに該当したものを調査対象)
 - ・受診者への照会時にリーフレットを活用し、適正な受診を啓発する。
- 海外療養費支給申請における重点審査
- ・海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。
- 効果的なレセプト点検の推進
- ・加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額 (10 割) について、25 年度を上回る額を目標とする。
 - ・内容点検において、システムの有効活用 (自動点検・汎用任意抽出) を中心に点検効果の向上を目指す。
 - ・26 年度診療報酬改定の研修等に参加し、改定による変更点を理解し、点検の質を向上させ、点検効果額を上げる。
 - ・富山県内健康保険組合とレセプト点検に関する打合せ会に参画し、査定情報の共有化を図る。
 - ・資格点検における効果的なレセプト返戻および返還事務を行う。
 - ・外傷性レセプト点検における効率的かつ的確な求償・返還事務を行う。
- 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化
- ・被保険者証未返納者に対して、文書による二次催告、電話・訪問を交えた三次催告を実施する。
 - ・遡及した資格喪失や被扶養者削除、任意継続の資格取消の際に、電話にて被保険者証返納及び返納金の説明をする。
 - ・無資格受診防止及び被保険者証回収について加入者への啓蒙を図るため、退職者の多い 3 月にマスメディアを利用した広報を実施する。
- 積極的な債権管理回収業務の推進
- ・26 年度末債権残高について、25 年度末債権残高を下回る額を目標とする。
 - ・債権発生から 6 箇月以内に回収するため、電話及び訪問による納付勧奨を集中的に行う。
 - ・納付約束期限前に履行の確認を実施する。また、約束不履行となった場合は、直ちに不履行となった原因を確認するとともに引き続き納付を続けるよう事後フォローする。
 - ・悪質と判断される債務者に対して、法的手続きによる回収を実施する。
 - ・給付金の支払後に年金との調整による返納金発生が予測される場合、事前案内を行い円滑な債権回収を図る。
 - ・富山県内の市町村国民健康保険と無資格診療にかかる医療給付費の清算を行うスキームを構築し、的確な債権回収を実施する。
- 健康保険委員の活動強化と委嘱者拡大
- ・年金事務所及び社会保険委員会と連携し、健康保険委員を対象とした研修を実施する。
 - ・健康保険委員に対して四半期ごとに情報提供を行い、活動の強化を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員に対するアンケート等を行い、加入者や事業主の意見を反映した事業を検討する。 ・健康保険委員表彰を実施するとともに、社会保険委員会及び年金機構と連携し委嘱者数の拡大を図る。
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：142,900人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：60.0%（実施見込者数：85,800人） ・事業者健診データ 取得率：8.4%（取得見込者数：12,000人） ○被扶養者（受診対象者数：39,920人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：25.1%（実施見込者数：10,000人） <p>(2) 保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（実施対象者数：19,196人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：23.2%（実施見込者数：4,450人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 16.7%（実施見込者数：3,200人） アウトソーシング分 6.5%（実施見込者数：1,250人） ○被扶養者（実施対象者数：940人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.6%（実施見込者数：100人） <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」または「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、医療機関への受診勧奨を実施する。 ・事業所におけるメンタルヘルス対策を推進するため、富山県内4広域圏（富山、高岡、魚津、砺波）における社会保険委員会研修会に講師を派遣し講演を行う。 ・協会けんぽの加入者の健康増進及び栄養改善（減塩）に寄与するため、地元テレビ局の放送枠番組にてヘルシー料理を紹介する。また、放送により協会けんぽの知名度アップを図るとともに健診や保健指導についても広報する。 <p>(4) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健康診査受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。 ・被扶養者の特定健康診査受診率向上のため、富山県内4広域圏（富山、高岡、魚津、砺波）にて出張健診を実施する。 ・生活習慣病予防健診・特定健康診査に係る受診勧奨リーフレットを支部で独自作成し送付する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県と連携し、郵便及び訪問により勧奨を行う。 ・事業所における健診及び保健指導に関するガイドブックを作成し、事業所訪問時に活用するほか、社会保険労務士会に対して利用勧奨を行う。 ・生活習慣病予防健診未受診事業所に対して、健診受診の電話勧奨業務委託を行う。 ・健診未受診事業所（小規模事業所）の被保険者に対して、自宅にリーフレット等を送付することにより生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。 ・富山県保険者協議会において、医療機関窓口での受診勧奨のためのリーフレット作成配布等を提案するなど、関係機関と連携した取り組みを推進する。 <p>(5) 特定保健指導の利用勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が1名の事業所及び保健指導受入拒否事業所（3年程度）あてに土曜健康相談の案内を送付し、特定保健指導を実施する。 ・富山県内の6市町村と特定保健指導業務委託契約を締結し、特定保健指導を実施する。 ・事業所に対して事業所健康度診断等を活用し、特定保健指導の利用勧奨を行う。
4. 組織運営及び業務改革	<p>○業務・システムの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年1月の新システムのサービスインに向けて、本部・支部が一体となって、事務処理体制の整備や各種研修等を実施し、新しい業務・システムの早期定着を推進する。 <p>○組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標と進捗状況の見える化を徹底する。 ・協会のミッションや目標への取組を徹底する。 ・支部内の部門間連携を強化する。 ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用する。 <p>○人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。 <p>○業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会、業務改善委員会、CS向上委員会、経費削減委員会の活動を活性化し、各委員会において創意工夫した具体的な取組を検討し実施する。 ・ブロック単位で開催される業務改革会議において、具体的な取組を検討し実施する。 <p>○経費の削減等の推進</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・競争入札・見積合せ及び適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。・調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより透明性の確保に努める。 |
|--|--|

平成26年度 事業計画（石川支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、加入者の疾病予防・健康増進、医療費適正化対策、財政基盤強化に向けた取組を強力かつ総合的に推進する。</p> <p>（1）財政基盤強化に向けた取組 協会けんぽの財政基盤強化に向け、国庫補助率の引き上げ及び公費負担の拡充を始めとする高齢者医療制度の抜本的な見直しについて、加入者・事業主、政府・メディア・関係団体に積極的に意見発信していく。</p> <p>（2）自治体及び関係団体等との関係構築又は意見発信 ・ 県、市町との医療情報の分析における連携を強化する。 ・ 事業者健診データ取得のため、県、労働局との連携を強化する。 ・ 石川県及び各市町における各協議会や健康づくり事業に参画し、健康保険事業全般について取組み強化に向けた連携を強化する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金石川支部幹事会に参画する。 ・ 各経済団体に対し医療費適正化に向けての取組みに対する理解を求め、協力体制を構築する。 ※中小企業団体等と連携した「健康経営セミナー」の開催 ※加賀百万石ツデーウォークの共催 ※他の保険者と共同による医療費適正化の広報を実施</p> <p>（3）データヘルス計画の策定 ・ レセプトや健診データ等を活用して、石川支部の加入者の特性に応じた健康づくりや重症化予防、医療費適正化対策等、効果的・効率的に事業を展開するため、石川支部データヘルス計画（仮称）を作成する。</p> <p>（4）医療に関する情報の収集・分析 ・ データヘルス計画分野以外でも、支部が蓄積する給付データ等、事業目的に応じた編集・分析を行う。</p>

- ・編集・分析した情報は、事業推進、関係団体との共有化、意見発信等を通じて、有益に活用する。

(5) 加入者との距離を縮める取組

- ・加入者等アンケートで明らかになった協会けんぽ事業や提供するサービスの不知を解消するため、サービス向上に資する対策として、協会の事業や健康保険制度の周知に向けた活動を強化する。
- ・加入者と協会けんぽを繋ぐ媒体（電子、紙、事業所、医療機関、研修等）や加入者に直接接する方法など、情報受発信環境や特性を踏まえた広報を強化する。
- ・ホームページやメールマガジン等の電子媒体を促進するため、紙広報機会、研修機会を活用し登録をお願いする。

目標 メールマガジン登録者被保険者数割合で全国10位以内（100人増）

- ・事業所・各種団体・医療機関等の要望が高い情報を、支部独自の情報ツールを作成するなどし、情報発信に努め事業の推進を図る。
- ・健康保険委員研修会等の開催によって、事業への理解を深めていただくとともに、事業の推進等に協力をいただく健康保険委員の委嘱者数の拡大を図る。

目標 事業所委嘱者割合で全国10位以内（500人増）

(6) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ジェネリック医薬品の使用促進に向けた協力体制の構築。
- ・ジェネリック医薬品使用に向けた意識の啓発。
- ・関係団体と共同イベント等を通じた広報を実施する。
- ・ジェネリック医薬品の研修を健康保険委員対象に実施する

目標 数量ベース使用割合で全国平均を上回る。（31%見込み）

(7) 適切・適正な事業運営

① 評議会の運営

- ・支部の事業計画の進捗状況や課題に対して、より多くの率直なご意見をいただくような評議会運営を計画する。

≪平成26年度評議会開催日程（予定）≫ 7月 10月 11月 1月 3月の5回

	<p>② 事業計画推進会議（仮称）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前から稼働しているグループ単位の会議体を維持しながら、支部全体で目標指標の達成状況、課題認識、検討を行う機会を新たに設置する。
2. 健康保険給付等	<p>(1) 加入者サービス向上対策</p> <p>① サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声、加入者アンケート結果を基に迅速に対応しサービスの改善に結び付ける。 ・研修等を通じ電話対応、接客マナーを習得しお客様満足度の改善を図る。 ・サービススタンダードの100%達成 ・郵送申請書の不備を事前に防止するため、事業所との各種機会を利用し申請方法の説明をきめ細かに行う。 <p>② 高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度改正を踏まえ、加入者が円滑に申請を行えるよう、事業所や加入者に改正内容の周知等を行う。 ・限度額適用認定証の利用促進のため、限度額適用認定申請書の未設置医療機関へ訪問による協力要請を行い、設置医療機関の拡大を図る。 <p>(2) 医療費適正化への取組強化</p> <p>① 療養費（柔道、あんま・はり灸・マッサージ、治療用装具、海外）の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な審査を行う観点から患者・医師への照会業務を継続して実施していくとともに、療養費制度の正しい利用の仕方について周知徹底を図る。 ・柔道整復審査会において審査対象項目を設定し、重点的な審査を行う。 <p>② 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得届、月額変更届提出後、直ちに傷病手当金・出産手当金が申請されるケースや、標準報酬が著しく高額に改定された後の保険給付の請求に対しては審査を強化し、保険給付の適正化に努める。 ・不正請求の疑いがある申請があった場合、適正化プロジェクト会議を開催し、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。

	<p>③ 資格喪失後受診等による債権発生防止のための被保険者証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の未回収者への文書催告による二次催告、電話による催告を取りまぜた三次催告を積極的に行い、催告スピードを早め被保険者証の回収を強化する。 ・被保険者証未回収率の高い事業所を中心に直接訪問し、被保険者証の確実な回収を依頼する。 <p>④ 積極的な債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納金債権等は早期回収に努め、弁護士名による文書催告、保険者間精算を効果的に実施し債権回収の強化を図る。 ・債権回収会議を活発化し、裁判所への支払督促の申し立て等の法的措置、債務者との折衝機会を増やす等の検討を行う。 <p>(3) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検効果向上行動計画を策定し着実に実施する。 ・進捗会議の毎月開催により行動計画の進捗管理を行う。 ・打合せ会等による情報共有化や研修により点検員の点検技術向上を図る。 ・自動点検機能等の活用により効率的な点検を行い点検効果の向上を図る。 ・内容点検の一部を外部委託し、点検件数の拡大と点検業者のノウハウを取得し活用することにより、点検員の質向上と点検効果額の向上を図る。 ・資格点検・外傷点検を確実に実施し、点検効果額の向上を図る。 <p>目標 被保険者一人当たりの点検効果額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>加入者1人あたりの診療内容等査定効果額</td> <td>H25年度実績以上</td> </tr> <tr> <td>被保険者1人あたりの内容点検効果額</td> <td>H25年度実績以上</td> </tr> </table>	加入者1人あたりの診療内容等査定効果額	H25年度実績以上	被保険者1人あたりの内容点検効果額	H25年度実績以上
加入者1人あたりの診療内容等査定効果額	H25年度実績以上				
被保険者1人あたりの内容点検効果額	H25年度実績以上				
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 特定健診受診率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所に対する健診受診勧奨を実施する。 ・県、労働局と連携した定期健康診断結果データの取得業務を推進する。 ・健診未実施事業所に対する受診勧奨及び定期健康診断結果データ提供依頼を文書及び電話等により実施する。 ・被扶養者を対象とした集団健診を実施する。 ・他の団体が主催する健康関連イベントでの集団健診実施を検討する。 				

目標

特定健診合計目標

受診対象者数 187,569 人 実施見込数 111,319 人 59.3%

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：144,851人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：54.3%（実施見込者数：78,654人）
- ・事業者健診データ 取得率：14.5%（取得見込者数：21,003人）

被扶養者（40歳以上）（受診対象者数：42,718人）

- ・特定健康診査 実施率：27.3%（実施見込者数：11,662人）

(2) 保健指導実施率の向上

- ・特定保健指導委託機関を拡大する。
- ・特定保健指導受入拒否事業所に対し、事業所健康度診断票を活用した管理者及び支部保健師による訪問勧奨を実施する。
- ・中断率を引き下げるため支援プログラム、支援ツールを活用する。
- ・研修等による保健師等のスキルアップを図る。
- ・ITを活用した特定保健指導を推進する。
- ・特定保健指導結果のレセプトデータと健診結果データを用いた評価分析及び活用を図る。

目標 被保険者（実施対象者数：19,433人）

- ・特定保健指導 実施率：19.4%（実施見込者数：3,770人）
- （内訳） 協会保健師実施分 12.1%（実施見込者数：2,351人）
- アウトソーシング分 7.3%（実施見込者数：1,419人）

被扶養者（実施対象者数：921人）

- ・特定保健指導 実施率：2.5%（実施見込者数：23人）

	<p>(3) その他の保健事業</p> <p>① 保健指導の効果向上の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導後の指導効果向上のためフォローアップ健診及びその効果分析を実施する。 <p>② 重症化予防に係る早期受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症化予防に係る本部実施の糖尿病、高血圧症未治療者への受診勧奨後のハイリスク者に対する二次勧奨を実施する。 ・ 世界禁煙デー・世界糖尿病デー事業へ積極的に参画する。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 業務・システム刷新に向けた対応</p> <p>① 新システムのサービスインに向けた準備体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新システム導入の準備体制として、組織横断的なチームを設置する。 ・ 設置したチームを機能化し、準備事項を計画的に推進する。 ・ 新システムに対応した要員体制へ移行する手続きを確実に実行する。 <p>② 新しい業務・システムの早期定着の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新システムの習熟度合いを高めるため、本部との連携に加え、支部内の連携体制などの組織体制を整える。 <p>(2) 組織統制の強化、組織運営の可視化</p> <p>① 組織統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・ リスク管理体制の整備と維持 ・ 適切な労務管理体制の維持 <p>② 組織運営の可視化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場環境の整備、業務改善、加入者目線でのサービス向上を目的とした、意見交換会や協議体を強化し、コミュニケーションを活発化する。 <p>(3) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者サービスに資する観点で、支部職員の教育学習機会を計画する。

- ・ 自立した職員像を支援する観点で、支部職員の教育学習機会を計画する。

(4) 予算精度の向上

① 予算の統制

- ・ 医療費の適正化を目的とした事業の積極的推進に係る費用の、適切な執行を確認しつつ、経費全体水準は縮減する方向で統制する。

② 経費の縮減

- ・ 規定を厳守した契約や在庫管理の徹底に加え、経費細目ごとに目標を設定し、創意工夫した経費削減対策を講じる。

平成26年度 事業計画（福井支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係方面への積極的な発信及びメディアへの働きかけの強化 ・関係機関との連携強化、共同事業の実施 ・医療に関する情報の収集と分析、加入者・患者への提供 ・支部データヘルス計画の策定 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の強化 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進 ・被扶養者資格の再確認 ・債権発生の抑制及び早期回収 ・健診データ等の各事業所への提供 ・適正受診等の啓発・勧奨 ・県等関係方面への積極的な発信 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報チラシ等による情報提供 ・「ジェネリック医薬品希望シール」の配付 ・自己負担軽減額通知の実施 ・医療機関関係者への働きかけ ○広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なお知らせの充実 ・自治体、医療機関等のチャネルを利用した広報の実施 ・健康づくりの啓発 ・加入者の声を反映させた効果的な広報手法の醸成 ・適正受診の啓発・勧奨 ・申請手続き方法の周知 ・学校教育現場での健康保険制度教育及び周知事業 ○的確な財政運営 <ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤の強化、安定化に向けた積極的な意見発信 ・加入者に対する情報発信

2. 健康保険給付等

- サービス向上のための取組み
 - ・お客様の声等を迅速かつ正確にフィードバックしたサービスの改善
 - ・サービススタンダードの着実な実施
 - ・接遇研修の実施
 - ・申請手続きにおける利便性の維持及び向上
 - ・業務システム刷新に伴う申請書様式の変更にかかる周知広報によるスムーズな切り替え
- 高額療養費制度の周知
 - ・限度額適用認定証の申請のさらなる周知
 - ・高額療養費の未申請者に対するターンアラウンドの着実な実施
 - ・所得区分の改正が見込まれる高額療養費制度の改正内容についての事業主及び加入者への周知
- 窓口サービスの展開
 - ・届書の郵送化の推進
- 被扶養者資格の再確認
 - ・被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止及び高齢者医療にかかる拠出金等の適正化のための的確な実施
- 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
 - ・加入者等及び施術者に対する文書照会等の実施
 - ・正しい知識を普及させるための広報の実施
- 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止
 - ・保険給付適正化プロジェクトチームを中心とした審査強化による不正請求の防止
 - ・本部から提供される支払済データの活用
 - ・加入者及び事業主等に対し適正な申請の促進を図る周知
- 海外療養費支給申請における重点審査
 - ・不正請求を防止するため、申請書内容に疑義がある場合の本人照会を徹底する等の審査強化
- はりきゅう・あんま・マッサージ療養費の給付適正化
 - ・申請書のパンチ委託を行いデータ化分析し、患者照会等を実施し更なる適正化を図る
- 効果的なレセプト点検の推進
 - ・平成 26 年度診療報酬改定に対応したレセプト内容点検体制の確立
 - ・レセプト管理システムの抽出機能を活用した内容点検業務の充実強化
 - ・レセプト査定事例の共有化及び集約、研修の充実
 - ・診療報酬支払基金でのレセプト内容点検及び再審査状況についての連絡体制の充実及び協議の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外傷点検における効率的な照会及び求償相手先との効果的な折衝 ・ 限度額適用認定証にかかる資格点検の強化 <p>○ 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二次催告、三次催告の徹底による、資格喪失者からの被保険者証回収の強化 ・ 事業主等への被保険者証回収徹底の指導 <p>○ 積極的な債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部全体での債権進捗状況にかかる情報共有及び納付督促の強化 ・ 自治体と連携した債権回収の取組み <p>○ 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱者数の拡大 ・ 制度周知・広報の実施
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <p>○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：103,763人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率：58.8%（実施見込者数：61,000人） ・ 事業者健診データ 取得率：13.5%（取得見込者数：14,000人） <p>○ 被扶養者（受診対象者数：28,786人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率：24.3%（実施見込者数：7,000人） <hr/> <p>(2) 保健指導</p> <p>○ 被保険者（実施対象者数：14,625人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：20.2%（実施見込者数：2,950人） <p style="padding-left: 40px;">（内訳） 協会保健師実施分 17.8%（実施見込者数：2,600人）</p> <p style="padding-left: 40px;">アウトソーシング分 2.4%（実施見込者数：350人）</p> <p>○ 被扶養者（実施対象者数：609人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：8.2%（実施見込者数：50人） <hr/> <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりを促すイベントの開催と集団健診の同時実施 ・ 特定保健指導実施評価者への血液検査等の実施 ・ 加入者の健康に繋がる効果的な保健事業展開のための医療費分析の実施

(4) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ・生活習慣病の重症化予防に加え、医療費適正化及びQOLの維持を図るための重症化予防事業の実施
- ・健診・保健指導の有効性、手続きの簡便性が事業主・加入者に響く広報の実施
- ・事業主・加入者との距離を縮めるとともに、健診・保健指導の有効性についての理解を深めるため、幹部職員による加入者50名以上の事業所を中心とした訪問の実施

(5) 受診勧奨対策

○特定健康診査の推進

- ・健診実施機関との協力連携強化（生活習慣病予防健診）
- ・未受診事業所等に健診の重要性の認識を図るためのアウトソーシングによる事業所への生活習慣病予防健診勧奨実施
- ・新規適用事業所および任意継続新規加入者への健診案内の実施
- ・効果的な受診勧奨の実施
- ・健康づくりを促すイベント開催と集団健診の同時実施
- ・治療中の特定健診対象者にかかる特定健診の情報提供の促進
- ・三者連名による事業者健診データ取得勧奨文書の送付

○特定保健指導の推進

- ・加入者の健康づくりに繋げるための事業所のニーズに合わせた特定保健指導の実施
- ・加入者利益を実現するという認識を深め、モチベーション、スキルアップを図るための効果的な保健指導者支部内研修の実施
- ・委託機関と協会けんぽの協働による特定保健指導実施機関との協力連携の強化
- ・IT活用による特定保健指導の効率化による特定保健指導の実施体制の整備

○各種業務の展開

- ・事業所の健康づくりの支援による加入者の健康課題の改善
- ・効果が見込まれる事業を協働で取組むための行政機関との連携の強化
- ・加入者の健康という協会けんぽと共通の目的を持つ関係機関との連携強化ならびに効率的・効果的な事業の展開

4. 組織運営及び業務改革

- 業務・システムの刷新
 - ・全職員一丸となった新システム稼働に向けた検討・準備
- 組織や人事制度の適切な運営と改革
 - ・組織運営体制の強化
 - ・協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着
 - ・コンプライアンス、個人情報保護、リスク管理等の徹底
- 人材育成の推進
 - ・支部研修の効果的かつ適切な実施
 - ・本部集合研修の効果的な活用
 - ・自己啓発の推進
- 業務改革の推進
 - ・業務改革会議等による具体的な改善の実施
 - ・効果、効率を意識した業務運営による戦略的業務への移行
- 経費の節減等の推進
 - ・適切な調達の実施
 - ・コスト意識の徹底
 - ・一般管理費の縮減

平成26年度 事業計画（山梨支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>○「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画（仮称）」を作成し、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化を図るため、以下の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療に関する情報の収集と分析 ・ 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ・ 県など関係方面への積極的な発信 ・ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ・ 保健事業の効果的な推進 ・ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 等 <p>また、各種協議会に参加するなど、県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会が収集・分析したデータを活用し、意見を発信していくと共に、山梨県と協会けんぽとの間で締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書」に基づき、連携を図る。</p> <p>○協会けんぽが求める次期制度改正に向けた提言を行うなど、協会の主張を強力に発信するとともに、国、関係機関への働きかけ等を進める。</p> <hr/> <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>○レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付の審査強化については、協会けんぽに付与された事業所に対する調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。</p> <p>また、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画（仮称）」を作成し、医療費適正化のための総合的な対策を県・市町村や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。</p>

	<p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるように加入者にとってわかりやすい広報の推進を図る。 ○ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービスの実施による使用促進効果をさらに着実なものになるよう、加入者・事業主への広報、関係方面への情報提供等、きめ細やかな方策を進める。 ○保険者協議会を活用して他保険者との情報共有を行い、県全体のジェネリック医薬品の使用促進を図る。また、県や関係団体への継続的な情報提供と協力要請を行う。 ○健康保険委員等への研修会や健康づくり事業等を通じて、加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進に向けた啓発事業を行う。 <p>(4) 加入者・事業主への広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○的確な情報提供を実施するために、定期的に発行しているチラシ等やホームページ、メールマガジンを活用し、加入者の視点に立ったわかりやすい広報を行う。また、関係団体との連携による広報や、地元メディアによる情報発信を強化する。 ○健康保険委員を中心に対話集会など加入者から直接意見を聞く取組みを実施し、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。 ○協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について、加入者・事業主を含め広く情報発信を行う。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービスの向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加入者サービスの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、本部で実施するお客様満足度調査等の結果から、加入者等の意見やニーズを適切に把握したうえで創意工夫を活かしつつ、サービスの改善や向上に努める。 ・「CS向上検討委員会」を中心に、電話対応のスキルアップに向けた取組みを行う。 ○サービススタンダードの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金等現金給付金の受付から振込までの期間を10営業日以内と定め、その状況を適切に管理し、正確・迅速・丁寧な事務処理を行い、着実な支給を行う。 ○お客様満足度向上への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証、限度額適用認定証等について資格情報等の取得から被保険者証等送付までの日数を2営業日以内と定め、迅速な交付を行う。

- ・傷病手当金の申請書の審査時において、次回申請時に必要と思われる方に症状に応じた日常生活状況照会票を送付し、次回申請時に添付を依頼する。また、傷病手当金と障害年金の両方に該当すると推察できる者には、年金相談を促す文書を送付し、結果回答を依頼する。
- ・法令、通知、通達等に基づく業務取扱の徹底やお客様に対する接遇の向上を図るためグループ内で教育研修を実施し、職員のスキルアップを図り、お客様の満足度を高める。
- ・現金給付の申請書等のパンフレット等については、加入者等がよりわかりやすいものに改善する。また、基幹業務システムを駆使して、お客様のニーズにあった相談対応を充実させるとともに郵送による申請を進める。
- ・任意継続被保険者保険料については、口座振替や前納の利用促進を図る。

(2) 高額療養費制度の周知

- 高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを勧奨するサービスを推進する。
- 平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれる高額療養費制度については、事業所や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。

(3) 被扶養者資格の再確認

- 被扶養者資格の再確認については、被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止や加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、業務を行う。

(4) 柔道整復施術療養費・はりきゅう療養費等の照会業務の強化

- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、患者調査を実施する。必要に応じて施術者に照会を実施し、厚生局等に情報提供を行う。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- はり・きゅう・マッサージの療養費の疑義案件については、同意医師への文書照会や患者調査を実施する。

(5) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

- 不正請求の疑いのある申請等を確認した場合は、「保険給付適正化プロジェクトチーム会議」を開催し、また、必要に応じて事業主への立ち入り検査を実施するなど不正請求防止のための審査を強化する。
- 本部より情報提供される傷病手当金、出産手当金で、資格取得日または月額変更日から近い請求にかかる支給済データの内容を精査し、事業主への立ち入り検査を実施する。

○事業主に対する立ち入り検査を行う権限を最大限に活用し、被保険者資格等に疑義ある請求については積極的に立ち入り検査等を実施し、保険給付の適正化を徹底する。また、立ち入り検査を実施する際は、日本年金機構と連携・協力をしながら合同で立ち入り検査を実施する。

(6) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

○資格を喪失した加入者の被保険者証回収について、日本年金機構が行う催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、文書による二次催告の他、電話（被保険者および事業所）催告や訪問を取り混ぜた催告を実施、文書による三次催告を行い、被保険者証の回収を強化する。また、事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて周知を行う。

(7) 積極的な債権管理回収業務の推進

○喪失後受診等により発生する返納金債権については、早期回収を目的に設置した債権担当チームにより着手し、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

○本部で開催する会議や研修会を通じ債権回収業務のノウハウを取得し、債権回収業務の効率化を図り、債務者の状況等に応じ、支払督促・訴訟等の法的手続きを実施し効果的な回収を行う。

○特殊な案件については、「債権プロジェクトチーム会議」を開催して対応方法を検討し、実践する。

(8) レセプト点検の効果的な推進

○被保険者1人当たり点検効果額目標

- ・資格点検 1, 430円 （25年度実績を上回る）
- ・外傷点検 370円 （25年度実績を上回る）
- ・内容点検 800円 （25年度実績を上回る）

○レセプト抽出機能を効果的に活用し、点検業務の充実を図る。

○点検情報（査定事例）の共有化や研修を実施し、点検技術の向上を図る。

○レセプト情報を活用し、多受診者に対する適正受診の啓発、指導を実施する。

	<p>(9) <u>健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</u></p> <p>○研修会等の開催により制度の周知や健康保険事業に対する理解を深めていただくとともに、事業主や加入者に対する広報、相談等の事業を推進していく。</p> <p>また、健康保険委員表彰を実施するとともに、委嘱者数の更なる拡大を図る。</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：81,633人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：68.0% (実施見込者数：55,511人) ・事業者健診データ 取得率：3.1% (取得見込者数：2,531人) <p>○被扶養者（受診対象者数：27,069人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：31.0% (実施見込者数：8,392人) <hr/> <p>(2) 保健指導</p> <p>○被保険者（実施対象者数：11,260人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：19.6% (実施見込者数：2,202人) (内訳) 協会保健師実施分 18.8% (実施見込者数：2,112人) アウトソーシング分 0.8% (実施見込者数：90人) <p>○被扶養者（実施対象者数：655人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：9.2% (実施見込者数：60人)

(3) その他の保健事業

○保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ・ 健診データや医療データに関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握したうえで、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、効果的な保健事業を実施する。
- ・ 「健康づくり推進協議会」において専門的な観点から、山梨支部の状況を踏まえた保健事業についての検討を行い、より効果的な保健事業を推進していく。
- ・ 保険者協議会、地域・職域連携推進協議会の場や加入者の関係する団体等を通じて自治体や他の保険者、関係団体と連携を深め、共同して保健事業の推進ができるよう働きかける。
- ・ 健康保険委員等の協力を得て、健康づくり事業を実施する。
 - ① 全県を対象とした軽スポーツ大会（ソフトバレーボール等）
 - ② 地域ごとのウォーキング大会等
 - ③ 体力測定（軽スポーツ大会、ウォーキング大会の開催時に併せて実施）
 - ④ 健康相談等（市町村等で実施する健康祭りなどのイベント等へ積極的に参加し開催）
- ・ 保健指導訪問時及び健康保健委員を委嘱している事業所の分煙調査・分析を行う。

(4) 受診勧奨対策

○未受診者対策の強化

- ・ 生活習慣病予防健診実施委託機関による未受診事業所への受診勧奨を実施する。
- ・ 事業所健診結果データの提供の促進のための周知・勧奨を実施する。

○特定保健指導の実施率向上

- ・ 特定保健指導未実施事業所への勧奨活動の強化を図る（文書、架電、訪問）。
- ・ 被扶養者への特定保健指導実施機会の増設を図る（市町村健診結果説明会との同時実施、来所相談の設営等）。
- ・ オプトアウトによる特定保健指導実施についての広報の強化を図る。
- ・ 支部独自の健診案内の作成を行うことで、被保険者、被扶養者への健診受診勧奨を強化する。

○保健指導の利用促進

- ・ 保健指導を活用し従業員の健康管理を効果的に実施していくという認識を深めてもらうために、健診データや医療費分析、保健指導の効果等の情報提供を行い、保健指導の利用促進を図る。

4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 新システム への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務マニュアル等を活用した研修を行い、新業務・システムの習熟度を段階的に高めていく。 ○「支部プロジェクトチーム」を設置し、業務の移行・新機器設置・申請書様式の変更等に伴う検討、準備を推進する。
	<p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制（ガバナンス）、各グループ間の連携の強化を図る。 ・必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ・日本年金機構等との連携を図るための定期連絡会等を開催する。 ○コンプライアンス・個人情報保護の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を徹底する。 ・各種規程の遵守やアクセス制限、パスワードの適切な管理等を徹底する。 ○リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練などリスク管理体制の整備を図る。
	<p>(3) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員として各階層求められる能力や知識の習得並びに企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野についての研修に積極的に参加させ、人材育成を推進する。 ○外部講師による講演等を実施し、研修内容の充実を図る。 ○職員及び契約職員を対象とした項目別の研修を実施し、スキルアップを図る。
	<p>(4) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○より良いサービスを目指し、職員のコア業務（医療費適正化のための総合的な対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）に重点を置き、業務の改善を図る。

(5) 経費の節減等の推進

- 業務の実施方法の見直しを行うとともに、競争入札・見積競争の徹底を図り、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努める。
- システム刷新による業務プロセスの見直しにあたり、経費削減の観点からも検討を行う。
- ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成26年度 事業計画（長野支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 医療費適正化の取組強化</p> <p>①ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>ア. 削減効果通知サービスの継続実施</p> <p>イ. 動画共有サービスによる発信</p> <p>ウ. 「ジェネリック医薬品促進連絡会」をはじめとした県との連携</p> <p>②レセプト点検効果額の拡大</p> <p>【目標】</p> <p>資格点検効果額 平成25年度と同水準</p> <p>外傷点検効果額 平成25年度比 +10%</p> <p>内容点検効果額 平成25年度比 +3%</p> <p>査定点検効果額 平成25年度比 +10%</p> <p>ア. 早期の返納金調定</p> <p>イ. 保険会社との損害賠償金求償の定期的な交渉</p> <p>ウ. 負傷原因照会回答の確実な追跡</p> <p>エ. 自動点検などのシステムを活用した点検拡大</p> <p>オ. 新たな事例の発見に注力</p> <p>カ. 点検スキル向上にむけた効果的な研修</p> <p>キ. 保険給付等補助員の点検拡充</p> <p>ク. 再審査目標件数 5,500件/月</p> <p>③債権回収の強化</p> <p>【目標】</p> <p>前年度を上回る回収率</p> <p>ア. 納付督促スケジュールの確実な実施</p> <p>イ. 電話督促、訪問督促の体制強化</p> <p>ウ. 住所不明者の住民票請求による追跡</p> <p>エ. 法的対応の強化</p> <p>④システム刷新への取り組み</p> <p>【目標】</p> <p>新システムへのスムーズな移行</p> <p>⑤パイロット事業の計画運営</p> <p>⑥データヘルス計画の策定</p> <hr/> <p>(2) 解り易い広報の実践—効果的なメディアミックスの実施</p> <p>①公共媒体の活用</p> <p>県、市町村広報誌並びに各種団体広報誌の活用</p>

	<p>② IT活用の強化 ア. ホームページ、メールマガジンの利用促進 イ. 動画共有サービスによる発信</p> <p>③ ラジオ放送の継続実施</p> <p>④ パブリシティの活用 地元メディアへの発信力強化</p> <p>(3) 加入者ニーズの収集 「フェイス to フェイス」のコミュニケーション活動 ア. 事業所訪問による健康保険委員との意見交換の実施 イ. 健康づくり推進者育成にむけた健康保険委員研修会の実施</p> <p>(4) 各種データ分析の実施 ① 医療費分析の実施 ② 健診結果データの分析 ③ 受療行動分析</p> <p>(5) 情報発信の強化 ① 地共同体主催の協議会、検討会への参加と分析結果の発信 ② 健康保険委員や加入事業所に対する分析結果の発信 ③ 分析結果を反映した保健事業の展開 ④ 関係団体、加入企業との健康増進啓蒙イベントや講演会の共催又は参加 ⑤ 地共同体との健康づくりにむけた包括協定の締結</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組 ① お客様ニーズの把握 ア. 「お客様の声」の共有 イ. 窓口担当者の収集情報の活用 ② サービススタンダードの堅持 ア. 平成25年度長野支部水準を堅持 イ. 担当者間の業務フォロー体制の強化 ウ. 業務進捗状況の一元管理の実施 ③ 事務処理誤り防止の徹底</p> <p>(2) 窓口機能の強化と効率化 ① 年金事務所窓口機能の強化 ア. お客様向け情報発信機能の整備 イ. 支部とのお客様ニーズの共有促進 ウ. 窓口担当者の業務知識の向上 ② 年金事務所窓口運営の効率化 ア. 窓口開閉日設定の検討 イ. 郵送化推進の広報展開と郵送化率の向上</p>

	<p>(3) 適正な給付業務の推進 不適切な申請案件への対応力の強化 ア. 不適切事例の共有と審査時のチェックポイントの共有 イ. 柔道整復施術療養費等への照会業務の強化及び適正受診の広報実施 ウ. 保険給付適正化プロジェクトチームによる検討会の開催 エ. 事業所調査が必要な案件では年金事務所と合同で調査を実施</p> <p>(4) 制度の周知 ア. 新規適用事業所への周知 イ. 被保険証適正使用について各種説明会、広報媒体で周知 ウ. 高額療養費制度の周知（制度改正実施時に加入者、事業所等へ）</p> <p>(5) 被扶養者資格の再確認</p> <p>(6) 被保険者証回収強化</p> <p>(7) システム刷新への取組み 新システムへのスムーズな移行</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診 ①被保険者（40歳以上）（受診対象者数：218,314人） 【目標】 生活習慣病予防健診 実施率：48.6%（実施見込者数：106,000人） 事業者健診データ 取得率：9.2%（取得見込者数：20,000人） ア. アップロードサービス活用の広報 イ. 生活習慣病予防健診機関において受診勧奨活動の随時依頼 ウ. 新規適用事業所への勧奨 40歳以上の対象者20人以上事業所への訪問勧奨 エ. 事業主に対する利用訪問勧奨</p> <p>②被扶養者（受診対象者数：66,046人） 【目標】 特定健康診査 実施率：23.5%（実施見込み者数：15,540人） ア. 受診中の方の検査データの取得（上田市・佐久市） イ. 健診実施機関一覧の発送・電話等の受診勧奨（上伊那地区モデル実施） ウ. 新規加入者への受診券随時発送</p> <p>(2) 保健指導 ①被保険者の特定保健指導（実施対象見込者数：22,680人） 【目標】 特定保健指導 実施率：24.5%（実施者数：5,553人） （内訳）協会保健師実施分 20.3%（実施見込者数：4,600人） アウトソーシング分 4.2%（実施見込者数：953人） ア. アウトソーシング委託機関の開拓 イ. 保健指導修了者に対するヘルスアップ検査の提供</p>

	<p>ウ. 特定保健指導専用 IT ツールの活用</p> <p>②被扶養者の特定保健指導（実施対象見込者数：1,243人）</p> <p>【目標】</p> <p>特定保健指導 実施率：12%（実施見込者数：150人）</p> <p>ア. 医療機関に対する実施強化依頼</p> <p>イ. 協会保健指導者による実施</p> <p>(3) その他の保健事業 健康づくり啓発セミナーの開催</p> <p>(4) 受診勧奨対策</p> <p>①健診・保健指導実施率向上のための広報活動</p> <p>②受診中の方の検査データの取得（上田市に加え佐久市）</p> <p>③協会個別契約における無料（自己負担なし）特定健診集団健診の実施</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 経費削減・業務効率化の推進</p> <p>①消耗品在庫管理の徹底</p> <p>②調達審査委員会の的確な運営と公表による透明性の確保</p> <p>③時間管理の徹底と生産性の向上</p> <p>④節電対策の取組強化</p> <p>⑤業務改善委員会の活性化と提案活動の展開</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>①業務遂行をとおしたOJTの活用による人材育成の実施</p> <p>②本部集合研修への計画的派遣</p> <p>③評価者レベルの向上と人事評価ルールの徹底</p> <p>④「一声プラス運動」の継続実施</p> <p>⑤定期的ジョブローテーションの実施</p> <p>(3) コンプライアンスと個人情報保護の徹底</p> <p>①コンプライアンス委員会の適時開催</p> <p>②新任者に対するコンプライアンスプログラムの実施</p> <p>③自主点検の活用</p> <p>④案件や事例の職員への周知</p> <p>(4) 顧客満足向上の推進</p> <p>①顧客満足度調査結果の分析</p> <p>②業務改善委員会による改善対応策の検討</p> <p>(5) 業務・システム刷新にかかる諸準備の推進</p> <p>①本部・支部間の情報の伝達</p> <p>②支部内研修の企画と実施</p> <p>③支部の事務処理体制の整備</p> <p>④新しい業務・システムの早期定着の推進</p>

平成26年度 事業計画（岐阜支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した以下の事項について更なる充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療に関する情報の収集と分析 <ul style="list-style-type: none"> ・「データヘルス計画（仮称）」を作成し、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化対策を推進する。 ○医療に関する情報の加入者・事業主への提供 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌により、定期的な情報の提供を行う。 ・こども医療費が高水準である状況を鑑み、自治体と連携のうえ、小中学校等で「医療費啓発チラシ」を配布し、子育て層を中心にコスト意識を喚起する。 ・返納金発生の抑制に繋げるため、全事業所へ「被保険者証回収漏れ防止ポスター」を配布し、職場への掲示依頼を行う。また、被保険者証発行時に、注意喚起を記した「被保険者証ケース」の配布を行う。 ・メンタルヘルスセミナーの実施により、職場における健康管理意識の向上を図る。 ○都道府県など関係方面への積極的な発信 <ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村の各種協議会等に参加し、協会が収集・分析したデータを踏まえて、意見の発信を行う。 ○他の保険者との連携や共同事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会へ医療費、健診データを提供し、県内の他保険者との情報共有を推進する。 ・小中学校等での「医療費啓発チラシ」の配布に際し、他の保険者にも参画の呼びかけを行う。 ○保健事業の効果的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種情報を活用し、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、より効果的な保健事業を推進する。 ・加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。 ○ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・医師会、薬剤師会等の関係団体と情報・意見交換等により、使用促進と定着に向けた支援を要請する。 ・広報誌、ホームページ、メールマガジンや健康保険委員を通じて、繰り返し周知広報を行う。 ・被保険者証発行時、および高齢受給者証送付時にジェネリック希望シールを同封し、ジェネリック医薬品の浸透を図る。 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額通知により使用促進を図るとともに、通知目的について広報誌等において広く周知する。

	<p>(2) 医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、及び現金給付の審査強化に努める。また、現金給付の審査について、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権の、慎重かつ適正な行使に努める。 <p>(3) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜支部の医療費や健診結果等の分析を行い、特徴や課題をわかりやすくまとめ、分析結果の公表を行う。また、分析結果を保険者協議会等の機会を通じて、関係方面へも積極的に発信する。 <p>(4) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、メールマガジンの発行等を通じて、定期的に情報を提供する。情報の提供にあたっては、加入者の視点に立って、わかりやすい表現の使用に努める。 ・関係団体との連携による広報や各種メディアを活用した広報を実施する。 ・保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。 <p>(5) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担のあり方等について、広く国民の理解を得るための情報発信を行う。 ・財政基盤強化の必要性や協会要請事項について理解いただくための発信を中小企業団体等関係方面へ広く実施していく。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見や苦情等をより多く吸い上げる工夫をすることにより、引き続き加入者等の意見やニーズを把握し創意工夫を活かしたサービスの向上を図る。 ・サービススタンダード（受付から振込までの期間）の管理体制を再検討し、着実に実施する。 ・申請書等の記載要領、パンフレット等、加入者等から見て分かりやすいものとなるように改良する。また、申請書類の配置拡大を図り、郵送による申請を促進する。 <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費制度については平成26年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその制度内容の周知を行う。 ・高額療養費の未申請者に対する手続き勧奨サービスを継続実施する。 ・高額療養費の現物化及び手続きの簡素化のため、限度額適用認定証の広報を継続実施する。 ・限度額適用認定証の利用状況をもとに、県内医療機関に対して協力を引き続き要請する。 <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請や相談の窓口サービスの状況を見ながら、年金事務所との連携のあり方や年金事務所窓口における効率化を検討する。 ・窓口契約職員への情報提供を充実させることにより、お客様へ正確で満足度の高いサービスを実現する。

(4) 被扶養者資格の再確認

- ・日本年金機構との連携を図り、事業主の協力のもと、的確に業務を遂行する。
- ・臨時職員を活用し、効率の良い業務遂行を図る。

(5) 療養費の給付適正化の推進及び柔道整復施術療養費における照会業務の強化

- ・療養費全般の審査強化体制を整備し、医療機関、申請者等への照会を効率的に行う。
- ・柔道整復施術療養費における多部位、頻回（3部位かつ月15日以上）の申請については加入者に文書照会を行い、その結果、請求内容に疑義がある申請に対しては、施術者照会を強化していく。
- ・厚生局との情報交換を密にすることにより、連携した審査を展開する。
- ・柔道整復施術療養費や、はり・きゅう、あんま・マッサージの保険給付について、正しい知識を普及させるための広報を実施し、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金等不正請求の防止

- ・不正請求疑いの事案が発生した場合、対応策の検討のために対策会議を随時開催する。
- ・事業所調査が必要な場合、慎重かつ適正に立入検査を実施するとともに、日本年金機構と連携し合同調査を積極的に進める。
- ・一方で加入者に対する適正な申請を促進するために広報を継続実施する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

- ・システムを活用した点検を推進する。
- ・点検員のスキルアップを図るために、審査事例の集約・共有化、研修を実施する。
- ・点検効果向上に向け、行動計画を策定・実施し、進捗の管理及び課題の施策に努める。
- ・資格喪失後受診の防止や外傷時における届出について、積極的な広報を実施する。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化及び周知の推進

- ・協会けんぽが行なう一次、二次催告の前に、日本年金機構が行なう返納通知に協会けんぽの返納案内文書及び返信封筒の同封を継続実施する。
- ・事業主は被保険者証を回収および返納しなければならないことの周知を図る。

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ・発生した返納金債権等については早期回収に努めるべく、文書催告の他、電話や訪問による催告を行う。
- ・法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。
- ・債権回収対策会議にて現状の共有を図り、実施すべく効果的な回収方法等の対策検討を行う。

(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

- ・研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。
- ・アンケート等の実施により意見を聴く機会を設け、支部運営の参考とするとともに、結びつきを強固なものにする。
- ・広報誌等を通じて、委員制度の存在や活動内容を周知し、委嘱者数の拡大に努める。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

保険者機能強化アクションプラン（第2期）に基づきデータヘルス計画（仮称）を作成し、生活習慣病の重症化予防を図るとともに、より効果的な保健事業を推進する。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業主や加入者に健康の大切さを認識いただくことで、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。

特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村との連携強化を図るとともに、協会主催の集団健診を実施する。また、確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用などを進める。

また、保健指導利用者の拡大を図るために、保健指導利用者の健診データや医療費データ等の分析から保健指導の改善効果を示し、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、対象者に応じたより効果的な保健指導を実施する。

事業者健診データの取得については、事業主への勧奨効果が大きいと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）を最大限活用し、県および労働局と連携を図り、事業所に対する適切な広報や事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

○健診

- ・被保険者（40歳以上）（受診対象者数：233,411人）
 - 生活習慣病予防健診 実施率：52.0%（実施見込者数：121,373人）
 - 事業者健診データ 取得率：11.0%（取得見込者数：25,675人）
- ・被扶養者（受診対象者数：84,300人）
 - 特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：16,860人）

○保健指導

- ・被保険者（実施対象者数：26,344人）
 - 特定保健指導 実施率：17.5%（実施見込者数：4,609人）
 - （内訳） 協会保健師実施分 11.0%（実施見込者数：2,897人）
 - アウトソーシング分 6.5%（実施見込者数：1,712人）
- ・被扶養者（実施対象者数：1,319人）
 - 特定保健指導 実施率：6.0%（実施見込者数：79人）

(3) その他の保健事業

- ・こころの健康づくり対策として、職域メンタルヘルスセミナーを実施する。
- ・市や各関係機関と連携し、地域での健康づくり事業へ出展し、健康意識の向上を呼びかける。
- ・健康増進・意識向上を目的とした健康ウォーキング等を実施する。

(4) 受診勧奨対策

- ・事業所に対し、事業者健診のデータ提供依頼及び生活習慣病予防健診（特定健診）の受診勧奨を実施する。
- ・健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対し受診勧奨を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・他保険者と連携を図り、がん検診と特定健診双方の受診案内をすることにより受診の促進を図る。 ・特定保健指導の実施率の向上のため、事業所・被保険者・被扶養者に対し保健指導の周知を図る。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1)業務・システムの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部との連携により、事務処理体制の整備や各種研修等を実施し、新しい業務・システムへの早期定着を図る。 <p>(2)組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 本部との適切な支援・協力関係を維持し、内部統制（ガバナンス）を強化する。 支部内の部門間連携及び組織運営体制を強化する。 ・実績や能力本位の人事の推進 <ul style="list-style-type: none"> 目標管理制度を活用し、実績や能力本位の人事を推進する。 ・協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着 <ul style="list-style-type: none"> 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。また、環境整備委員会の開催により、ハード・ソフト両面の充実を図る。 ・コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）に関する内部及び外部からの通報制度を実施するとともに、研修等を通じてその遵守を徹底する。また個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限・パスワードの適切な管理を常時点検し徹底する。 ・リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> 適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催等、リスク管理体制を整備する。 <p>(3)人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各階層及び各種業務別に求められる能力や知識習得の為の研修を実施する。 ・加入者等に好感をもたれる人材の育成（窓口アンケートの参照）を図る。 <p>(4)業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック単位の業務改革会議等を通して、業務改善や他支部との連携事業等を検討する。 ・各グループ間の連携の強化を図り、更なる効率的な業務体制を構築する。 <p>(5)経費の削減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法の見直しの検討を行う。 ・競争入札や消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 ・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成26年度 事業計画（静岡支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>【保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進】</p> <p>(1) 保険者としての情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、医療に関する情報の収集・分析を県と連携・協働して更に進めるとともに、県をはじめ関係方面（県内市町・他保険者等）に積極的に発信し、市町との連携に活用する。また、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、データヘルス計画を作成する。 <p>(2) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者及び事業主に対し、当協会事業について広く周知するため、広報紙やホームページを活用するとともに県・市町・関係団体との連携による広報などメディアへの発信力を強化する。 ○ メールマガジン登録数の拡大を図り、事業主・加入者に対するタイムリーな広報を推進する。（25年度を上回る） <p>(3) 健康保険委員の活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険委員については、事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただくため、委嘱者数を増やすとともに活動を強化し広報、相談、各種事業をさらに推進していく。 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策を踏まえ、ジェネリック医薬品自己負担軽減額の通知サービス、ジェネリック医薬品希望シールの配布、ホームページ等により使用のメリットに関して周知し、使用の促進を図る。（平成25年度を上回る） ○ 引き続き、花粉症等アレルギー疾患の対象者にジェネリック医薬品使用促進チラシを送付するとともに、他の疾患についても拡大を図る。
2. 健康保険給付等	<p>【サービス向上のための取組】</p> <p>(1) 業務改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者等の意見・要望等に迅速に対応しサービスの改善に結びつけるとともに、職員へのフィードバックを行い、創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組む。 <p>(2) サービススタンダードの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病手当金等の現金給付の支給申請については、返戻・照会分を除き、受付から支払（振込）までに要するサービススタンダード（10営業日以内）に則り、その支給状況を適切に管理し、着実な支給を行う。 <p>(3) お客様満足度向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修等を通じ接客マナーと知識の習得をすることで、お客様へのサービス向上を図る。 <p>(4) わかりやすい申請書様式への変更の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現金給付の支給申請書について、加入者がわかりやすく記載しやすいものに変更されることから、新様式への切り替えを円滑に進める。 <p>(5) 高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 27年1月より所得区分の改正が見込まれるため、改正内容を十分周知するとともに、限度額適用認定証の利用の促進を図る。また、高額療養費未申請者に対するターンアラウンド方式による申請勧奨を推進する。 <p>(6) 窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ お客様へのサービス低下とならないよう、インターネットを活用した申請書の取得など、来所していただく必要のないサー

ビスを積極的に周知し郵送化を推進する。

【医療費適正化のさらなる推進】

(1) 被扶養者資格の再確認

- 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。

(2) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また、照会時にパンフレットを同封して柔道整復施術受診についての正しい知識の普及と適正受診の促進を図る。

(3) 医療費のお知らせの送付

- 定期的に医療費のお知らせを送付することで、医療費や健康に関心を持っていただき医療費の抑制を図る。

【現金給付の審査強化】

(1) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止

- 不正請求の疑いのある申請等には、保険給付適正化プロジェクトチームで事案の検討を行い、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、日本年金機構等の関係機関とも連携し調査に取り組み、保険給付の適正化に努める。

(2) 療養費の適正化

- 海外療養費の不正請求を防止するため、申請書に添付された診療明細の精査など支給申請の審査を強化する。
- はり、きゅう、あんまマッサージ施術にかかる療養費申請における頻回施術、往療料の算定及び医師による治療との併給等について、必要に応じて施術所、同意医師及び患者等への照会を行い適正化に努める。

【レセプト点検の強化】

(1) 内容点検効果額の向上

- 点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、前年度を上回る効果額を目標とする。
- スキルアップ事業への積極的参加、他支部査定事例の分析・活用、研修の実施などスキル向上への取組みを強化し、点検技術の底上げと平準化を図る。
- 自動点検マスタ等システムを活用した効果的な点検を徹底する。
- 点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

(2) 外傷点検の的確な実施

- 労働災害該当の的確な把握と労働基準監督署への届出促進を図る。
- 第三者行為による傷病該当者に対する届出促進及び負傷原因届の回収率向上を図り、損害賠償請求を適切に実施する。

(3) 資格点検の的確な実施

- 無資格受診を早期に把握するため、計画的かつ的確な点検を実施する。

【債権の発生防止と債権回収業務の推進】

(1) 資格喪失後受診等による債権発生防止のための被保険者証回収の強化

- 資格喪失者における未回収被保険者証については、日本年金機構において当支部と連携した一次催告を実施するとともに、当支部では、文書による二次催告、電話や訪問を取り交ぜた三次催告を積極的に行い、被保険者証の回収を強化する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 喪失後受診による債権発生防止のため、被保険者証送付時に注意喚起のカードを同封するなど事業主や加入者に対し被保険者証回収の意識向上を図る。 (2)積極的な債権管理回収業務の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 債権の適切な管理を行い、文書催告の他、電話や訪問による催告を行い、債権の早期回収を図る。 ○ 約束不履行者や納付拒否者など納付意思がない者については、法的手続きによる回収を積極的に実施する。 ○ 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を行い、より確実な回収を実施する。 ○ 会議、研修等により、担当者の回収業務のノウハウの取得及び効果的な回収方法、体制の実施を図る。
3. 保健事業	<ul style="list-style-type: none"> (1)健診 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：334,412人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：56.8%（実施見込者数：189,946人） ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：16,721人） 生活習慣病予防健診の受診勧奨及び事業主健診結果データ取得に関して、労働局・生活習慣病委託健診機関と連携し、取組みの強化を図る。 ○ 被扶養者（受診対象者数：100,863人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：18.6%（実施見込者数：18,761人） 市区町の実施するがん検診と同時実施の拡大に向け、静岡県及び保険者協議会等と連携を図り促進する。 (2)保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（実施対象者数：37,406人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.1%（実施見込者数：3,778人） <li style="padding-left: 40px;">（内訳） 協会保健師実施 7.5%（実施見込者数：2,805人） <li style="padding-left: 40px;">アウトソーシング分 2.6%（実施見込者数：973人） ○ 被扶養者（実施対象者数：1,332人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.1%（実施見込者数：135人） (3)その他の保健事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 付加価値を付けた特定集団健診を実施 ○ 高血糖者への受診勧奨 (4)受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養家族へ直接の特定健診受診勧奨案内（がん検診との同時受診用） ○ 生活習慣病予防健診受診者の問診票発送時に被扶養者特定健診の受診案内リーフレット同封 ○ オプトアウトの同意書を利用した保健指導利用案内 ○ 会場指定による特定保健指導
4. 組織運営及び業務改革	<ul style="list-style-type: none"> (1)業務・システム刷新 <ul style="list-style-type: none"> ・27年1月の新システム稼働に向け、本部と一体になって事務処理体制の整備や各種研修を実施し、円滑な移行と早期定着を図る。 (2)組織の適切な運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の検証を随時実施し、必要に応じ見直しを行い運営体制の強化を図る。

- コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティ等の徹底
 - ・ 打合せ会、研修等を通じ遵守を徹底する。
 - 事務処理誤りの発生防止
 - ・ 事務処理誤り防止に向け、事務処理手順書を順守するとともに、効率的なチェック体制等の徹底により事務処理誤りの発生を防止する。
- (3) 組織環境
- 職場におけるコミュニケーションの強化
 - ・ 自由闊達な気風と創意工夫に富んだ風通しの良い組織風土づくりを目指す。
 - ・ 朝礼を活発化し、情報共有を密にする。
 - 人材育成の推進
 - ・ 中長期的視点から、リーダー、スタッフ各階層での研修の実施及びジョブローテーション「一人三役体制」の確立を図るとともに、e-ラーニングの実施や通信教育講座などへの参加を呼び掛ける。
 - 業務改革の推進
 - ・ 支部業務改革検討会を開催し、加入者の利便性及びサービスレベルアップへ向け現状業務の更なる効率化に努め改善を図る。また定型的な業務についてはアウトソーシングを推進する。
- (4) 経費節減
- 競争入札等の実施
 - ・ 予定価格50万円を超える契約について一般競争入札を実施する。
 - 適切な在庫管理
 - ・ 物品（備品・消耗品）等の払出・在庫状況等を常に把握し適切な在庫管理を行う。
 - エネルギー消費の無駄などの削減
 - ・ 業務上支障のない消灯及び室温管理の徹底等、電力消費の軽減を実施する。

平成26年度 事業計画（愛知支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) ジェネリック医薬品の使用促進（目標値 25年度実績を上回る）</p> <p>A. ジェネリック医薬品の使用促進。加入者、事業主向けの広報（ジェネリック通知発送時を中心に実施）</p> <p>B. ジェネリックお願いシールの使用促進（被保険者証新規発行時に同封、イベントやセミナーでの配布）</p> <p>C. 健保連等、他保険者との連携による周知活動や、健康保険委員向けの広報を強化する。</p> <p>D. 新 愛知県等地方自治体と連携し、事業所担当者向けの研修会の開催を検討</p> <p>E. 新 医療関係者、薬局関係者等医薬品従事者への働きかけを行い、セミナー等の開催を検討</p> <p>(2) 他保険者を始めとする関係団体との連携</p> <p>A. 三師会との協力関係を図るため、定期的に情報交換をおこなう。</p> <p>B. 愛知県や健保連を始めとする自治体、他保険者との連携強化のため、事務打合せ会を実施する。</p> <p>C. 地方自治体における会議等での発言力強化のため、支部取り組み事例を積極的に発信</p> <p>(3) 加入者、事業主等に対する広報活動の推進</p> <p>A. 広報にかかるモニター会議を活用し、より加入者、事業主目線の広報の展開</p> <p>B. メルマガ会員の拡大</p> <p>C. 関係団体（自治体、三師会、健保連等）との共催による広報活動の実施</p> <p>D. 新聞・ラジオなど、地元マスメディアの活用</p> <p>E. 申請書の書き方などについて、既製品、オリジナルを問わず、加入者のわかりやすい冊子の作成</p> <p>F. 小ロットでも印刷可能な体制を支部内に整え、封筒余白を利用したオンタイムでの情報の提供</p> <p>G. 医療費適正化にかかる啓蒙用ポスターを市内小学校から募集し、スーパーや駅などに掲出して、健診受診率の向上を図る。</p> <p>H. 被保険者証携行、退職時等の返納に関する広報の強化</p> <p>I. 新 高額療養費の制度改正を周知するとともに、医療機関と連携した限度額適用認定証の活用促進を図る。</p> <p>J. 新 健康管理読本の作成</p> <p>K. 新 社会保険労務士会と連携した広報の充実</p> <p>L. 限度額適用認定申請書設置に係る医療機関等の案内（広報誌、メルマガ等）により、利便性の向上</p> <p>(4) イベントの展開</p> <p>A. 健診受診率向上のための中日健康フェアを始めとするイベントへの参加及び開催</p> <p>B. ウォーキング大会の開催</p> <p>C. 健康保険委員委嘱事業所を中心として、フットサル教室・大会の開催</p> <p>D. 愛知県歯科医師会との共同による歯科セミナーの開催</p> <p>E. 新 愛知県、名古屋市等自治体との禁煙セミナー等健康に関するセミナーの共催</p>

	<p>(5) 新 調査研究の充実及びデータヘルス計画の策定</p> <p>A. 新 統計分析班を設置する。</p> <p>B. 新 支部としての月報を発行する。</p> <p>C. 新 自治体での協議会等において、地域の実状にあわせた統計資料を作成し、発信力を高める。</p> <p>D. 新 健診結果データ、レセプトデータ等の情報の収集、分析を踏まえ、本部と協力し、データヘルス計画を策定する。</p> <p>E. 新 事業所健康度診断（事業所カルテ）を活用するなど工夫し、積極的に保健指導等の勧奨を行う。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取り組み</p> <p>A. サービススタンダード 100%の遵守（書類不備による返戻及び担当医師への症状照会などを除く）</p> <p>B. スピード感のある対応と正確な審査により、顧客満足度を上げる。（事務処理誤り 0 件をめざす。）</p> <p>C. わかりやすい広報の実施 各種給付の制度案内を広報誌などに連載</p> <p>D. 支部独自の案内リーフレットを作成し、退職者及び担当者向け説明会を開催することにより、退職時の被保険者証の返納及び切り替えをスムーズに実施できるよう案内を行う。</p> <p>E. 外国語の各種申請書、記入方法リーフレット改訂</p> <p>F. 被保険者証使用上の注意等を記載したカードを、被保険者証発行時に同封することにより、加入者等の利便性を確保する。</p> <p>(2) 調査権を行使することによる保険給付の適正化、不正請求の防止</p> <p>A. 資格取得または報酬変更直後の給付金申請に対する調査の 100%実施</p> <p>B. 新 必要に応じて事業主への立入検査を実施し、不正請求防止のための審査を強化する。</p> <p>C. 労災隠しの排除（負傷日時、場所を確認し、労災の疑いがないかを判断する。）</p> <p>D. 海外出産、海外療養費に対する審査を重点的に行うとともに、受診地域、受診者等の状況に係る統計分析を行い、情報発信を行う。</p> <p>E. 療養費（柔道、あんま・はり灸・マッサージ、治療用装具）の照会業務（患者照会、医師（施術師）照会等）を徹底することにより、1 件あたりの支給金額を 25 年度以下とする。</p> <p>F. 上記の照会時には、パンフレットを同封する等により、療養費についての正しい知識の周知徹底を図る。</p> <p>G. 医師会や治療用装具協会など関係団体との連携を強化するとともに、適正化に資すると思われる情報提供関係を構築する。</p> <p>H. 東海 4 支部業務グループ合同事務打合せ会の定期的な実施。東海 4 支部と連携を密にし、不正請求の事案や対処方法についてなど情報の共有化を図る。（年度に 1 回）</p> <p>(3) 情報の分析と発信</p> <p>A. 給付適正化に伴い収集した情報（社会保険審査官等の審査結果等）について記録し分析を行う。 その結果を、評議会や健康保険委員に公表し、適正化対策をさらに推進する。 また、分析結果をもとに調査基準と審査マニュアル更新版を作成する。</p>

B. 審査のレベルアップ

リーダー会議を通じて事案検討会を実施し、審査基準の共有化を図る。

また、審査医師による研修会を開催し、担当者の審査レベルを向上させる。

C. 健保連、国保等他保険者に情報提供するとともに、意識の共有化を目指した上で、審査基準の統一化を図る。

(4) 債権の発生抑制と早期回収

A. 被保険者証の回収強化により、回収率のアップを図る。(一般分は、全国平均以上、任継分は25年度を上回る。)

(a) 退職後の健康保険についてチラシ等作成し、愛知労働局の協力を得て、ハローワークにて開催される雇用保険説明会等を活用し、被保険者証の早期返却、退職後の健康保険を退職者に案内する。

(b) 被保険者証の返納催告(文書、電話)を計画的に実施する。任意継続被保険者の未返納者に対し訪問回収を実施する。

B. 納付期限内に納付が無かった債務者および納付約束にも拘わらず納付の無い債務者に対して更なる徴収の強化をはかる。文書催告および、電話催告を計画的に実施。なお、高額債務者に対しては、訪問催告を計画的に実行する。

C. 返納金等の回収を強化し、返納金等の回収率については、平成25年度実績を上回る。

D. 顧問弁護士を積極的に活用し、高額・悪質な債務者に対し支払督促や、催告や訴訟など法的措置を講ずる。(年間18件以上)

E. 債権担当者会議のメンバーは、グループ代表者会議出席者とし、支部全体で債権の発生抑制、債権回収に取り組む。

D. **新**市町村と連携し、返納金に係る債権債務を保険者間で直接精算する仕組みを整える。

(5) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格再確認の実施。被扶養者に該当しなくなった者の無資格受診防止や、高齢者医療に係る拠出金適正化のため、年金事務所・愛知事務センターと連携し、事業主の協力を得て的確に実施する。

(6) レセプト点検

A. レセプト点検効果向上計画の実行及び進捗会議の開催(月1回)

自動点検マスタ・本部点検ツールの活用

レセプト点検員および内容点検職員のレベルアップ

本部・ブロック・支部主催会議への参加および確実な伝達

レセプト点検員との面談(年3回)

審査医師からの医学的な助言をもとに点検領域の拡大を図る。(内科月2回、整形月1回、歯科週1回)

他支部を交えた会議を開催し、情報の共有化と事務効率を図る(随時)

勉強会の開催及び情報の共有(医科・調剤月1回、歯科週1回)

査定効果額については平成24年度実績額を上回る額とする。

B. 支払基金との定例的な打合せによる情報の共有化を図る。(年8回)

C. 不適切な請求が継続する場合には、医療機関等に確認を行い、厚生局・支払基金等に情報提供を行う。

D. **新**多重受診者に対して、文書等により指導を実施(随時)

	<p>E. 過失割合や損保会社との交渉テクニック等幅広い分野において顧問弁護士の活用を促進することにより、外傷点検でのレベルアップを図る。</p> <p>F. 加入者一人あたりの点検効果額（年間目標） 内容点検については平成 24 年度実績を上回る額を目標とする。 資格点検については業務第 2 グループと連携し被保険者証回収の強化を図り適正な額とする。</p> <p>(7) 限度額適用認定証制度の周知 A. 限度額適用認定証使用率の更なる向上を図るため、広報誌、健康保険委員向け研修等の機会を活用する。 B. 新 公共交通機関を活用した周知広報の実施（名古屋市と共催）</p> <p>(8) 健康保険委員委嘱数の拡大及び活動強化 A. 年金事務所や社会保険委員会と連携を強化するなどの方策から、健康保険委員委嘱数の拡大を図る。 B. 健康保険委員活動の強化のため、実務研修等を実施する。 C. 日本年金機構との共同による健康保険委員表彰等を実施する。（平成 26 年 11 月 11 日予定） D. 新 ホームページを活用した健康保険に関する知識の向上等</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診 A. 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：700,278人） ・生活習慣病予防健診 実施率：42.0%（実施見込者数：294,116人） ・事業者健診データ 取得率：8.0%（取得見込者数：56,022人） B. 被扶養者（受診対象者数：256,469人） ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：51,293人）</p> <p>(2) 保健指導 A. 被保険者（実施対象者数：75,280人） ・特定保健指導 実施率：13.3%（実施見込者数：10,000人） （内訳） 協会保健師実施分 6.65%（実施見込者数：5,000人） アウトソーシング分 6.65%（実施見込者数：5,000人） B. 被扶養者（実施対象者数：4,154人） ・特定保健指導 実施率：5.1%（実施見込者数：211人）</p> <p>(3) その他の保健事業 A. 「健康づくり推進協議会」の運営 B. 社会保険委員会等の関係機関と協力して中小企業向けのメンタルヘルスセミナー講習会の開催 C. 自治体及び他保険者との共催による受診勧奨 D. 健康促進イベントを活用した健診等受診促進</p>

	<p>E. 新 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費の適正化、QOLの維持を図る。</p> <p>F. 新 関係機関と協力した禁煙対策</p> <p>G. 新 健診受診率の高い事業所の表彰</p> <p>(4) 受診勧奨対策</p> <p>A. 健診委託機関による受診率向上及び事業者健診データの取得促進</p> <p>B. 小規模事業所を対象にした検診車による集団健診のための、委託機関の拡大及び実施場所の充実</p> <p>C. 市町村との連携により特定健康診査とがん検診同時受診の促進</p> <p>D. 特定健康診査（被扶養者）を対象とした検診車による集団健診実施</p> <p>E. 健診実施当日に、階層化し初回面談実施可能な特定保健指導業務委託機関の拡充</p> <p>F. 自社の従業員に対する特定保健指導業務委託の推進</p> <p>G. 事業所訪問に際し、効率的・効果的な訪問の実施</p> <p>H. 大規模事業所や健康保険委員委嘱事業所への保健指導利用勧奨</p> <p>I. 特定保健指導業務委託機関との連携強化</p> <p>J. 支部の健康相談室等を活用した来所相談の実施</p> <p>K. 新 ITツールの活用による保健指導の実施</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <p>A. 週一回グループ代表者会議による支部方針・方策の確認</p> <p>B. 部・グループを超えた応援体制の強化</p> <p>C. 優秀な人材の確保（契約職員採用等）、大学訪問による新卒者への応募依頼</p> <p>D. コンプライアンス、リスク管理の徹底</p> <p>(a) 個人情報管理、セキュリティーの徹底</p> <p>(b) 自主点検の実施（半期に1回）</p> <p>(c) 各種委員会（衛生委員会・コンプライアンス委員会・個人情報管理委員会等）の定期的開催および決定事項の周知と遵守</p> <p>(d) 職員のメンタルヘルスケアのため、支援体制の強化</p> <p>(2) 人材育成の推進</p> <p>A. 事務研修（レセプト研修）、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修及びコミュニケーション研修</p> <p>B. 年金事務所職員を講師とした研修会の開催、及び年金事務所職員との意思の疎通を図る。</p> <p>C. 職員に対して実務研修等を実施し、スキルアップを図るとともに、協会けんぽのミッションの一層の浸透を図る。</p> <p>D. 新 CS研修の充実</p> <p>(3) 業務改革の推進</p> <p>A. 改善提案制度</p> <p>(a) 毎週木曜日に実施しているサービス向上・改善委員会を活性化し、CSの向上、業務の効率化を促進する。</p> <p>(b) 改善提案に対する支部内表彰（年2回）を行い、改善提案制度を促進する。</p>

(c) **新** 支部全体で業務改善を進めるという観点から、改善委員会に契約職員も加え、改善提案制度を強化する。

(d) **新** 改善提案強化月間（8月）を設置し、サービスの向上、職員の意識の向上を図る。

B. 講師派遣の運営

年金事務所における年金委員会総会および事務研究会、社会保険協会事務講習会等への健康保険手続きの説明実施
（保険証の常時携帯及び退職時等での返却、高額療養費制度（限度額適用認定証の使用促進を含む）、特定健診の広報等）

(4) 経費の削減

業務経費・一般経費の他支部比較と分析を基に経費の適切な管理を図る。
（外部倉庫の契約の見直し、コピー用紙の使用量の5%削減、外部委託の促進など）

(5) **新** 業務・システム刷新の円滑な移行

A. **新** プロジェクトチームを設置するとともに、支部職員の意識の向上を図る。

B. **新** ユニバーサルデザインを基調とした新様式の申請書について、事業主・加入者に周知を行い、円滑な導入を図る。

C. **新** 新システムに対する習熟度を上げる為、本部での研修に参加、伝達研修の実施、機械操作の研修を十分に行う。